

令和7年 第4回

甲佐町議会12月定例会会議録

令和7年12月12日～令和7年12月16日

熊本県甲佐町議会

令和7年12月定例会会議録

熊本県甲佐町議会

令和7年第4回甲佐町議会（定例会）目次

○12月12日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
散会	6

○12月15日（第2号）

出席議員	7
欠席議員	7
本会議に職務のために出席した者の職氏名	7
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	7
開議	9
日程第1 一般質問	9
追加日程第1 仮議長の選任について	47
散会	58

○12月16日（第3号）

出席議員	59
欠席議員	59
本会議に職務のために出席した者の職氏名	59
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	59
開議	61
日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	61
日程第2 議案第55号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	62
日程第3 議案第56号 竜野川防災公園条例の制定について	64
日程第4 議案第57号 甲佐町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	68
日程第5 議案第58号 甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を	

		定める条例等の一部を改正する条例の制定について ……	72
日程第6	議案第59号	甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……	75
日程第7	議案第60号	甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……	75
日程第8	議案第61号	令和7年8月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……	81
日程第9	議案第62号	西原飲料水供給施設指定管理者の指定について ……	83
日程第10	議案第63号	井戸江飲料水供給施設指定管理者の指定について ……	83
日程第11	議案第64号	広瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について ……	83
日程第12	議案第65号	打出・川平飲料水供給施設指定管理者の指定について ……	83
日程第13	議案第66号	本坂谷飲料水供給施設指定管理者の指定について ……	83
日程第14	議案第67号	町道の路線廃止及び認定について ……	90
日程第15	議案第68号	令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第6号） ……	96
日程第16	議案第69号	令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） ……	110
日程第17	議案第70号	令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号） ……	113
日程第18	議案第71号	令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） ……	115
日程第19	発議第2号	甲佐町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について ……	117
日程第20	各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について ……		120
	閉会 ……		121

12月12日（金曜日）

令和7年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第1号)

- 1. 招集年月日 令和7年12月12日
- 1. 招集の場所 甲佐町議会議場
- 1. 開会・開議 12月12日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 散会 12月12日 午前10時12分 議長宣告

1. 出席議員

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 1番 甲斐良二 | 2番 田中孝義 | 3番 鳴瀬美善 |
| 4番 森田精子 | 5番 佐野安春 | 6番 荒田博 |
| 7番 | 8番 福田謙二 | 9番 井芹しま子 |
| 10番 宮川安明 | 11番 本田新 | |

1. 欠席議員

- 7番 宮本修治

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

- 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

- | | | | |
|----------------|-------|-----------|-------|
| 町長 | 甲斐高士 | 副町長 | 三輪孝之 |
| 会計管理者 | 渡邊友美 | 総務課長 | 荒田慎一 |
| 地域振興課長 | 羽柰田直美 | くらし安全推進室長 | 山下玄介 |
| 税務課長 | 松野洋幸 | 環境衛生課長 | 田上和広 |
| 健康推進課長 | 宮崎貴美代 | 福祉課長 | 高原貞典 |
| 住民生活課長兼町センター所長 | 奥名雄吉 | 農政課長 | 上古閑一徳 |
| 建設課長 | 白石亨 | 会計課長 | 渡邊友美 |
| 企画政策係長 | 本田幸嗣 | 広報電算係長 | 中村聡健 |
| 教育長 | 蔵田勇治 | 学校教育課長 | 井上幸介 |
| 社会教育課長 | 内田健司 | 農業委員会事務局長 | 上古閑一徳 |
| 選挙管理委員会書記長 | 荒田慎一 | | |

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

- 10番 宮川安明
- 11番 本田新

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の提案理由の説明について

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○副議長（荒田 博君） おはようございます。本日、宮本議長より、傷病のため欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項により、私、副議長の荒田が議長の職務を行います。よろしくをお願いいたします。

おはようございます。

これより、令和7年第4回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございますので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○副議長（荒田 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、10番、宮川安明議員、11番、本田新議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○副議長（荒田 博君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託しておりますので、議会運営委員会副委員長の報告を求めます。

11番、本田議会運営副委員長。

○議会運営副委員長（本田 新君） それでは、ご報告いたします。

さきの定例会において付託を受けておりました令和7年第4回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る12月1日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財政係長の出席を求め、議長を交じえ、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日12月12日から16日までの5日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、13日、14日は議案調査のため休会、15日は一般質問、16日は諮問案件、同文議決案件、条例案件、指定管理者の指定案件、町道の路線廃止及び認定案件、令和7年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算についての審議、以上のとおり議会運営委員会では決定いたしましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げ、報告といたします。

○副議長（荒田 博君） 今期の日程については、ただいまの本田副委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、ただいまの本田副委員長の報告のとおり、本日12月12日から16日までの5日間と決定いたしました。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、議案第55号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、議案第56号から第61号までの条例の制定について、議案第62号から第66号までの飲料水供給施設指定管理者の指定について、議案第67号、町道の路線廃止及び認定について、議案第68号から第71号までの令和7年度一般会計及び各特別会計の補正予算その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○副議長（荒田 博君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、議席に配付のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

○副議長（荒田 博君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） おはようございます。

本日は、令和7年第4回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中にご参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、今期定例会に提出いたしております各議案についてご説明を申し上げます。

今期定例会にご提案いたしております案件は、諮問案件1件、同文議決案件1件、条例案件6件、指定管理者の指定案件5件、町道の路線廃止及び認定案件1件、補正予算案件4件の、合わせて18件であります。

まず、諮問案件としましては、人権擁護委員候補者の推薦についてを、同文議決案件としましては、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを、条例案件としましては、竜野川防災公園条例の制定について外5件を、指定管理者の指定案件につきましては、西原飲料水供給施設指定管理者の指定について外4件を、町道の路線廃止及び認定案件としましては、町道船津上早川線に係る路線の廃止及び認定についてを、次に、補正予算案件としましては、まず、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）について、歳出の主なものといたしましては、総務費に減債基金積立金として1,824万8,000円、民生費に介護給付訓練等給付費として5,326万3,000円、保育の実施費として2,500万円、消防費に、地域衛星通信ネットワーク第3世代システム整備事業負担金として953万円、災害復旧費に熊本甲佐総合運動公園災害復旧工事として1億3,362万1,000円などを増額、土木費で社会資本整備交付金の確定に伴う……

（「町長」と呼ぶ者あり）

○副議長（荒田 博君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時08分

○副議長（荒田 博君） これより会議を開きます。

○町長（甲斐高士君） すみません、先ほど言い間違えましたので、訂正させていただきます。

町道路線廃止及び認定案件としまして、先ほど町道船津上早川線と申しましたけれども、町道田原線の誤りでございます。訂正させていただきます。申し訳ございません。

町道田原線に係る路線の廃止及び認定についてを、次に、補正予算案件としましては、まず、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）について、歳出の主なものといたしまして、総務費に減債基金積立金として1,824万8,000円、民生費に介護給付訓練等給付費として5,326万3,000円、保育の実施費として2,500万円、消防費に地域衛星通信ネットワーク第3世代システム整備事業負担金として953万円、災害復旧費に熊本甲佐総合運動公園災害復旧工事として1億3,362万1,000円などを増額、土木費で社会資本整備交付金の確定に伴う6億8,860万円などを減額。

歳入の主なものといたしまして、都市災害復旧事業費補助金8,912万5,000円を増額、交付金確定に伴う防災・安全社会資本整備総合交付金3億5,118万6,000円を減額し、総額で2億9,813万7,000円を減額し、164億1,168万1,000円といたしております。

次に、令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましても、国保システム改修委託料などを計上し、446万4,000円を増額し、総額で14億436万6,000円といたしております。

令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましても、介護保険システム改修事業委託料などを計上し、128万1,000円を増額し、総額で17億9,086万2,000円といたしております。

令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましても、後期高齢者医療システム改修委託料などを計上し、231万円を増額し、総額で2億3,211万4,000円といたしております。

以上、今期定例会にご提案いたしております各議案についてご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は各担当課長等に説明を行わせますので、適切なご議決をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（荒田 博君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日13日及び14日は議案調査のため休会、15日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前10時12分

12月15日（月曜日）

令和7年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 令和7年12月12日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 12月15日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 12月15日 午後2時23分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

7番 宮本修治

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北野太 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	甲斐高士	副町長	三輪孝之
会計管理者	渡邊友美	総務課長	荒田慎一
地域振興課長	羽柰田直美	くらし安全推進室長	山下玄介
税務課長	松野洋幸	環境衛生課長	田上和広
健康推進課長	宮崎貴美代	福祉課長	高原貞典
住民生活課長兼町センター所長	奥名雄吉	農政課長	上古閑一徳
建設課長	白石亨	会計課長	渡邊友美
企画政策係長	本田幸嗣	広報電算係長	中村聡健
教育長	蔵田勇治	学校教育課長	井上幸介
社会教育課長	内田健司	農業委員会事務局長	上古閑一徳
選挙管理委員会書記長	荒田慎一		

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

10番 宮川安明 11番 本田新

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第1 仮議長の選任について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○副議長（荒田 博君） おはようございます。本日、宮本議長より、傷病のため欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項により、私、副議長の荒田が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○副議長（荒田 博君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は4名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申合せのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間とし、議会運営させていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、3番、鳴瀬美善議員の質問を許します。

3番、鳴瀬美善議員。

○3番（鳴瀬美善君） それでは、おはようございます。3番、鳴瀬でございます。

一般質問通告書により質問をさせていただきます。

まず、質問事項の1番といたしまして、令和7年8月発生 of 豪雨被害への復旧計画と現状ということで質問をいたします。

令和7年8月10日から11日にかけて発生した豪雨災害については、災害発生 of 8月25日開催の豪雨災害に係る打合せ会議、並びに10月の臨時議会の予算審議の中においても質問をさせていただきました。

今回、一般質問を通して、その復旧計画や現在の状況について、現時点で分かり得る詳細について質問をさせていただきます。

初めに、町村河川等の災害復旧として、改良を併せた考え方について質問をさせていただきます。

今回の被害の中でも、中小河川の氾濫に伴い、特に中山間地域を中心とした農地への土砂等の流入による被害が見受けられましたことから、河川の復旧における必要な河堰の確保や被害の再防止の観点から、原形復旧だけではなく、改良を併せた災害関連事業等の復旧計画は考えられないのかということでございます。

特に、農地に甚大な被害をもたらした河川といたしましては、宮内地区では安平川、小鹿川、甲佐地区では石割田川が確認されております。

また、隣接町である美里町から西寒野地内を貫流して緑川に流れ込む緑川の支川でもある津留川の氾濫により、西寒野地内に架かる潜水橋の復旧計画や事業主体と両町の負担割

合について、合わせて、その下流側右岸護岸の復旧について、以上3点について説明を求めます。

○副議長（荒田 博君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それでは、まず、一つ目のですね、災害復旧に関して原形復旧だけではなく改良を併せた計画は考えられないかということでのご質問にお答えしたいと思います。

災害復旧に関しましては、議員ご存じのとおり、原形復旧が原則となります。

しかし、議員がおっしゃられるように、中小河川においては災害のたびに農地に土砂が流れ込み、作付に影響している状況です。

対策として、改良復旧事業など災害復旧工事と併せてできないかということですが、改良復旧事業につきましては、災害復旧以上の機能強化に占める事業費、これに制限がありまして、また、宅地等の保全対象となるものが少ない場合は事業採択が難しいと考えられます。

農地への被害につきましては、豪雨時に土砂が埋塞することで流下能力が小さくなり、越水することが一つの原因であると考えられます。おっしゃられました安平川や小鹿川、石割田川などの中小河川においては、豪雨後などは、そのたびに土砂が埋塞し堆積しまして、特に上流域においては、大きな岩など、可動域を阻害している状況であります。

このため、豪雨後において定期的な堆積土砂の除去を行うことによって、被害の軽減につながるものと考えられます。また、河川の上流域においてですね、土砂の流出を防ぐ砂防ダムなど、整備することも効果的であると思いますので、県に対して要望を行っていきたいと思います。

一つ目は以上になります。

○副議長（荒田 博君） 3番、鳴瀬美善議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。今、答弁の中でですね、定期的な土砂の除去というようなお話もいただきました。

考えてみますと、災害があったのは今年の8月です。今はもう12月です。考えてみますと、もう4か月ですね。この状態の中で、まだ現地についてはそのままの状況が残っているということでございます。

たまたま、それまでの間に大きな雨が降らなかったということで、農地等への再被害、造波は、まあ、起こらなかったのかなという思いはありますけども、それだけの4か月という時間が過ぎていったということは、非常にその辺は重要なポイントじゃないかという思いがあります。

そうするならば、今後いつ、そういった浚渫については取りかかるのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（荒田 博君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 浚渫の時期についてということですが、お答えしたいと思います。

先ほど申しました安平川ですとか、小鹿川、石割田川への浚渫につきましては、現在、災害復旧工事のですね、災害査定を行っておりまして、この災害復旧事業と併せたところで浚渫を行っていききたいというふうに思っております。

先ほども申しましたとおり、災害査定を受検している段階でございますので、査定が完了し、発注準備が出来上がり次第ですね、できた箇所から順次、実施を考えていきたいと思っております。

特に、河川の復旧についてはですね、出水期前に完了するように計画しておりますので、併せて浚渫についても行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） じゃあ、引き続き、2点目の小川島潜水橋についての復旧について説明をいただきたいと思っております。

○副議長（荒田 博君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 小川島潜水橋の復旧状況についてご説明させていただきたいと思っております。

西寒野と美里町に架かる小川島潜水橋につきましては、8月の豪雨災害で橋桁が流出しまして、現在通行できなくなっている状況です。既設の橋桁はコンクリート製で幅員が3メートル、それから橋長が34メートルですけれども、このうち18メートルが流出しているというような状況です。

被災状況につきましては、美里町側はコンクリート製の橋桁、先ほど申しました橋桁が流されておりまして、甲佐町側は土砂が埋塞しているというような状況で、埋塞している部分もありますので確認ができないため、美里町のほうですね、災害査定を受けてもらっております。

査定後に復旧工事を行いますけれども、その時点で甲佐町側も被災していれば、災害復旧工事を行うということになります。

災害査定は今月末の予定ですので、査定後にですね、工事施工方法とかですね、実施時期、負担金などについては、今後、美里町と協議することというふうになっております。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今、被災状況については説明をいただきました。

私も地元でございますので、現地のほうには足を運ばせていただきましたけれども、担当課長が申されるとおり、被災、特に橋梁に係る床版の部分、この部分については美里町のほうが流出をしとるということでございます。

ただ、甲佐町についても、その取付道路において相当な土石が積もって埋まっているというようなことでございます。特に、この津留川の氾濫については相当量の水位が上がったと想定されます。

潜水橋の下流部分についてはですね、大きな石が相当な中州上で堆積しているような状

態を見受けられます。ということは、その橋自体に対しても相当な圧力といいますか、石がぶつかったり、いろんな流木が流れてきてそれに当たったり、いろんな悪条件が重なって今のような被災が起こったと想定されます。

そういうことで、今回、美里町のほうが被災が大きいということでございますけれども、橋梁として考えた場合、やはり、両町を結ぶ橋として、一体として、これは利用してきた橋でございますので、今回、事業主体としては美里町がされるかもしれませんが、これについての復旧の考え方、そして、やっぱりその負担金ですよね。言うなれば、美里町と甲佐町の連携として使っている橋は、この潜水橋をはじめとして中甲橋、益城橋、3橋ですよね。そういったものを考えた場合に、中甲橋とか益城橋が壊れたときに、壊れたほうが事業主体になって、あるいは負担金についてはそっちのほうが多いのでそっちが出してくださいと、そういうことではないんじゃないかと考えます。やはり、両町が利用するんであれば、その辺の負担区分、この辺については次の例となりますので、十分協議をしていただきたいと思います。

それと、先ほど申しましたとおり、この潜水橋については地元の区長さんからもお話をいただいておりますけど、町に対して被災前に改修の要望書も出しておるといこともお聞きいたしました。ということは、地元としても非常に、ここは生活道路でも使いますし、美里町のほうからは、やっぱり営農のために通行をされます。そういった、重要な2町村をまたぐ橋梁でございますので、この辺についてはですね、やっぱり、片方だけが壊れとる、片方が被害がないということではなくて、全体を通して復旧の計画を立案していただきたいと思います。

これはもう町長も進めておられると思いますけど、美里町とは災害の協定も結んでおります、連携協定。それと、そこの下原地区ですかね、美里の北校区のほうに給水ということで、上水道もこちらの甲佐のほうからも支援をするというような形を取られていくと思いますので、これも、それと変わらないような形で、美里町と連携を十分図って、よりよい復旧ができるように働きかけていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○副議長（荒田 博君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 今、負担金の話とかですね、美里町との協調して実施していくという話もありましたけれども、今回の災害査定の結果を踏まえてですね、その結果、甲佐町側でも、もしかしたら災害復旧も出てくるかもしれないということになりますので、その辺、出てきたときにはまた改めて、美里町と協議しながら行っていきますし、地元からの要望も踏まえてですね、できる部分は、ちょっと、今回の設計の中で見れる分は見ていきたいなというふうに思いますけれども、実施に当たっては地元の皆さんにですね、いろいろ説明をしながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、私のほうからも答弁させていただきたいというふうに思います。

今回のですね、8月の水害によりまして、津留川の氾濫によりまして、鳴瀬議員おっしゃられるとおり、西寒野地区にごじます潜水橋が被災したという状況でございます。

そのような中で、議員おっしゃられるとおりですね、甲佐町と隣の美里町につきましては、緑川を隔てて隣接している町同士でございます。

議員、先ほどおっしゃられましたけど、この潜水橋のみならず、上流側から、大きな橋でいきますと日和瀬橋、そして中甲橋、益城橋、そういった橋でございますね、お互いが連携している町でございますので、今後の災害復旧等につきましては、先ほど建設課長のほうからも答弁がありましたように、今回につきましては、美里町のほうで災害査定を今月末に受けられる予定となっておりますけど、今後におきまして、このような日和瀬橋であったり中甲橋、益城橋、そういった橋が将来的に被災する可能性も視野に入れたところでですね、今後、特に美里町とは包括連携協定を結んでおります大事な町でございますので、そういった将来的な部分も視野に入れながら、しっかりと美里町と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（荒田 博君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 分かりました。

先ほどの3点目のところですけども、これは、先ほどの潜水橋の下流側の右岸側、ちょうど緑川に出るところでございます。ここについては天然護岸といえますかね、その部分が今回の水害で相当な部分にわたって被災をいたしました。その被災した場所についてはですね、個人の方が所有されている土地がございます。その部分までですね、やっぱり被災が及んでおります。ということは、河川と個人の境界線も被災しておるということで、境界もはっきりはもう分からないような状況でございます。

そういったところで、現状のままでおいて時間がたっていきますと、個人の方の所有地についても、さらに法面等が浸食されて被災を受けるというような状況にもなりかねないということでございますので、これについては、おそらく県河川だとは思いますが、県のほうへの働きかけを町としてどのようなことをされているのか、現状をお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（荒田 博君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 津留川の護岸復旧についてということですが、津留川につきましては、先ほど、議員おっしゃられたとおりですね、県の管理河川になります。

この津留川と緑川の合流点付近におきまして、8月の豪雨災害により右岸側の護岸がですね、約200メートルにわたって崩壊しているということです。

津留川につきましては、管理者である上益城地域振興局土木部で災害復旧工事が行われますけども、災害査定につきましてはもう完了しているということで、今後、実施設計を本年度中に行っていくということでスケジュールを聞いております。

工法については、一応、ブロック積み擁壁による復旧が行われる予定でありまして、復旧工事は令和8年度になる見込みというふうに聞いております。

そういったところから、先ほど言われたとおりですね、個人の所有地も含めたところでの災害が起こっているということでもありますので、その辺につきましては県にですね、応急的なところもできないか、その辺も要望しながらですね、事業を進めていただくように要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） そこんところは、よろしく願いいたしておきます。

それでは、先に進みます。

次に、2番目といたしまして、農業用施設並びに農地復旧に係る補助率や補助金、受益者負担金等について質問させていただきます。

11月12日の熊日新聞にも記載されておりましたけれども、8月から9月に発生した大雨被害について、対象地域を限定しない激甚災害に指定する旨、閣議決定したと書かれておりました。

このことから、補助率や補助金、受益者負担金等は、今後どれくらいになっていくのか、想定されるのか、試算されているのか、執行部のほうにお伺いいたしたいと思います。

○副議長（荒田 博君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

通常、農業災害の補助率につきましては農地が50%、農業用施設が65%となっております。それで、激甚災害となり、補助率が増嵩と、今回はなります。近年の状況を見ますと、補助率が大体90%近くになるのではないかと考えております。

補助金額は、まだですね、査定中のため詳しい金額はお答えできませんが、受益者負担に関しましては補助金の残りの2割となっております。例えばですね、100万円かかれば補助金額が90万円となり、残りの10万円の2割ということで2万円というふうになるのが通常となっております。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ありがとうございます。

今、説明をいただきました補助率増嵩によって基本補助率がアップしていくということで、これから査定を受けられて、被害額が確定してから受益者負担も決定していくのかなという思いはあります。

そういった中で、これは前からちょっとお尋ねしていたんですけど、災害査定に係る金額、最低ラインというのがあると思うんですけど、40万ということを知っております。

これは3番目の質問になりますけれども、じゃあ、国の補助が受けられない小規模土砂の撤去等の災害への町の支援ということでございます。

先ほど、課長が金額を例として示して、100万円で受益者負担は2万円ということでございました。じゃあ、40万でかかった場合は限りなく少ない金額になると思うんです。40万の9割ですと36万で、残りの4万の2割とするなら8,000円ぐらいで、40万の災害なら

8,000円ぐらいで受益者負担はできるということになります。

ただ、40万に満たないなら、仮に39万とか38万、40万を例にされてもいいんですけど、災害に係らない土砂除去辺については、結局のところ、幾らぐらい受益者負担が出てくるのかというのが一番心配なところなんですね。

その辺について、町はどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○副議長（荒田 博君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

今回、国庫補助を受けられない40万円未満の災害につきましては、激甚災害に指定されたことから、今回ですね、一般会計補正予算に上程させていただいています。受益復旧事業ということで対応したいと考えております。

またですね、先月のもので、11月まで要望調査を行いましたので、支援を行っていきたいと考えております。

国庫補助にならない分はですね、農地自力復旧事業としまして農地等災害復旧事業の補助率にですね、近づけるようにしていきたいと考えております。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今、説明をいただきました。

私も思うところはですね、その40万を境として、やっぱり、町の支援とか個人の負担金にですね、差があり過ぎてはですね、非常にやっぱり、農家の人は厳しいかなという思いがありましたんで質問いたしました。

その中で、今、課長が答えていただきましたが、自力復旧事業という言葉が出ましたけれども、具体的には自力復旧というのは、自力復旧なんで自分で何とかせいというような話なんではないかな。その辺について、もうちょっと詳しく説明いただけますかね。

○副議長（荒田 博君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

地権者の方がですね、業者さんとか重機を持っておられる方に依頼されまして見積りをいただきまして、その見積りに合わせた補助を行っていきたくて思っております。

平成28年の熊本地震のときもですね、激甚に係りましたので実施している状況です。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ここはちょっとお願いになるかもしれないんですけど、例えばですよ、何筆も地域で土砂が堆積して地権者が何人もおられたときに、それぞれの方が知っている業者さんに個別に頼んではというの、その人たちごとに差が出てくるような気がするんですよね。知っている業者さん、知らない業者さん、なったときには、やはり、その地域というかエリアをある程度行政のほうで、やっぱり、間にちょっとだけでもいいので入っておつなぎをしてくれるとか、何か協力というかですね、支援ができないのかと、段取りといいますかね、その辺はできませんでしょうかね。どう考えておられます

かね。

○副議長（荒田 博君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 今、議員がおっしゃられましたとおり、そのエリアですね、何筆もある場合はそのこのですね、説明会とかもしますので、そのときにですね、町としても協力していきたいと考えております。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ありがとうございます。

今の質問は私が老婆心ながら聞いたんですけれども、やはり、実際になると皆さんが不安を抱かれると思います。一番最初からずっと、河川の話から質問をしてきましたけれども、やはり地元の方たちが一番困っておられます。

そうであれば、行政として地元の方たちにまず事前に説明をして、こういった形で町は進めていきますよって、そして、時期的にはいつですよって。やっぱり、その辺は町長もずっと前からおっしゃっておられますとおり、被災者に寄り添って支援をしていくというお気持ちを持っておられますので、その辺は事務方としても、やっぱり、地元の区長さんだったり地権者だったり、そういう方たちにはなるべく足しげく行っていただいて、分かりやすい、安心して復旧に臨んでいただけるような方策を取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（荒田 博君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 災害復旧の事業実施に当たっての質問ですけれども、河川災害、うちの場合は道路のほうもありますけど、道路、河川の災害復旧につきましては、現在、先ほど申し上げましたけれども、災害査定を受けておりまして今月末までの予定となっております。

既に査定が完了した箇所につきましては、随時、発注準備を行っております。

そうした中で、災害復旧工事の発注時には、地元区長さんはじめですね、関係者の方へ工事内容や実施時期などを説明を、丁寧に行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） よろしく願いいたしときます。

それでは、続きまして、質問事項の2番に移らせていただきます。

内水被害に対する、これまで実施してきた対策、その効果検証と課題について質問をさせていただきます。

これまで実施してきた内水被害対策につきましては、執行部のほうより資料提供をいただいておりますので、まず、その資料の中から主な事業についてですね、説明をいただきたいと思います。

○副議長（荒田 博君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それでは、これまで実施しました内水被害対策についてです

ね、提出しております資料の中からですね、主なものを説明させていただきたいというふうに思います。

資料をご覧くださいませでしょうか。

資料につきまして、これまで実施した内水対策としましては排水ポンプ場整備、水位監視カメラ、浸水センサー設置、護岸のかさ上げや橋梁の架け替え、雨水貯留浸透施設整備等を行っているところであります。

提出しております資料で主なものを申し上げますと、まず、2番目の竜野川護岸かさ上げ事業ですけれども、こちら、令和2年度から令和4年度にかけて竜野川下流域、浅井、中早川、糸田地区の両護岸のかさ上げを行っております。45センチ程度かさ上げをしております、全長1,106メートルを整備しております。事業費はおよそ3,900万円です。

次に、5番目の船津地区浸水対策事業です。馬門川ため池におきまして、洪水調節機能整備を行っております。洪水調節機能とは、通常時はため池の水を排出しますけれども、豪雨時には雨水をため池に貯水するというので、洪水時の下流域への水量を抑制し負担軽減を図るものでございます。令和3年度から基本方針の策定業務を行い、本年度、ため池の改修が完了しております。事業費といたしましては1億100万円程度です。現在、馬門川に通じるもう1か所のため池の改修設計も行っているところでございます。

次に、6番目に載せております大町地区浸水対策事業ですけれども、令和4年度から令和6年度にかけまして、大町樋門において排水機場の整備を行っております。排水ポンプ3台を設置しております、増水時には緑川に直接排水を行うことで内水被害の軽減を図っているところです。排水能力は1秒間当たり0.4トンということでございます。事業費はおよそ9,300万円です。

次に、7番目の横田地区浸水対策事業ですけれども、令和5年度から令和7年度にかけて大井手川の甲佐高校付近において、流下能力を大きくするために固定堰の撤去、それから河道断面の拡幅を行いまして、大井手川水の低減を図っているところであります。事業費はおよそ4,200万円となっております。今後も引き続き対策を行っているところです。

以上が、主な内水対策として行った事業になります。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 説明ありがとうございました。

今回の豪雨によってですね、いろんな事業を展開されてこられましたけれども、しかしながらですね、今回の被害によってですね、豪雨によって市街地をはじめですね、宮内、甲佐、竜野、乙女、白旗、甲佐町の全地域において内水氾濫が発生したということをお伺っております。

このようなことを踏まえてですね、いろんな事業をされてこられました。ただ、この事業としてですね、内水被害対策の効果の検証、その必要性ですね、それと、そこから見えてきた課題についてお尋ねしたいと思います。

決して、事業の効果はですね、疑うものではございません。しかしながら、やっぱり事

業実施後においても、内水被害が発生したことも、また事実であります。このことから、内水対策の重要性は非常に大きいと考えております。

そのようなことから、内水被害対策の効果検証の必要性、それと、これからの課題について町のお考えを伺いたしたいと思います。

○副議長（荒田 博君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

これまでの内水対策といたしましては、大町地区や下横田地区に排水機場の整備、竜野川護岸のかさ上げ、鮎緑橋の架け替え、大井手川の改修、馬門川ため池の洪水調節施設整備などを行ってまいりました。

この整備につきましては、平成30年度に、それまでの内水発生の原因を踏まえ、被害軽減、抑制するための対策を調査した結果を基に、短期的に実施可能な対策から順次行ってまいったところでございます。

鳴瀬議員がおっしゃられますように、何の事業につきましても効果検証は重要でございまして、検証して見直すべき部分は見直す必要があるというふうに考えております。

内水対策につきましても効果検証といたしましては、実際に今年の8月7日の15時に時間雨量63ミリという非常にですね、激しい雨を記録いたしました。このときの湯田川や大井手川流域では浸水被害が発生しておりません。これまでの整備により効果が得られたものというふうに考えております。

一方で、8月10日から11日にかけての大雨におきましては、長時間激しい雨が降り続き、想定以上の豪雨となったことによりまして、ポンプ場などの施設能力を超えるものとなりました。

こうした8月豪雨のような災害は、常態化してきている状況でございます。このような災害にも対応するためには施設の改修も効果的であると考えますが、これまで、莫大な費用がかかることから事業実施に至らなかった南谷川、湯田川などの流域における放水路や河川改修、調整池などですね、これは災害発生後、私も頻繁に申しておりますけど、今後そのようなものを視野に入れながら、抜本的なですね、対策を検討して早急に行っていかなければならないというふうに、現在、考えているところでございます。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、続きまして、3番目の質問に移らせていただきます。3番目の質問が最後の質問になります。

質問といたしましては、砂防ダムや治山ダム等の土砂浚渫で内水被害の軽減は図れないかということでございます。

初めに、砂防ダムや治山ダム、林地荒廃防止用ダム等の数や建設年度及びその現状について。

本件についても資料の提供をお願いいたしておりますので、頂きました資料につきまし

て、担当課よりの説明をいただきたいと思います。

○副議長（荒田 博君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） まず、私のほうから砂防ダムの建設年度及びその状況を、提出の資料に基づきまして説明させていただきたいというふうに思います。

提出しております資料に記載しておりますけれども、町内には熊本県で設置されました砂防施設として砂防ダムが15か所、流路工が4か所ございます。

このうち、砂防ダムにつきましては、直近で坂本川ですとか坂谷川のほうに建築がされておりますけれども、それ以外、ほとんどがですね、昭和52年から平成11年にかけて建設されているものでございます。建築後、長いもので48年、短いものでも26年が経過しております。その間、幾度となく災害等も発生していますことから、ダムの堤体内には土砂が堆積しているというような状況でございます。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

通常、治山ダム等はですね、町からの要望によりまして県営で施工されております。地域振興局で調べました平成8年度からの分でお答えします。

資料をご覧くださいますと、平成8年度から、本町におきましては19か所の施行となっております。

治山ダムはためることが目的となっておりますので、上部まで堆積している状況となっております。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 建設年度、それと箇所数といいますかね、数ですね、については説明をいただいてありがとうございました。

その中であと一つだけ、ちょっとお聞きいたします。

甲佐町にはですね、ため池というのは何か所ありますですかね。

○副議長（荒田 博君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） ため池台帳によりますと、42か所というふうになっております。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） それでは、建設課、農政課のほうから、県の事業ではございますけれども資料提出いただきまして、本当にありがとうございました。

その中を見てまいりますとですね、建設課所管の砂防堰堤及び流路工、合わせて19か所、農政課主管下の治山ダム等と同じく19か所、合わせて38か所のダム等があるということでございます。そして、ただいま伺いましたため池についてが42か所あるということでございます。合計しますと、80か所ですね。甲佐町の中に80か所のこういった構造物があると

いうことを、まず、頭に入れておいていただきたいと思います。

そうした中で考えますことは、ダム等についてはですよ、河川ですね、中小河川であったり山あいを利用して建設されているということです。

それについてですね、土石や流木等の流出を防ぐとか、一時的にでもですね、雨水を蓄えることはできると私は思っております。集落や農地等への被害を防ぐという意味では、そういった建設サイドの砂防ダムだったり、治山ダムだったり、あるいはため池だったり、そういった施設がですね、今まで甲佐町の平野部といいますかね、市街地だったり、集落だったり、農地だったりを守ってきていると私は感じております。

先ほど、建設課長の答弁だったですかね。やっぱり、ダムについても、やはり土砂が堆積をしていますよということでお話がありました。やはり、もともとは土砂なんてはたまってはいません、建設したときは。全ての施設がですね。

それにやっぱり、説明の中でありましたとおり、長いものでいきますと、48年、建設から。そういった月日がたっております。その中では、やっぱり、土砂もたまりましょし、やはり流木等もそこに堆積していつてるんだと、やっぱり私も思いますし、それをいかに、除去できるんじゃないかなという思いがありますもんですから、これが次の質問につながっていくんですけども、そのような当該施設ですたいね、80か所と言いましたけど、ため池も含めてですよ。そういった80か所の施設を、土砂がたまっているのであれば、それを取り除くということを県がするのか、町がするのか、地元がされるのか。そこはいろいろ検討が必要と思いますけど。

私もですね、この質問をするに当たって現地調査をさせていただきました。全部は見切れません。特に、市街地周辺に被害を及ぼすであろう、町長もご存じである豊内にある南谷川ですね、これは、上豊内の民家の方が一人おられます、名前は出しませんが。そこよりも上流に250から300メートルぐらいのところにあります、南谷川の上流に。それともう一つ、町村河川の湯田川、これも豊内地区ですけれども、これは軍人墓地のすぐ左側といいますかね、地先に砂防ダムがあります。これについては、41年経過です。南谷川は48年、建設から経過しているということでございます。

両施設について、やっぱり現地のほうを私も踏査してまいりました。その中で、土砂等についてはですね、もう、堰堤の上部まで、課長言われましたとおり、もう堆積して、行ってみますと、そこは動物の足跡があったり、いろんな流木が倒れていたりというような状況でございます。

また、もう1か所だけ、軍人墓地の近くに鬼迫団地というところがございます。ここから山側に入っていったところですね、林地荒廃防止用ダムというものがございます。ここについては私も現役時代に、そこに用地交渉で赴いたこともあります。久々に行ってきましたけども、白い標柱が立っておりましたけれども、やっぱり、そのダムの上流には土砂もありましたけれども、やはり、杉の木とかヒノキの倒木が入り乱れてといいますかね、重なり合って、やっぱり倒れている状況でありました。

このような現場の状況を見たときにですね、やはりこういった施設が今まで甲佐町を

守ってきたんだなと思えば、やはりこの土砂を浚渫をかけて元のような姿、できたような姿に戻すことができれば、何を言いたいかということですね、やっぱり、この施設は土砂とか雨水を一時的にも蓄えることができると思うんですよね。そうした場合に、下流の集落や農地等への土砂だったり、雨水、水の到達時間をですね、遅らせることができると思うんですよ。ある程度、時間とともに水位は上がりますが、余水吐とかできてますので、そこから越水するぐらいの水なら時間を稼ぐと。何かというと、緑川の本川の水位が上昇して、これが減水するまでの時間を稼ぐということを私は考えるんですよ。

以前はこういった被害がなかったというような記憶もあります。何でかということ、それぞれの80基に及ぶような施設が一時的にでも水を蓄えて下流に流すことができたんです。今は、もうストレートで下流に一気に流れ出します。ということは、土砂も一気に下流に流れて、大井手川だったり竜野川だったり土砂が堆積をする。しかしながら、緑川の水位が上昇しているときは引き落とす力が弱まりますので、やはり内水に突き上げて戻ってくるというのは時間を少しでも稼げたらという思いで質問をしたところでございました。

この辺について、浚渫でございますので、相当量が何百立米、何千立米とたまっていると思うんですけれども、この辺について町、県、どのような考えをお持ちなのかお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（荒田 博君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 砂防ダムの、まず機能のほうからですね、ご説明させていただきたいというふうに思います。

砂防ダムにつきましては、まず、洪水をためるための施設ではないということです。土砂災害を未然に防ぐため、水ではなく土砂を制御すること、そのための施設でありますということです。土石流や崖崩れなどによる土砂の流出を防ぎ、下流域の人家や道路、農地を守るためのものがございます。

また、砂防ダム内で土砂が埋まることで川床勾配ですね、こちらが緩やかになるということで、土石流の発生を抑制する効果もあるということになります。

このため、県のほうに確認しましたら、県ではですね、堤体内に土砂が堆積しても除去は行われていないということになります。

ただですね、基本的には除去は行わないということですが、ダム内の土砂や流木が堤体を越えるなど、これが下流域に流出すると考えられる場合は、状況によっては除去していきたいというふうな考えもお持ちです。

議員がおっしゃられますとおり、南谷川ですとか湯田川の砂防ダムにつきましては、現地の確認でですね、大量の土砂や流木等が堆積していることが確認できますので、熊本県に対しましてですね、土砂除去につきまして要望を引き続き行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 治山ダムのほうに関しましてお答えします。

治山ダムの目的はですね、森林の維持造成を通じて山地の荒廃を防止し、土砂災害から人々の生命や財産を守ることです。具体的には、溪流の勾配を緩和し侵食を防ぎ、山腹の崩壊を防止するものとなります。完成後、ダムの背面に土砂が満砂状態になることで勾配を緩和しますので、ダムと言いますが水をためることを目的としていません。

県営で設置され、土砂をため、勾配を緩和することが目的であるため、除去が行われていないのが現状となります。

県に確認しましたところ、浚渫はですね、堆積が多くなった場合は行うそうですので、県へもですね、要望していきたいというふうに考えております。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） それぞれ、そのダムの機能について説明をいただきました。

もともとは水をためる施設ではないですよということが理解できます。私も、それは以前から、先輩方からもお伺いしたことはあります。

しかしながら、今はその機能を、もう満足する形にはなってますよね。今説明いただいて、荒廃地の崩壊を防ぐとか、土砂がたまって背後地を安定させるという結論的な答えは満たしているんですよ。

しかしながら、原点に振り返って考えてみてくださいよ、ね。もともとは、ダムを造ったときには、背後地には何もまだたまってないんですよ。それでもダム自体は安定する構造になってるんで、例とすれば、砥用の緑川ダムも一緒ですよ。あれは水がたまってますけど、あそこに土砂がたまっていると考えるんですよ。でなると、もともと水が、土砂も何もたまってない状況のときは、土砂もたまりましようし、ただ、雨の降った谷あい以降った水は一時的にはたまりますよ。それが48年も前にできとるやつなら、その当時には何もなかったはずなんですよ。

そういう時の時代と今を考えたときは、一気に、今は、水が流れてきて内水氾濫を起こすような状況に甲佐町はあるということだけは、忘れないでいただきたいと思います。

言いたいのは、先ほど、町長の答弁の中にもありましたかね、建設課長も。船津地区の馬門川のため池についても防災上の観点から、今度整備をされていくという。もともとは農業用のかんがい用水のため池ですよ。42か所ありますよね、ほかにも。それでも、防災上の機能も持っているんですよ。と考えたら、この堅固な構造物、治山ダム、砂防ダム。緑川ダムに匹敵するような構造物なんですよ。自然の中に人工物があるんですよ。その機能を有効にですよ、使うということも、やはり、被害軽減についてはですね、私は有効ではないかという思いがあったんで質問させていただきました。

最後の、私の思いを述べさせて終わりとさせていただきますけれども、私見ではありますけれども、頻繁する線状降水帯の発生や大型化する台風等による災害の激甚化、私たちの暮らしに大きな被害と影響を与えてきております。特に、内水氾濫による被害への対策は、喫緊の課題であると捉えております。町におかれましては、被害を軽減し、防げる対策については可能な限り取り組んでいただきますことを切に希望し、私の一般質問を終わ

りとさせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（荒田 博君） これで、3番、鳴瀬美善議員の質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。11時より開始しますので、10分間の休憩を取ります。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○副議長（荒田 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、井芹しま子議員の質問を許します。

9番、井芹しま子議員。

○9番（井芹しま子君） 9番、井芹です。どうぞよろしく願いをいたします。

そこで、まず、申し訳ございません。質問の順番を一部変えさせていただきたいのですが、議長についてはご了解お願いをいたします。

○副議長（荒田 博君） どうぞ。

○9番（井芹しま子君） 3点目に出しておりました、2026年度一般会計予算編成の方針等について、これを最初に質問をさせていただきたいというふうに思いますので、すみません、どうぞよろしく願いをいたします。

まず、一つは、現在、来年度の予算編成に向けて実務協議が進んでいるというふうに思いますけれども、来年度、どのような方針で臨まれるのか、また、どのような重点施策をお考えなのか、まず、お尋ねをいたします。

○副議長（荒田 博君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、令和8年度予算編成方針について、重点施策についてお答えをさせていただきたいと思います。

令和8年度の予算編成方針につきましては11月4日に3役同席の下、係長以上を対象に説明会を実施したところでございます。その説明会の中で、予算措置の中において重点的に取り組む事項としまして、令和7年8月の豪雨災害の復旧及び防災・減災対策への取組を掲げております。災害復旧はもちろんのこと、今後発生が想定される災害から町を守り、被害を最小化する取組の強化を確実に進めてもらうことにしております。

また、本町の喫緊の課題である人口減少対策や少子高齢化対策で課題の解決に向けた有効な取組、及び国の基本骨格である骨太の方針において、デジタル社会は日本経済の健全な発達や国民の幸福な生活の実現に寄与するものに位置づけ、行政のデジタル化を着実に推進するとされております。本町においてもこの流れを酌み、時代の変化に捉え柔軟な考えの下、町民や行政が時代の変化に取り残されないよう、よりよい環境整備への取組についても確実に進めてもらうことにしております。

ただし、国が示すデジタル化が常に正解という考えではなく、柔軟な考えの下に、本町における事業効果を検証した上で、明確な価値を見いだしたものを対象とすることとして

おるところでございます。

また、令和8年度は、本町のまちづくりの基本となる第7次総合計画後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略の開始年度に当たりますので、計画に位置づけた各施策については着実に推進していく必要があることから、担当課においては十分に事業内容や経費の精査を調整し補正を行い、その優先順位を設定し、財源の重点的、効果的な配分に努めながら事業を構築し着実な推進を図るということにしているところでございます。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 分かりました。

ご承知のとおり、今年も住民の皆さんは物価高に苦しめられた1年でございました。食料品の値上げは2万品目を超えております。しかし、給料も年金も物価高には到底及びません。当然、私たちの暮らしは非常に厳しいものになっております。

こうした中で11月28日、高市政権は力強い経済を実現する総合経済対策を打ち出しまして、物価高対策などを柱とした一般会計で18兆3,000億円の補正予算を閣議決定をいたしました。もう既に11日に衆院を通過し、16日、参院で可決成立と報道されているところでございます。

今回の補正予算の主な柱は三つ、その一つは物価高対策となっております。

その中身は、自治体対応の重点支援交付金に2兆円、また、ガソリンや軽油、電気、ガスなどのエネルギーコストの負担軽減、物価高対応子育て応援手当として0歳から18歳までの子ども1人に2万円の支給など、また、第2の柱はAI・半導体などへの危機管理投資、成長投資、第3の柱は防衛力と外交力の強化となっております。

その中で、自治体対応の重点支援交付金についてお伺いしたいのですが、今回は2兆円のうち、市町村には食料品の物価高騰に対する特別加算が設けられております。それが4,000億盛り込まれておりますけれども、この中でお米券などの支給をめぐって、今、様々な意見が出ているところは御承知のとおりです。

今回は追加加算を含め、前年の3.3倍の予算規模になっておりまして、市町村においても交付限度額の目安として、国は330%程度としております。

今回も、国の推奨メニューも示しておりますけれども、どのくらいの交付額になるのかですね、そしてまた、事業についてもどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○副議長（荒田 博君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、重点支援地方交付金の活用の考え方等についてお答えさせていただきたいと思っております。

重点支援交付金の活用につきましては、国より、前回と同様にですね、エネルギー、食料品価格等の高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業とされております。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示され、その中で、議員おっしゃいましたとおり、生活者支援と事業者支援ということに示されております。

町としましても、推奨メニューから地域の実情に合った支援に対して活用していきたいというふうに考えているところでございます。

また、今言われましたように、町に配分される交付金額が正式にはまだ示されておられません。

ただ、議員おっしゃいますとおり、昨年度の交付金の算定を基準にいたしますと、昨年度が約5,000万程度でしたので、今回、うちで考えているのが大体1億6,000万程度は来るんじゃないかというふうに考えているところでございます。

ただ、金額がまだ明確に出ておりませんし、また、物価高騰等の消費にかかる割合等もですね、示されておられませんので、具体的な施策については、今協議をさせていただいているところでございますので、詳細な部分については、今お答えができないということになります。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 国からのですね、通達等があるというふうに聞いておりますけれども、そういった交付金のですね、限度額についてもそうなんですけれども、一方ですね、成立はもう見えておりますけれども、国はですね、成立を前提にですね、年内の予算化を急ぐように求めているようなんですけれども、今協議中ということなんですけれども、町とすればですね、その流れ、どのくらいの時期にですね、どのような予算を提案をされるのかですね、その点についてはいかがですか。予定についてお伺いします。

○副議長（荒田 博君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 議員おっしゃるとおり、国においては今年中に予算化をということ言われておりますけれども、町としましては今のところまだ、先ほど答弁しましたとおり、明確な金額が明示されておられませんので、なかなか今年中というのはちょっと厳しいのかなというふうには考えているところでございます。

なので、金額が多分、今週中ぐらいには分かると思いますので、早急にどういう事業に使うかという部分をですね、決定をさせていただきながら、早ければ1月にですね、臨時会等を開いていただき、そこで審議をしていただければというふうに考えているところでございます。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 来年の1月にですね、予算等も含めてですね、提案をしたいということなんですけれども、来年度の一般会計予算についてもそうですけれども、この重点支援交付金も含めてですね、是非ですね、本当に今、物価高対策をいろいろ講じられておりますけれども、もう是非、住民の暮らしを支えるですね、予算をですね、求めたいというふうに思っております。

大変厳しい暮らしの中で、こうしたお米券や子育てへの2万円給付も求められているというふうに思いますけれども、こうした一過性の支援ではですね、暮らしの支援にはつな

がないというふうに思います。やはり、持続性のある継続的な支援が必要だというふうに考えます。

そういった点では様々あるというふうに思うんですけども、もう1点、私からはですね、学校給食費の無償化は大きな支援になるのではないかというふうに考えております。

学校給食費の無償化につきましては、国会では高市首相が2026年4月からですね、実施をすると明言をしております。しかし、財源についてはですね、結論が出ておりませんが、しかし、数日前の国会答弁ではですね、自治体に負担がいかないようにしたいとも首相は答弁をされておりました。

どういう決着になるにしてもですね、町が小中学校の全額負担をするよりもですね、少なくなると考えますし、是非、重点支援交付金やふるさと納税基金を活用してですね、実施をされることを求めたいというふうに思いますけれども、この点についてはですね、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（荒田 博君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 学校給食の無償化については担当課が学校教育課というふうになりますけれども、予算の関係上から、自分のほうから答弁をさせていただければというふうに思っております。

学校給食無償化につきましては、令和5年第4回の議会定例会において佐野議員の一般質問がされております。

その中で、町長から、給食費を無償化する場合は単発的でなく、今後継続的に実施していく必要があるというふうに考えておりますということで、そのような中で本町の学校給食費、食材費に対する経費としましては、現在、約5,000万円程度の経費がかかっているということでございます。

今後はこの5,000万円という財源を一時的なものでなく、恒久的な財源確保していく必要があるというふうに考えており、そのような中で、現在の国のほうで学校給食の無償化について交付金化などを視野に入れながら、現在、国のほうでも検討を進められておりますので、まずは国の動向をしっかりと注視していきたいというふうに考えておりますということで、答弁をされております。

そういう中で、今後はですね、学校給食の無償化に向けた恒久的な財源の確保についても検討を進めてまいりますということも、答弁されているところでございます。

財政化の担当課としましても国の動向を注視しつつ、今、井芹議員おっしゃいましたとおり、今後のですね、2026年の4月からということで進められております。財源についても、今、協議をされておりますけれども、その動向をですね、しっかり見ていながら、町長が答弁されておりますように、恒久的な財源確保に向けた取組について協議を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

今、令和7年度でいきますと大体5,500万円程度になっていると、物価高騰でですね、なっているということでもありますので、それについても、財源確保ができていくのかという部分については協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 協議をするということで、実際、8年度からはですね、実施するのかしないのか、その点についてはどうなんですか。

○副議長（荒田 博君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 給食費の無償化について、実施するのかしないのかというご質問でございます。

現在、国のほうでですね、学校給食費の無償化、小学校を対象に、無償化については現在協議を進められているところでございます。最新の情報によりますと、小学校の給食費の無償化について国と県で折半して、2分の1ずつですね、実施するという方向性が、現在示されているところでございます。

町のほうで実施するとした場合、中学校の無償化をどのようにするのかということですが、これにつきましてはですね、いろいろ、先ほど総務課長からの答弁もありましたように、町の恒久的な財源部分、ふるさと納税を活用できるのかどうか、後はこの給食費の無償化につきましては非常にシビアな部分もございまして、郡内町とのそういった協議等も必要になってくるかというふうに思いますので、今後その辺も含めてですね、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

ですから、現段階では、実施するしないは答弁はできないという状況でございます。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 国はですね、小学校についてはですね、もう、来年度からは実施をするということを明言しておられます。

中学校をですね、どういうふうにするかということなんですけれども、5,500万ということで中学校がですね、3,000万ぐらい、どのくらいに割合になるのか、ちょっと私も今の段階で分かりませんが、そういった点ではですね、今まで想定したからすればですね、非常にそういった点では財源的にもですね、少なくなるわけですし、今現在ですね、甲佐町におかれましてはですね、皆さんの努力もありまして本当にふるさと納税が順調に伸びてきておりますし、様々な基金等も含めると、今、80億円を超えている基金がございまして、ふるさと基金もございまして、財調のほうもございまして。そういった点ではですね、3,000万にしてもですね、10年しても3億なわけですよ。

そういった点ではですね、もう、財源からされる答弁ではですね、それはもう説得力、私は持たないというふうに思うんですね。

そういった点では、近辺のですね、状況を見てということをよく言われますけれども、ではですね、近辺ではですね、どういった情報交換をされているのかですね、そういった点ではどうなのかなというふうに、町はよくですね、近隣の状況を見てというふうに答弁をされますけれども、近隣の状況なのはどうなのかな、もうやらないという、小学校やるにしても中学校があればですけども、そういった点ではどういう流れがあるのかですね、そ

ういった点については、情報収集されているのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○副議長（荒田 博君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 近隣町ではどのような状況かということでございます。

私たち、上益城郡に所属しておりますので、郡内町長等とはですね、いろんなそういった情報交換はさせていただいております。

そのような中で、今ですね、国・県の動向が見えつつございますので、今からですね、各町、令和8年度についてどのように中学校の給食費を無償化するのかしないのか、そういった協議は今からなされていくものというふうに思っております。

話が進めばですね、令和8年度当初予算で組まれる町もございましょうし、調整がつかなければ、また見送られる町も出てくるかと思っておりますけど、それぞれ、国の給食費の無償化について最近、新聞報道等で流れておりますけれども、いろんな動きが今ですね、ちょっと明確に見えてきた部分もございますので、実は、昨日、郡内の上益城郡駅伝大会がございまして、そのとき郡内町長も集まりましたけれども、その際もですね、やはり中学校の給食費の無償化について各町どのように対応するのかというような話はさせていただいております。

ただ、どこの町もそれぞれ今からだと思いますし、今からの状況ということでございます。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 各市町村、近隣市町村においては今からということだそうですが、これまでですね、町長におかれてはですね、学校給食費の無償化については非常に前向きに答弁をいただいておりますけれども、来年度ですね、小学校の給食費の無料化に向けてですね、各自治体、県内でもですね、実施をする自治体がですね、増えてきております。小学校だけだったのがですね、中学校まで無償化を拡大するという自治体も出ております。

この給食費の無償化というのはですね、もう非常に、保護者の皆さんにとってはですね、強い願いだというふうに思うんですね。

やっぱり月に1人5,000円で年間6万から7万ぐらいのですね、給食費の出費になっておりますし、それが2人、3人となりますと、その2倍、3倍ということになりますので、やっぱりこの物価高の中ですね、やっぱり、子育てをしていく上でのですね、継続的なですね、支援というのはですね、非常にこれは求められていると思いますし、保護者の皆さんにとってもですね、非常に求められている施策だというふうに思いますので、その点はですね、もう是非検討をですね、前向きにですね、進めていただきたいというふうに切に思います。

よろしくお願いをしたいと思います。

また、二つ目にですね、重点支援交付金の推奨メニューにもですね、事業支援として医療、介護、保育施設、学校施設への物価高支援、農林水産業における物価高騰対策、地域

公共交通、地域観光に対する省エネ対策や交通手段の確保支援など、様々推奨メニューを挙げておりますけども、町の経済活性化についてですね、2026年度予算をですね、どのようにお考えなのか、その点についてはお尋ねをしたいと思います。

D X等のことも出ておりましたけれども、その点についてお尋ねをいたします。

○副議長（荒田 博君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、町の経済対策というところで答弁をさせていただければというふうに思っております。

先ほど答弁をいたしましたとおり、予算編成方針というのを説明させていただいております。

その中で、住民の福祉、幸せの向上のための予算編成ということで、住民の視点に立った予算編成としましては、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないというふうに自治法でうたわれております。町は住民の福祉向上のために住民から預かった税等を活用し、行政運営を行う必要があるということにしております。

このためには、今現在、住民は何を必要とし、どういう諸問題を抱えているのか把握した上で事業構築を行い、予算編成を行う必要があるというふうに考えているところでございます。

各課、担当課におきましては住民の視点を持った上で、町の方向性を明確にした事業構築を行うこととしております。ただ、間違っても、事業の目的や効果について説明に寄与することのないような予算とならないよう注意するというのもうたっているところでございます。

そういう中で、今年ですね、8年度については担当課の中で事業構築を行って予算化に向けて協議を行っていくこととしております。

この中につきましましては、先ほど議員おっしゃいましたとおり、事業者、また、農業関係もですね、踏まえたところで事業構築を行っていただくようにしているところでございます。

財政担当課としましては、スクラップ・アンド・ビルドの考えに基づき、ビルドだけ進んでもですね、いけませんので、同時にスクラップも進めていただけるように査定時において協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

あわせて、チャレンジなくして成功なしの考えの下に、発展した魅力ある甲佐町を築くためにも、新たな事業に取り組める財源確保をするため、国・県の動向に注視しつつ、歳入増に向けた取組等も各課連携の下、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 自治法にのっとってですね、福祉の向上や町民の皆さんが何を望んでいるかですね、そういったニーズに照らして、本当に町が魅力ある町に発展するよ

うな、そういった姿勢で来年度の経済対策についてもですね、予算編成についても臨みたいということでしたけれども、その中でですね、町の経済対策の一つとして、いろいろ施策としてはですね、今後町としても提案をされていくだろうというふうに思うんですけども、その中で一つですね、お尋ねしたいというふうに思います。

以前にも取り上げさせていただいたことがあるんですけども、住宅リフォーム助成制度についてなんですけれども、この事業には多くの事業者がですね、関わることになります。大工工事、それから左官工事、畳業者やサッシ、設備工事、内装、建具などなど、こうした業者の仕事づくりにですね、つながる事業でございます。

この事業は多くの自治体で実施されている事業でもありますし、宇土市や上天草市のホームページを見ますと、予定以上の応募があつて、もう既に応募が締め切られていました。ニーズも高く、経済効果も上げております。

家が古くなって安全のためにリフォームをしたい、それか利便性が悪い、明るくしたいなどなど、住んでいて家に対する様々な思いがあるというふうに思いますし、それに対する補助があつたらですね、リフォームの後押しにつながるというふうに思いますし、そして地域に根差した様々な事業者に仕事をつくり出すことができる。かつ、少ない予算で経済効果を上げるというこの施策について、是非検討をですね、進めていただきたいというふうに思っておりますけれども、町長も、前は非常に、リフォーム助成制度についてはですね、一定度の理解を示していただいたかなというふうに思うんですけども、改めてその点でですね、町長の答弁を求めたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○副議長（荒田 博君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時25分

○副議長（荒田 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 住宅リフォームについてということで、これを町のですね、一つの施策ということで、井芹議員おっしゃるとおりだと思いますけども、これにつきましても、先ほど井芹議員が言われましたように令和6年第4回の定例会時に井芹議員のほうから一般質問をされているところでございます。

その中で、地域振興課長の中から答弁をされていますが、人口構造の適正化を図る上でも、まずは子育て世代の定住、また、移住を促進する必要があると考えます。その上で、ターゲットとしている39歳以下としており、今回、新たな子育て施策といたしましては、新婚新生活支援事業を創設いたしまして39歳以下の新婚世帯を新生活する上で必要な住環境の整備の支援の一つとしてリフォームに対する助成を行うことを予定していると答弁がなされております。それに基づきまして、令和7年度、本年につきまして福祉課において予算化がしてあるところでございます。

議員おっしゃるとおり、リフォームも一つの施策だと思いますけども、本町に合った形でですね、事業構築を図っていければというふうに考えているところでございます。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） リフォーム助成事業の件につきましては、ただいまですね、総務課長のほうから答弁していただきましたけども、現在、町の考えとしては、ただいま総務課長が答弁したとおりでございます。

井芹議員おっしゃられる意味も十分に私も理解いたします。私も個人で自分の家をですね、二、三年前に建築しましたが、一軒家をさわるということは非常にいろんな業者がですね、絡むということで非常に経済効果は高いのかなと。

建築業者のみならず、外壁、内装業者、水道業者、いろんな業者が絡みますので、そういった経済効果はあるというふうに認識しておりますが、ただ単なるリフォームというだけではなくて、町が、今現在抱えている課題・問題点、例えば、若い世代の移住・定住を促すならば、若い世代の移住・定住される方々が、例えば家をさわられるときにリフォーム助成をしますよとか、そういった、ただ単なるリフォーム助成ではなくて、町の抱えている課題・問題点をですね、解決するために、そういった町の狙い、政策を誘導するためのそういった投資として、リフォーム助成というものは町として、また、いろいろ制度設計、今後も考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（荒田 博君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 単なるリフォームというふうにですね、おっしゃられましたけども、この住宅リフォームというのはですね、全住民のですね、一戸建てをリフォームをするということで、対象をですね、子育て世帯の家庭のリフォームという一部の、一部と言いますか、そういったことではなくて、全住民を対象にしておりますし、単にと言われるとですね、非常にこれはもう、私はちょっと、やっぱり反論をしたくなりますね。

やっぱり、住民の皆さんが暮らして行ってですね、本当に今、高齢になってですね、ここが危ない、あそこが危ないというふうに出てくるわけですね。やっぱり、そういったことでのリフォームをして、住民のですね、安心安全の暮らしに向けて、住環境の改善に向けてですね。そして利便性の問題もありますし、本当にそういったことでリフォーム助成をするというのはですね、非常にですね、住民の暮らしにとってですね、私はプラスになるというふうに思うんですね。

そしてまた、経済効果についても先ほど言いましたように、やっぱり、町内にはですね、いろんな業者さんがいらっしゃいます。そういうふうに、子育て世代のですね、リフォームがあればですね、そういった地元の業者さんもですね、関わることになるというふうに思うんですけども、やっぱりその経済効果から考えますとですね、こういった取組もですね、必要だというふうに私は思うんですね。

だからこそ、各自治体ではですね、そういった施策を取り上げて、実際、その経済効果

もですね、もう非常に高いものがあるわけですね。これが単なるリフォームではないわけですね。そういった点ではですね、ちょっともう少し、研究をさせていただきたいというふうに思うんです。

そしてこれ、課長が町に合ったというふうにおっしゃいましたけれども、これ町に合ったという、甲佐町に合う、合わないの施策ではないんですね。全国的にこの施策というのはですね、取り上げられている施策であって、どこがこの甲佐町に合わないのかというのはですね、それはちょっと答弁のですね、私はどうなのかなというふうに思いました。

ですから、この問題はですね、2回取り上げてさせていただいておりますけれども、是非ともですね、そこら付近は、しかとまた質問することがあるかもしれませんけれども、是非そこら付近をですね、考えていただきたいというふうに思います。

次にですね、2点目ですけれども、ごみ処理をめぐる対策についてお尋ねをしたいというふうに思います。

環境問題を考える上でですね、プラスチックは海洋汚染や地球温暖化の大きな要因となっております。プラスチック対策は待ったなしの課題でありまして、世界的にも脱プラの動きが加速しております。日本は1人当たりのプラスチックの消費量は世界で2番目というプラスチック消費大国になっています。そういった点で、将来世代の地球環境を守るために、官民一体となった努力が強く求められているというふうに思います。

こうした中、国は2022年、プラスチックごみの削減や資源有効活用に向けプラスチック資源循環促進法を制定し、自治体に対して分別収集、再商品化に向けた取組を求めています。

我が町もこの法に基づき、今年10月から今まで、トレーや、それからペットボトルなどのリサイクルに加え、プラスチックごみの分別収集を始めております。

まず、ごみ処理を考える上でいろいろな課題もありますけれども、その処理費用についてはですね、お尋ねをしたいというふうに思います。一体、ごみ処理にですね、甲佐町幾らかかっているのかですね、そういった点でですね、ちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

○副議長（荒田 博君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） お答えいたします。

ごみ処理についてということですが、大きく変わりましたのが、令和6年度までは御船甲佐クリーンセンターで焼却業務を行ってございましたけれども、令和7年4月1日から熊本市東部環境工場への可燃ごみの搬入を開始しております。

委託に関する費用になりますけれども、まず、町が業務委託しております収集運搬、熊本市東部環境工場への搬入につきましては、家庭から出る可燃ごみとなります。この可燃ごみについては毎週月、火、木、金の週4回の収集と運搬を行っており、1年間の経費、令和7年度の経費につきましては1,733万6,000円でございます。

次に、処理に関する委託分の経費でございますが、こちらは御船町甲佐町衛生施設組合が熊本市と一般廃棄物処理に関する単価契約を行っており、1トン当たりの処理単価が1

万8,000円となっております。これまでの実績といたしましては、4月から10月までの7か月間で957トンが搬入されておりますので、処理単価の1万8,000を掛けますと1,722万6,000円となります。これを1年間に換算すると2,960万円ほどになると想定をされるところでございます。

以上となります。

○副議長（荒田 博君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 申し訳ございません。7か月間ですね、熊本市委託料と、それから民間委託料合わせて7か月分ですけれども、これについては3,456万2,000円というふうにお聞きをしましたけれども、後5か月分ですね、これをプラスをするとすると予定としては、申し訳ございません、ちょっと聞き間違ってしまったので、ちょっとまた、再度ちょっと答弁をお願いいたします。

○副議長（荒田 博君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） 処理費用でございますけれども、7か月分につきましては957トンになりますので、1年間に換算いたしますと1,640トンとなります。

1年間の費用に換算いたしますと4,693万6,000円となります。

以上でございます。

○副議長（荒田 博君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 申し訳ございません。今答弁いただきまして、ありがとうございました。

令和7年度の経費はですね、7か月分で、1年に換算すると約4,700万程度ということになりますけれども、一方ですね、今リサイクルも進んでおるんですけれども、リサイクルでの収入といいますか、その収入はどのくらいあるのかですね、そしてまた、新たにですね、プラスチックの分別収集を始めておりますけれども、その費用がですね、新たに発生するのかもしれないのかですね、その点についてはどんなでしょうか。

○副議長（荒田 博君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） まず、プラスチックのリサイクルでございますけれども、本町では令和7年10月からプラスチック類の分別収集を開始しております。

現在把握している10月分と11月分の2か月分の処理量につきましては、甲佐町全域と御船町の先行地区を合計して3,220キログラムでございます。

なお、処理費用につきましては運搬費、選別処理費、容器包装処理費、製品プラ処理費、全てを含んで、2か月間の処理費用は47万5,000円となります。

このプラスチックにつきましてはですね、逆に収益にはならず費用が発生するというところで、支出ということになります。

以上でございます。

○副議長（荒田 博君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 分かりました。

ではですね、現在、上益城、御船上野地区では、民間の産廃施設が建設予定であります。

建設に向けてですね、事業者による環境アセスメントが行われております。環境アセスメントの4段階中3段階目のですね、準備書の公表が行われておりまして、閲覧、それから意見募集が行われております。最終評価書の公表は来年春に予定されていると聞いております。供用開始は令和11年が予定をされております。

上益城5町はこの供用開始をもってごみ処理のですね、委託をする予定になっております。

その場合のですね、委託費用などですね、また、どのような経費負担が発生するのかわですね、想定されているものがあればお尋ねをしたいというふうに思います。

○副議長（荒田 博君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） 想定される経費ということでございますけれども、まず、収集運搬でございますが、現在、可燃ごみを運搬しております熊本市東部環境工場と御船町の建設予定地、御船町大字上野地内、マミコウロード沿いになります。そこを比較いたしますと地理的にも御船町の建設予定地のほうが甲佐町から近くなるため、収集運搬委託にかかる経費は縮小し、安くなると想定されます。

次に、処理に関する経費でございますが、処理に関する経費につきましては、現在、民間事業者シムファイブスにより環境アセスメントを実施されている段階でありますので、現時点で上益城5町とシムファイブスの間で処理に関する経費についての協議は行われておりません。

今現在、環境アセスメントにつきましては今年度完了予定だったんですけれども、来年度8月頃、それぐらいが完了予定ということになっておりまして、供用開始の時期もですね、当初は令和11年度が予定だったんですが、13年度ということで、今、環境影響評価準備書のほうに掲載されているところでございます。

続きまして、今後、環境アセスメントが終了してですね、今後想定される経費としては、一つ目が造成工事ということになります。造成工事は上益城広域連合が事業主体となり実施されますので、甲佐町を含む上益城5町は上益城広域連合への負担金として造成費を支出することとなります。

二つ目は処理に関する経費でございます。こちらは今後の民間事業者シムファイブスとの協議にはなりますが、御船町甲佐町衛生施設組合との契約なのか、または甲佐町との直接契約なのか、契約先によって負担金または委託料として支出することとなります。

そのほかにも、今後想定される経費として、民間事業者への出資金などが、今後新たな経費として発生してくるものと想定されます。

以上となります。

○副議長（荒田 博君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 既に造成の計画、設計費用などもですね、甲佐町は負担をしているわけですが、処理委託料、それから出資金、造成費の負担、収集運搬費用などかかるというふうに思いますけれども、ところで当初の資料等、処理委託料が分からないと、まだアセスメントの段階で協議ができていないということなんですけれども、当初の資料を

ですね、ずっとめくってありましたら、業者の提案ではですね、可燃物の処理料はですね、トン当たり2万5,000円とありました。

そこから計算しますと、甲佐町の可燃ごみの処理量がおおよそ、先ほどの答弁などから1,600トンほどと計算をいたしますと、4,000万近くになります。これに運搬費用が加わりますけども、今回の回収運搬委託料は1,733万6,000円というふうになっておりますから、合わせますと5,733万6,000円というふうになります。これはきちんとした数字ではありませんけども、この数字の前後になるというふうに思います。ほか出資金、今答弁ありましたように造成費等が加わります。

今後、プラスチックのですね、削減が進めばですね、熊本市へのですね、委託料も、話分かります、ちょっと飛びますけれども申し訳ありません、プラスチックの削減が進めばですね、熊本市への委託料といいますか、処理委託料ですね、そういったのも減るのではないかというふうに思いますし、この後質問をいたしますけれども、生ごみの削減にもですね、取り組むならばですね、熊本市への処理委託料というのはですね、収集運搬についてもですね、もう、かなり減るのではないかというふうに思うんですけども、このままでですね、熊本市に委託、経費的に見てもですね、これからできる上野のですね、産廃施設にごみを委託するよりもですね、実際の、今の熊本市に運んだほうがですね、経費的にも削減できるのではないかなというふうに思うんですけども、そういった点で、このまま熊本市に委託するという選択肢はないのかという点についてお伺いをします。

○副議長（荒田 博君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） お答えいたします。

熊本市へのごみ処理委託につきましては、時限的方策として決定したものであり、上益城5町が足並みそろえて民間事業者に新たな施設整備を協議している段階であります。そのため、熊本市への永続的な委託の協議、検討を行うことはありません。

なお、熊本市において、現時点では1トン当たり1万8,000円と設定しておりますが、現在、物価高騰も続いており、熊本市との委託契約の更新時、将来的な見解につきましては、現在の1トン当たりの1万8,000円が継続されるかどうかは未定でございますので、将来的には熊本市のほうが有利じゃないかというのはですね、今の段階では判断できないということでございます。

以上となります。

○副議長（荒田 博君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） その結果はですね、今後出てくるというふうに思うんですけども、それからですね、今申し上げましたように、可燃物の削減に向けてはですね、今年10月からプラスチック類のですね、分別収集が始まっております。

どういった周知がですね、これまで行われてきたのかですね、そういう点とですね、まだ始まったばかりなんですけれども、状況についてですね、その減り具合といいますか、そういった点についてはどのようになっているのか、ちょっとお尋ねをいたします。状況についてお尋ねをいたします。

○副議長（荒田 博君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） お答えいたします。

プラスチック類の分別収集に関するこれまでの周知ということでございますが、一つ目がホームページへの掲載でございます。8月15日から町公式ホームページで周知の掲載を開始しております。

二つ目が広報誌への掲載です。広報こうさ9月号、10月号で周知を行いました。特に、10月号ではプラスチック類の分別として2ページ分掲載をしております。

三つ目は、チラシの回覧です。8月1日の行政区配布において、回覧板による回覧周知を行っております。

四つ目は、A3サイズのカラーチラシの全世帯への配布です。8月15日の行政区配布において、全世帯への配布を行いました。

五つ目は、民生・児童委員研修会での説明となります。11月6日に民生・児童委員研修会に出席させていただき、民生・児童委員の皆様へ周知、説明をさせていただきました。また、12月11日に開催された地域福祉推進員研修会でも同様の説明を行っているところでございます。

六つ目は、くらし安全推進室が実施している防災無線の集落説明会において、出席者に対して周知チラシのほうを配布しております。

最後は、リサイクル推進員によるリサイクルステーションでの周知啓発です。リサイクル推進員へは8月22日にプラスチック類の分別収集に関する説明会を実施いたしました。その中で、10月から開始するプラスチック類の分別収集に関する地域住民への個別指導と周知啓発をお願いしているところでございます。

以上となります。

○副議長（荒田 博君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） なかなか、始まったばかりですね、この制度がですね、やっぱり、しっかり町民の皆さんの中に浸透していくにはですね、やっぱりこうした周知が継続的に行われていくということが大事だというふうに思いますので、さらなる、そういった点でのですね、検討をお願いしたいというふうに思うんですけども、プラスチック類はですね、ごみの容量としては圧倒的に多いのですが、軽いので重さとしてはあまり出ないかもしれませんが、容量が減る分はですね、収集にも大きな変化が出てきているものだというふうに思います。

町としてはごみの減量化に向けた目標などあるのか、また、今回の実施を通じてですね、課題として捉えられた点はあるのかお伺いをしたいというふうに思います。

まだ2か月しかたっておりませんが、町民の方々の中からはですね、ごみがですね、もう非常にたまって月1回では長いのではないかと、これをですね、回数を増やしてほしいという声ですね、ちょっと、あちこちから出て聞いておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○副議長（荒田 博君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） 月1回のリサイクルじゃ少ないかということでございますけれども、担当課でも、現在月1回のリサイクルステーションでの収集から、プラスチック類のみについては可燃ごみを収集するごみ収集箱、ごみステーションと呼ばれておりますけれども、ごみステーション収集方式に切り替え、収集回数も月2回の収集とすることを、現在検討しているところでございます。

現在、プラスチック類の収集運搬体制については、町内の収集運搬業者と協議を行っている段階であり、詳細はまだ決定はしておりませんが、町としてもプラスチックのリサイクルをさらに推進していくために、収集回数を増やす取組を進めていきたいと考えております。

また、2か月間の課題ということでございますけれども、担当課として現在、課題として捉えておるのは収集回数が1回で少ないということ、また、リサイクル推進員さんからのご意見としてお伺いしておりますのが、透明のごみ袋で出されていない、また、袋がきちんと結ばれていない、紙や金属などの不純物が混じっている、汚れがついているなどの意見が課題であると考えております。

町といたしましても、これらの課題の解決に向けて、引き続き、住民に対して広報やチラシなどで周知活動を行っていくと同時に、リサイクル推進員さんにもご協力をいただき、さらなる周知啓発活動を進めていきたいと考えております。

以上となります。

○副議長（荒田 博君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 回数を増やされるということですね、当面はその様子を見ながらですね、また実施していくことになると思うんですけども、増やされたことはですね、非常に町民の皆さんにとっても喜ばしいことだというふうに思います。

私どもも実際、プラスチックごみを分別していて、本当にこれだけのごみをですね、燃やしてもらっていたのかと思って、本当にちょっと、少し、一方では愕然とするような気持ちになりました。本当にきちんと徹底をすればですね、本当にすごいプラスチックごみの分別収集ができるものだと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、生ごみですね、対策についてお尋ねをいたします。

生ごみは家庭から出されるごみの40%を占めると、ほかの自治体の資料を見たのですが、甲佐町においてもですね、あまり変わらないものだというふうに思うんですけども、生ごみは水分が多く燃やすときにですね、余分な燃料が必要になります。そのことがCO₂排出の増加につながるとして、各自治体、生ごみ削減に向けてですね、様々な取組をしております。

この生ごみの処理についてはですね、個人的にも畑に埋めるコンポスト、それからごみ処理機、自治体が集めて肥料化するなどありますけども、その中でキエーロという処理方法がですね、注目を集めているようです。

既に個人ではですね、実践しておられる方も結構おられるようです。もう、私もその方法でやられているご自宅を見させていただきました。もう3年ぐらいやられているという

ことで、これは黒土やですね、畑の土をボックスに入れてですね、処理した、訪問した家はですね、木のボックスでしたけども、その中に生ごみを入れるとですね、土のバクテリアがですね、生ごみを分解して生ごみが消えるというもので、消える日数は5日ぐらいだったり2週間だったりと、入れる量や置場所によって変わるようですけども、その方のごみ箱は3年たってもですね、容量は消えずにきれいにしているということで臭いもありませんでした。

上天草等ではですね、可燃物の削減に向けた取組としてですね、このキエーロコンポストをですね、全町内に広げようということで、今、検証実験がですね、進められようとしておりますし、天草市内においてもですね、補助金を出すなどとしてこの取組が始まっております。

そういった点でですね、生ごみの削減というのはですね、熊本市に委託する費用もですね、1トン当たり幾らというわけですから、しっかりとといますか、この生ごみをですね、本当に削減できればですね、この費用もですね、削減できるわけですから、町としてもですね、CO₂対策としてもですね、是非この生ごみの削減についてはですね、取り組んでいただきたいというふうに思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

そしてまた、すいません、時間の都合であと1点ですけども、最後にですね、このごみ問題をですね、自分たちの将来の問題としてですね、子どもさんたちの認識もですね、私は高めていく必要がですね、あるというふうに思います。ごみの問題を通じてですね、次世代を担う子どもたちが地球環境へのですね、理解を深めて、そして、自ら行動する子どもたちを育てるためにも、環境教育は不可欠だというふうに思います。既にこうした教育はもう実践されているとは思いますが、学校での環境教育はですね、どういったものが行われているのか、また、町においてもこの教育についてどういうふうにお考えなのか、その2点、お尋ねをいたします。

○副議長（荒田 博君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） お答えいたします。

まず、生ごみの削減についてでございますけれども、町といたしましては、最初は生ごみの削減についての周知啓発活動が最も重要であると考えております。

可燃ごみとして生ごみを出さないためには、食料品等を無駄にしないフードロス対策や、生ごみを堆肥化して土に還元する循環対策など、広報紙や回覧などで町民の皆様幅広く周知していくことが、生ごみの削減、可燃ごみの削減につながってくると考えておりますので、町といたしましても周知啓発活動には力を入れていきたいと考えております。

続きまして、子どもたちへの教育についてということでございますけれども、今年度から環境衛生課の職員が学校の授業の講師となり、小中学生に対して環境学習を行っていく取組を開始しているところでございます。

これまでの環境学習では、地球温暖化対策がメインではありましたが、今後は、ご提案がありましたプラスチック類の分別収集を含むリサイクル全般につきましても、小中学生に対しての授業やイベント等を通じた周知啓発活動を実施していきたいと考えております

ので、今後、教育委員会や小中学校の校長先生とも連携を図りながら、進めていきたいと考えております。

以上となります。

○副議長（荒田 博君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 町も国もそうですけども、2050年にはですね、カーボンニュートラルの目標を出しております。

本当に地球環境を考える上でですね、このごみ問題はですね、欠かせないわけでありまして、官民、自治体、それから町民一体となってですね、この取組がですね、しっかり進むようにですね、力を合わせてまいりたいというふうに思います。どうぞよろしく願いをしたいというふうに思います。

時間の都合で、3、上げておりましたこども誰でも通園制度についてはですね、次回、質問をさせていただきたいというふうに思います。この後、条例改正の中でも提案されておりますので、その中で質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

では、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（荒田 博君） これで、9番、井芹しま子議員の質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○副議長（荒田 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、佐野安春議員の質問を許します。

5番、佐野安春議員。

○5番（佐野安春君） 5番、日本共産党の佐野です。

一般質問の通告書に従いまして質問を行います。よろしくお願いたします。

質問事項1番、急傾斜地崩壊対策工事についてということであります。今年の8月豪雨により崩壊しました急傾斜地の整備状況の現状と計画についてお尋ねします。

8月豪雨によって崩落した急傾斜地の崩落状況というのは幾つもございますが、特に、上豊内において2か所崩落し被災された方もいらっしゃいますので、その2点について質問いたします。

急傾斜地の対策については、さきの9月議会において質問をしたところではありますが、今議会におきましても、9月議会において質問が十分できていない点など、もう一度質問を行います。よろしくお願を申し上げます。

9月議会においては、急傾斜地危険箇所箇所数については、擁壁などの整備ができています。これら整備を行う箇所について質問を行っています。

今議会における質問は、今申し上げましたように、8月の豪雨において崩壊しました上豊内の2か所の擁壁等の整備状況や計画についてお尋ねをいたします。

○副議長（荒田 博君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それでは、8月豪雨において崩壊した上豊内地区の2か所のですね、擁壁等の整備状況、計画についてご説明させていただきたいと思います。

まず、住家に被害が及びました上豊内の法面崩壊箇所につきましてですけれども、現在、熊本県において被災箇所の地質調査、測量設計が行われているところでございます。今後、工法が決定しましたら、12月中に土地所有者や周辺地権者など関係者に対して個別に説明を行っていききたいというところで、その後ですね、登記完了しまして3月には工事を発注していききたいということでございます。工事の着手につきましては7月を予定されておりました、対策の工法につきましては、簡易吹きつけのり砕工で行われる予定であるということで、出水期前に完了することを目標とされております。

2か所目につきましては、やな場近くの県道のですよね、法面のところの崩壊箇所になりますけれども、やな場近くでは法面が崩壊しまして、県道三本松甲佐線が通行止めとなりました。現在は仮復旧が行われ、通行止めが解除されております。本復旧については、県道の法面として上益城地域振興局土木部において今月中に災害査定を受けられ、その後、今年度3月には工事を発注される予定でございます。町の観光施設であるやな場にも隣接することから、早期復旧を考えているとのことでございます。工法的には、のり砕工で復旧が行われる予定でございます。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 佐野安春議員。

○5番（佐野安春君） 質問を進めます。

質問の要旨、擁壁整備と近隣の状況についてお尋ねします。

擁壁の整備につきましては、上豊内で、今答弁がありましたように、2か所大きく崩落しました。

崩落した1か所は、豪雨によって増水した宅地から避難されていたお一人の人命を土砂崩れにより奪われ、お一人が数か所の骨折など重傷を負われております。主に、竹林の崩壊により2軒の住宅が全壊となっております。避難された方が車4台を動かされたわけですが、その車4台も大きな損傷を受けられております。また、全壊したおうちの隣にも、車の浸水で大きな被害を受けられエンジンが使用不能となり買換えを余儀なくされております。全壊した2軒は事前に避難をされていて無事ではありましたが、万が一、避難されていなければ、崩落した竹が寝室に飛び込んできて死んでいた可能性があったと話をされております。状況によっては、被害はまだ大きくなっていたことも考えられます。また、この被害は全国的なニュースとして報道をされております。

さて、崩壊した擁壁の防止工事をコンクリート工事で行う場合は、排水路の整備も同時に行う必要があると考えます。なぜかではありますが、南谷川から増水してあふれた水が上豊内側の擁壁を越えて畑から宅地へと流れ込んできて、宅地の周りや車庫をおよそ30センチから60センチくらいまでの高さまであふれたものと考えられます。被害者の方はその状況を見られて、車がつかってしまわないうちにと車を移動されたものと思われれます。南谷

川の上豊内側の擁壁は、かつての水害で被害を防ぐための土のうが置かれていますが、既に耐用年数を過ぎていて、土のうから砂が漏れている状態で、役に立っていない状態です。

二つ目として、8月豪雨の際に避難された方が、県道方向ではなく逆方向の山側に避難されていますが、排水路からあふれた水が道路にあふれ、車の通行を遮ったためであることと、水につかれば車のエンジンが駄目になるおそれがあったためと考えられます。

もう一つは、排水路の勾配が、排水がスムーズに流れるために傾斜が必要ですが、上豊内地区、法然寺地区の配水路は状況を調べてみましたが、勾配が弱く配水管も小さい箇所もあり、水路が曲がっている箇所もあり、したがって排水能力が低いため、流れが滞る状態になっています。今回のように、道路に排水路からの水があふれて、人も車も通れない状態になっている場合があります。

崩れた擁壁の整備は県によって行われる予定であると思いますが、併せて排水路の整備も県としっかり連携して行わないと、コンクリートによって崖地を塗り固めることにより、今後は短時間で排水路が増水し、新たな浸水被害につながるおそれも見られますので、整備につきましては、是非この点も考慮していただきますようお願いをしたいと思います。

町としてはどうお考えなのか、答弁をお願いいたします。

○副議長（荒田 博君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 排水路の整備について町はどのようなふうにかえるかということですので、その点についてお答えしたいと思います。

まず、今回の8月豪雨時には、ご存じのとおり線状降水帯が発生したことにより、長時間激しい雨が降り続けました。このことにより緑川本川はもちろん、町内の中小河川においても水位が上昇し、側溝や水路の水も流れにくくなり、周辺道路の冠水や宅地の浸水被害が町内全域において発生したというところでございます。

上豊内地区の排水状況についてですけれども、下流側の水路幅が小さくなっているところとか、先ほど申されましたけれども、勾配が緩やかで土砂がたまりやすく流れにくくなっているところがあるというふうにおっしゃいました。浸水被害の原因になっているのではないかとございまして、現地の方をですね、きちんと確認させていただきまして、実際に水路の構造や不具合、こういったものがあればですね、浸水被害が発生しているようであれば、改善していきたいというふうに考えております。

今回の豪雨時は、施設能力を超える降雨により周辺の道路も冠水しました。このような災害に対しまして、流域全体に抜本的な内水対策を検討していきたいというふうに考えております。

また、内水被害に対し、地域住民の皆様を一体として取り組んでいただく対策として、雨水浸透ますなど雨水貯留施設の整備に対し補助を行っております。各家庭から排水される雨水をできるだけ水路に流さないという取組でございまして。

町民の皆様に対しましては、事前避難をご理解いただくために災害の情報提供、あるいは避難場所等の周知と併せて、こうした地域住民の皆様が一体となって内水対策に取り組

んでいただけるよう、周知を行っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（荒田 博君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 排水路の改善につきましてはですね、この機会に、是非とも行わなければ、半年後はですね、また梅雨の季節となり、また災害のおそれも心配しなければならないこととなります。

擁壁の整備は是非とも必要なものと考えます。それと一体のものとして、この排水路の改善に取り組んでいただきたいというふうに考えます。

次の質問に進ませていただきます。

3番目の町内の急傾斜地危険地区の改善はどうするのかという問題です。

平成29年9月議会において、急傾斜地の維持管理に支援をとということで、急傾斜地の問題点を質問をしております。

その質問の内容を概略的に申し上げますと、問題は多くの危険箇所に対する管理と改善対策です。急傾斜地の崩壊を防ぐ有効な措置がされない理由の一つが、所有者の費用負担と考えます。急傾斜地の維持管理に対する支援、援助が必要と思いますが、いかがでしょうかと質問していますが、答弁された当時の建設課長は、維持管理に対する支援策については県に支援制度創設について要望していきたいと述べられております。

この間、かなりの年数が過ぎておりますが、県に対する支援制度創設についての要望に関して、その後の経緯はどうなっていたのでしょうか。

答弁をお願いいたします。

○副議長（荒田 博君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 急傾斜地崩壊区域内の維持管理に関するご質問ですけれども、急傾斜地崩壊危険区域の土地の補助につきましては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、この中でですね、土地の所有者はその土地の維持管理については崩壊が生じないよう努めなければならないとありますので、先ほど申し上げられたとおりですね、所有者が管理を行うこととなります。

しかし、土地所有者において管理されない場合に、平成29年の9月議会の答弁では、県は必要に応じて対応したいという答弁の仕方をしてあったかと思えます。これについてはですね、当時、熊本県に確認してお答えしたものでございます。

その後の計画につきましては、地元からの要望がなかったということで実施には至ってなかったということを聞いております。

以上でございます。

○副議長（荒田 博君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 県での支援ということは、具体的にはですね、条件にもよりますということで、場合によっては支援する可能性もあるというふうなことではっきりはしないところがございますが、県での支援ができない場合にはですね、町で支援することはできないかとも考えますが、県も町も支援できない場合は所有者に維持管理を促すよう働き

かけるしか方法がないのかとも思いますが、毎年のように押し寄せる災害に対して、町として有効な対策は必要なことであると考えますし、個人として費用を補うことができなければ、町としての改善は、働きかけはできないものかと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（荒田 博君） 町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、急傾斜地崩壊危険区域における維持管理について町の支援はできないかということでございます。

急傾斜地崩壊危険区域につきましては、町内だけでも現在、219か所ございます。これら全てにおいて、町として擁壁などの何らかの対策工事を行うということは極めて厳しい状況に、現在、ございます。

もちろん、危惧される場所におきましては、熊本県に対しましても協議や要望をしておかなければならないと考えております。

急傾斜地崩壊危険区域であっても、草刈りや流木の伐採など日常の維持管理につきましては、先ほど建設課長答弁いたしましたとおり、土地所有者で行うことというふうになります。また、水路の清掃などは、近隣住民や地元の方々で行っていただいている状況でございます。

重複する答弁となりますけれども、先ほど担当課長が申しあげましたけれども、対策工事につきましては、要件を満たせば県の事業として実施されますので、この要件緩和について県への要望を行ってまいりたいと考えております。

また、維持管理の支援につきましても、新たな支援制度の創設について継続して県のほうへ要望も行ってまいりますし、町としても何らかの支援策につきましては、また内部のほうで検討を進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 先の9月議会におきまして、町長は防災対策について、大雨がいつ起こるか分からないという想定の下に、真に災害に強い、町民の皆さんが安心安全に暮らせるまちづくりを今後進めていく必要があると強く今思っているところと、抜本的な対策が必要ではないかと強く考えていると答弁をされております。

町地域防災計画書を見れば、町長もお話しされましたが、200を超える土砂災害警戒区域をはじめ多くの危険地区、危険箇所が登録をされております。

自分や家族が安全に避難できるか心配という多くの町民の声に応じて、町民の防災に対する思いをしっかりと受け止めて、同じような災害が発生がないように抜本的対策をと強く思うものです。やはり、可能性があるとするれば、県に対しても積極的に対策を促して、この200を超える危険箇所を一つでも二つでも減らして、安全なまちづくりを進めていただきたいというふうに思います。

質問を進めていきます。

質問事項の、加齢性難聴への支援をということで質問を行います。

質問の要旨の1番であります、全国や県内の支援の広がりはどう考えるかということで

す。

加齢性難聴への支援をとということで、過去の一般質問で、井芹議員が令和2年6月議会定例会において、加齢性難聴の補聴器補助について質問され、私が令和5年12月議会定例会において、補聴器購入費補助成制度の実施について、また、令和6年12月議会定例会において、加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的支援をとということで、私が調べた範囲では、過去3回、この件に関する質問が行われております。

これに対して、令和2年当時の前町長は国のほうで考えていただくべき問題、補助制度についての対応としては考えていないという答弁をされておりました。

令和5年12月議会定例会においては、宮崎福祉課長が、難聴者が補聴器を利用することは社会参加がしやすくなり、孤独、孤立対策の一つにはなるかと思われまますので、今後も他の市町村の動向を注視していきたいと答弁されております。

令和6年12月議会定例会においては、甲斐町長が高齢者補聴器導入助成の創設につきましては高齢者の方々に社会参加活動を促すことや、また、高齢者の生きがいづくりの創出といった点では効果的な事業であると認識しております。現在、執行部におきましても高齢者に限らず、それぞれのライフステージに合わせた補聴器の支援内容についても検討を進めているところ、現在、各課において各方面にわたり研究、検討を行っているという答弁をされております。

令和2年から令和5年、6年の一般質問における加齢性難聴への補聴器購入費助成についての一般質問とそれに対する答弁の流れを示してまいりましたが、私はこの質問と答弁のやり取りを省みましても、明らかに町当局、町長はじめ町当局の考えも進んでいるというふうに思います。

続いて、全国、県内の支援の広がりの内容についてであります。

全国保険医団体連合会による調査や日本補聴器販売店協会、また、全日本年金者組合による調査など、幾つかの団体による自治体における補聴器購入助成制度実施状況がありますが、年金者組合による調査が最新の情報でしたので、それを見ますと、全国の自治体における状況では、今年の11月10日現在において44都道府県518市区町村で実施されております。

熊本県においては、この調査では6自治体、益城町、五木村、長洲町、和水町、芦北町、天草市となっておりますが、私が調べたところでは、玉東町が今年4月1日以降に購入された補聴器が対象となっております。また、来年4月から上天草市が実施する、と上天草市ホームページに掲載をされております。合計しますと、8自治体が実施または近いうちに実施される予定ということになります。

全国的にも、県内においても補聴器購入助成が広がっていることが分かります。県内の実施割合は8自治体で全体の17.7%が実施という状況です。全国的には実施自治体は、昨年12月定例会において同じような質問を行った時点において判明していました2023年4月時点においてが237自治体でしたので、今年の11月時点が518市区町村となっていましたので、2.18倍になっております。実施自治体の割合は増加傾向にあり、今後ますます増えて

いくものと思います。最も助成を行っている都道府県は東京の43、新潟の30、これは新潟県全自治体で実施されております。愛知県の34市区町村となっております。

という状況がありますが、県内や全国的に支援が広がる状況について、町としてどのように認識されているのかお尋ねいたします。

○副議長（荒田 博君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは、お答えします。

支援の広がりにつきましては、令和6年12月議会定例会にて答弁した際にはですね、県内において5自治体の実施されていると申し上げました。その後、県内自治体の実施数が増えていることもあり、加齢性難聴に対する支援の需要については、以前よりも拡大していると考えております。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 補聴器は医療機器ということで、定期的なメンテナンスや調整が必要不可欠なことと言われてます。眼鏡は購入してすぐ使えますが、補聴器は慣れるまで3か月程度、脳のトレーニングや訓練が必要と言われております。初めは苦痛なこともあるそうです。そうした予備知識もしっかり把握して、補聴器はうまく付き合うことができるそうです。

質問を進めさせていただきます。

補聴器の支援内容についての検討はどうなったかということであります。

日本補聴器販売協会の調査によれば、助成金額の限度額は3万以上が116自治体、5万以上が76自治体、そのほかはいろんなパターンがあります。自治体の事情や判断によって限度額は様々であります。どこの自治体も大きな予算を伴うものではないと思われま

す。また、非課税世帯であるのかそうでないのかは自治体により判断が違っているようでもあります。

先ほども触れましたが、町長は1年前に答弁におきまして、補聴器を高齢者の社会参加を促す、高齢者の生きがいつくりの創出といった点で効果的な事業と認識していると、補聴器の支援内容についても検討を進めていると述べられております。

加齢性難聴者への補聴器の支援について、町長、どのように今、お考えなのか答弁をよろしくお願いします。

○副議長（荒田 博君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、お答えいたします。

補聴器購入助成につきましては、以前から、佐野議員におかれましては、議会でご提案いただいております。

私も町民の方からですね、こういった補聴器の購入助成については、要望を直接聞いているところがございます。

また、先ほど、福祉課長の答弁にもありましたように、また、佐野議員もおっしゃられましたけれども、近年、その需要の拡大も感じておりましたので、私も前向きな方向で

すね、担当課のほうには検討を指示をしていたところでございます。

これまでも申し上げてきましたが、私の政策方針の一つといたしまして、これまで甲佐町を支えていただいた高齢者の方々が生きがいを持ってですね、豊かな暮らしをしていただくための環境整備につきましては、積極的に推進をしていきたいと考えております。

そのような中で、先ほど佐野議員からもおっしゃっていただきましたけど、高齢者の生きがいづくりといたしましては、社会参加活動の促進は重要であり、誰でも活動に参加していただくためには、難聴者の方々への支援は大変有効であるというふうに考えております。

そのような中で、答弁は重複いたしますが、現在、執行部のほうで前向きな方向で検討、協議を進めているところです。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今、答弁をいただきましたが、町長のご理解とですね、ご判断に対してですね、敬意を表するものであります。

高齢者の皆さんへの補聴器補助は、聴力能力の向上により社会参加や地域交流を支援し、高齢者福祉の向上につながるものと考えます。鬱病や認知症の予防になり、健康寿命を延ばすことにもつながります。

町にはかつて2、3店舗あった眼鏡店、または補聴器販売店が少なくなっております。補聴器購入補助を町が決めるということは、町の商店街活性化にもつながるものというふうに考えます。

最後になりますが、今、答弁をいただきました町長のご判断を早い段階でですね、具体化いただくようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（荒田 博君） これで、5番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。再開は1時40分から再開したいと思います。

休憩 午後1時28分

再開 午後1時40分

○副議長（荒田 博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、私が一般質問を行うこととなりますが、仮議長の選任が必要となります。お諮りします。

ただいまから、仮議長の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） よって、仮議長の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 仮議長の選任について

○副議長（荒田 博君） 追加日程第1、仮議長の選任についてを議題とします。

議会事務局長が説明します。

○議会事務局長（北野 太君） それでは、ご説明いたします。

仮議長の選任方法につきましては、地方自治法第106条第2項の規定により選挙により仮議長を選出する方法のほか、就任期間が短期的で限定的な場合などにおいて、滞りなく速やかな議会運営を図るため、同条第3項の規定により仮議長の選任を議長に委任するという方法がございます。

今回におきましては、議長の職務代理を務められている荒田副議長が一般質問を行うという時でございますので、非常に限定的な場合でございます。

このため、仮議長の選任を議長に委任する方法を提案するものでございます。

以上でございます。

○副議長（荒田 博君） お諮りします。

仮議長の選任については、ただいま議会事務局長が説明しましたとおり、地方自治法第106条第3項の規定により、議長に委任するということで決定したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

それでは、仮議長として10番、宮川安明議員を指名します。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時42分

再開 午後1時44分

○仮議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮川でございます。よろしくお願ひいたします。ご指名でありますので、仮議長の職務を務めさせていただきます。

次に、6番、荒田博議員の一般質問を許します。

6番、荒田博議員。

○6番（荒田 博君） 荒田博でございます。

一般質問通告書に基づきまして、一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、8月豪雨被害状況についてということで、2人の議員の方がご質問されておりすけれども、私のほうからは、河川や水路等、越水等によつての町内各地で浸水被害が起きていますけれども、その被害状況をお尋ねいたします。

○仮議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それでは、浸水被害状況につきまして、被害状況調査につきましては税務課で行っておりますけれども、浸水被害の把握という観点から建設課でも共有しておりますので、私のほうで答弁させていただきたいというふうに思います。

浸水被害状況につきましては、地区ごとに床上浸水、床下浸水、土砂流入の戸数について報告させていただきたいというふうに思います。

まず、宮内地区です。床上浸水が2戸、床下浸水が4戸、土砂流入が2戸。

甲佐地区が床上浸水36戸、床下浸水61戸、土砂流入が3戸。

竜野地区です。床上浸水が18戸、床下浸水が17戸、土砂流入はございません。

乙女地区です。床上浸水が2戸、床下浸水が2戸、土砂流入が1戸。

白旗地区です。床上浸水が6戸、床下浸水が8戸、土砂流入はございません。

合計で床上浸水が64戸、床下浸水が92戸、土砂流入が6戸となっております。

以上です。

○仮議長（宮川安明君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） ただいま、課長のほうから答弁いただきましたけれども、床上浸水が合計64戸、床下浸水が92ということで、今回かなり被害に遭われたということが分かりました。

そういった中で、特にこの内水害の原因として、緑川の本流の水位も関係すると思っております。

そういった中で、緑川本流の浚渫の実績は過去、どのようになっていますでしょうか。

○仮議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 緑川の浚渫の実績状況についてご説明させていただきます。

これにつきましては、本年の9月議会定例会の佐野議員の一般質問においても同様の答弁を行っておりますけれども、改めてですね、甲佐町管内におけます緑川の河道掘削の実績をご報告したいと思います。

緑川の河道掘削につきましては国の所轄となりますので、国土交通省で実施された状況を年度ごとにご報告いたしたいと思っております。

令和元年度に西寒野地区で約1万6,000立米行われております。それから、令和2年度に麻生原地区で2万立米、糸田・白旗地区で約1万7,000立米。令和3年度に麻生原地区で約3,000立米、令和4年度に麻生原地区で約2万5,000立米。それから、令和5年度に津志田地区で約1万立米の河道掘削が実施されております。

今後も、計画的な河道掘削が行われる予定でございます。

以上でございます。

○仮議長（宮川安明君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） 2、3年前に糸田堰上流の浚渫が行われておりますけれども、その後の豪雨などにより、既に土砂が堆積している状況でございます。

私の聞いているところではですね、運動公園の上流部分の浚渫も行うというのは言われ

た経緯もございましたけども、いまだ実施されていない状況でございます。

そういった中で、今後の計画や国の要望等は、今どうなっていますか。

○**仮議長（宮川安明君）** 建設課長。

○**建設課長（白石 亨君）** 緑川本川におきます土砂等の堆積状況につきましては、国のほうで今回、8月11日の豪雨時の出水によりまして河川内に著しく土砂が堆積しているということを確認されております。

災害関連の予算として、緑川の流木、堆積土砂の除去に伴う補正予算を確保されています。

また、緑川ダムにおいても貯水池に大量の土砂が堆積しているため、現在、リフレッシュ事業に着手されておりまして、堆積土砂の除去が進められているところでございます。

甲佐町としましては、今年6月と豪雨災害後の9月にも国への要望を行い、堆積土砂の除去や堤防整備促進等のお願いをしたところでございますが、運動公園上部、先ほど言いました運動公園上流部分の浚渫についても併せてお願いしているところでございます。

今後も、地域住民の安全安心な暮らしが守れるよう、様々な機会を通じて国に働きかけてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○**仮議長（宮川安明君）** 荒田議員。

○**6番（荒田 博君）** そういったことで、引き続きですね、様々な機会に働きかけていただいて、取ってもですね、すぐ、大雨が来るとたまるというような状況ではございますが、こういった豪雨の中で、浚渫していた場合だと、水位が急激に高くなると、そういったことが懸念されることが緩和されるのではないかと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

下横田排水ポンプについてということでございますけども、緑川本流の影響で竜野川や内田川が増水し、下横田団地では浸水被害が発生しております。

下横田団地のところには排水ポンプが設置されておりますが、今回の8月豪雨ではきちんと機能していたのでしょうか。また、能力は足りていたのでしょうか。

その辺りをご説明お願いいたします。

○**仮議長（宮川安明君）** 建設課長。

○**建設課長（白石 亨君）** 下横田排水機場ですね、こちらのポンプの性能についてということですが、まず、ポンプの能力について説明させていただきたいというふうに思います。

下田排水ポンプ場につきましては排水ポンプを4台設置しておりまして、これは令和3年12月に工事が完了しております。

能力としましては、排水ポンプ1台で1秒間に0.075立米の排水能力があるということになりますので、4台で1秒間に0.3立米を排水することができます。

ポンプの選定根拠としましては、令和2年7月の豪雨を参考に選定を行っております。

設置後のポンプの稼働状況としましてですけれども、梅雨入り前の5月から自動でポンプが作動するように設定をしております、水位が一定の高さになればポンプが自動で作動し、水を排出するようになっております。今回の豪雨時においても、自動運転で稼働しておりました。

しかし、今回の豪雨は1時間の最大雨量が午前4時で時間の83ミリを記録しております。また、降り始めからの雨量が10日午後3時から11日の午後3時までに総量が378ミリとなっており、長時間の激しい雨が降り続いたことになっております。これは想定以上の降雨量でありまして、ポンプの能力を超えるものであったというふうに考えております。これが、浸水被害の拡大につながった大きな要因であるとも考えているところです。

こうしたことから、施設の整備につきましては、現在、10年に1回の10分の1の確率です、基準に整備を行っておりますけれども、今後は8月豪雨災害など想定以上の災害を踏まえ、ポンプの性能を向上させるなども視野に入れて、住民の安全安心のため施設整備の検討が必要になるかというふうに考えます。

なお、現在、堤防の乗り越し管については鋼管を使用し固定することで、ポンプによる排水が安全、安定的に行われるように整備をしております。

また、施設が監視できるようにカメラの設置も併せて行うことで、施設の向上に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○仮議長（宮川安明君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） 今回、鋼管に変更していくということでございますけど、現状ですね、そういった、今、稼働している状況というのがリモートで分かるようになっているのか、これからそれをするによって分かるのか、その辺りを説明お願いいたします。

○仮議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 現在はサニーホースといたしまして、ビニール製の排水のホースがついております。これが一応、稼働した後にはいろんな方向に動いてしまうということで、安定的でないというところもありますので、今回、鋼管を設置するわけですけれども、カメラを設置することでですね、そういった状況を把握できるようにはなってくるというふうに考えております。

以上です。

○仮議長（宮川安明君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） 想定を超える災害が発生する中で、被害が常態化している竜野地区や白旗地区に、私の考えといたしまして、調整池を設けるとか、緑川の合流点を堤防を長くするとか、そういった部分で見直す等も考えられると思いますけれども、令和7年3月には、まず、竜野川が特定都市河川として認定を受けております。

この特定都市河川を受けることによって受けられるメニューといたしまして、こういった対策とか、そういった部分が分かるのであれば教えていただきたいと思っております。

○仮議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 竜野川の特定都市河川の認定によってですね、受けられる事業ということですが、本町では、先ほど言われましたとおり、今年3月に竜野川流域の特定都市河川の認定を受けたところでございます。

特定都市河川として認定を受けることで、あらゆる関係者が共同して水災害対策を実施する流域治水を強力に進めることが可能になります。河川整備や河道掘削などのハード事業の加速化が図られます。また、雨水浸透を阻害する開発に対しては県知事の許可が必要となり、流出水量が増加しないように対策工事が義務づけられるなど、貯留浸透機能の向上を図ることができます。

本年度7月には竜野川流域水害対策協議会を立ち上げ、現在、協議会では竜野川流域治水対策計画の策定を進めているところでございます。

事業メニューといたしましては、河川改修、あるいは雨水貯留浸透施設整備、それから排水施設、河道掘削、遊水池、こういったものがございまして、特定都市河川の指定を受けることで、こういった流域治水を推進するための重要な施策が可能となってくるというふうになります。

以上です。

○仮議長（宮川安明君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） 今、メニューを教えてくださいけれども、河川改修であったり掘削等というメニューがございまして、そうした中で甲佐町としてですね、これから国、県に対してどのような対策を考えておられるのか、町長にお尋ねいたします。

○仮議長（宮川安明君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、お答えいたします。

8月豪雨につきましては線状降水帯が発生し、長時間、想定以上の激しい雨が降り続いたことから、町内全域におきまして大きな被害を受けることとなりました。

近年は気候変動に伴う降雨の激甚化が進んでおり、さらに記録を上回る豪雨災害が頻発化している状況でございます。

こうした中、先ほど担当課長が説明いたしましたが、竜野川が特定都市河川として県内初となる認定を受けました。これによって、流域治水対策が加速化し、町内の内水被害が軽減するものと期待をいたしております。

現在、竜野川流域水害対策協議会の中でも、今後の対策について国、県、大学の教授など有識者、関係者を交えて協議を行っております。

この中で、浸水被害対策といたしましては、国においては緑川と竜野川の合流点処理、県では竜野川下流の河川改修、町では排水路の改修、排水ポンプ場の整備、貯留浸透施設など、抜本的な整備を検討しているところでございます。

甲佐町の内水対策を考える上で、竜野川沿線の被害を軽減させることが大変重要なものの一つであると考えております。

特定都市河川の認定を受けたことで、内水被害軽減の対策が加速的に進み、住民の皆様が安心して暮らせる環境整備となるよう実施していきたいと考えております。

以上です。

○仮議長（宮川安明君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） ただいま答弁いただきましたけれども、竜野川につきましては10年に、今のところですね、1回ということで内水被害が起きております。

これが今後、5年に1回とか3年に1回とかなる可能性も、もう、こればかりは分からない状況でございますけども、そういった対策を講じることによってですね、内水被害が軽減されることを願ひまして、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、2番の観光対策についてお尋ねいたします。

まず、やな場施設の改善対策についてということでございます。

一つに、やな場の通年営業についてでございます。

このことにつきましては、9月の決算審査の際、私から、やな場の通年営業について質問いたしました。町長からは通年営業について検証し、方向性を考えていきたいとの答弁をいただきました。その後、どのような方向性を決められたのか質問させていただきます。

まずは、やな場につきましては、令和4年度から通年営業されており昨年度末で2年経過しているところですが、9月にも申し上げましたが、冬場の営業に赤字が出ていると聞いております。通年営業が本当にいいのか、その辺りを精査して方向性を決める必要があるのではないかと考えております。

そこで、まず、お尋ねいたします。

令和6年度における6月から11月までの夏営業と、12月から5月までの冬営業のそれぞれの集客者数と売上額、また、過去10年間で最も総売上額が高かった年度の集客者数と売上額、また、最も集客数が高かった年度も教えてください。

○仮議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） それでは、お答えいたします。

まず、令和6年度における夏営業と冬営業のそれぞれの集客者数と売上額をお答えいたします。令和6年度の総集客数は1万1,409人、総売上額は約5,249万9,000円で、このうち、夏営業につきましては集客者数が1万1,851人、総売上額が約4,765万円。冬営業につきましては集客者数が1,224人、総売上額が約484万9,000円となっております。

また、過去10年間に おきまして総売上額が高かった年度といたしましては、令和5年度の約5,588万2,000円、集客者数は1万2,105人で、最も集客者数が多かった年度は令和元年度の1万3,860人となっております。

以上となります。

○仮議長（宮川安明君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） 実績を聞きますと、売上額については冬営業は夏営業の約1割、冬営業は全体の9%となっており、冬営業を継続し続けることについて改めて考える必要があると思います。

町長にお尋ねしますが、これらの実績を踏まえた上で、今後の方針についてをお考えお聞かせください。

○仮議長（宮川安明君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、やな場の冬の営業について、私の考え方を述べさせていただきます。

9月にも答弁しておりましたとおり、夏に比べて冬は厳しい収支となっていることも承知しております、今年度も、担当課及び運営者とも状況の共有及び協議をしてきまして、協議の結果、まずは、今年度の冬の営業につきましては原則、団体様を対象とした完全予約制とする方針ということで町も承知しているところでございます。

これまでも、冬営業につきましては、ご膳料理やジビエ、冷凍鮎を使った料理、デザートの提供など運営権者も工夫を凝らしてこられたところでございます。どうしても、やなということで夏のイメージが強い施設ですので、鮎漁解禁後の時期は集客が落ちております。しかしながら、やな場は町外や県外からのお客様にとって大変喜んでいただける場でもありますし、冬も完全予約制として形態を変更して、人件費等も抑制する取組を始められたところでございます。

今後は、今回の取組状況を勘案しながら方針を決めていきたいというふうに考えております。方針を決定する上では、今後、施設の改修も視野に入れているところでございますので、総合的な判断が必要であると考えております。

以上でございます。

○仮議長（宮川安明君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） 通年営業につきましては、町長の答弁にありましたように、町の重要な観光施設ということで、年間を通して活用できないかという視点で始まったことと思いますし、2年間、いろんな料理に挑戦され、集客を図られていることも承知しております。

先ほど、担当課長の答弁にもありましたとおり、冬営業は夏営業に比べて明らかに実績が落ちているという結果も出ておりますので、再度、検討を行っていただきたいと考えております。

また、今、町長の答弁の中で施設の改修という言葉がありましたが、次にお尋ねしたいと思っておりますのが、この施設の改修でございます。

やな場につきましては、施設の改善対策として、特に夏場の暑さ対策について必要ではないかと感じております。

それも、やな場はあずまやが2棟ありますが、この2棟は建具もついておらず、エアコンも整備されておられません。このため、夏場は屋根はあるものの、外にいる状態でありま

す。

昨年は、甲佐町は連続猛暑27日、今年も熊日新聞にも掲載されましたが、6月から8月の観測記録において、県内で最高気温を記録した日数が最も多い町と言われております。

このような状況の中、エアコンが整備されていない部屋で食事される方の熱中症の危険性について、大変危惧しているところでございます。

仮に、夏場はあずまやにお客様を入れないとなると、先ほどの質問の中でも問題になっ

ております経営面においても売上げが大きい夏場の集客が阻害されます。十分な収益が得られないことも懸念しております。

このため、私といたしましては、町の重要な観光施設であり、やなという性質上、集客の多くを夏に見込めるにもかかわらず、施設の一部を夏場に利用することが難しい状況を解決するために、景観を損ねない工夫をした上で建具を取り付けるなど、施設の改修、改善をする必要があると考えます。

このことは、先ほど、担当課長から過去の実績を教えてくださいましたが、令和元年度は料理の単価の関係で売上げは令和6年度よりも低いものの、集客数は夏場営業のみにもかかわらず、令和6年度の1.2倍です。

集客数が減少している要因は一つではないと思いますが、要因の一つとして近年の暑さによる、あずまやへの案内の難しさもあると思います。

歴史のある重要な施設でもありますので、施設の改修については町長のお考えもあると思います。

改めて、施設の改修につきまして、あずまやの暑さ対策も予定されているのかを含め、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○仮議長（宮川安明君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、お答えいたします。

荒田議員のご質問にありましたことは、担当課から施設の懸案事項として報告を受けておりまして、必要な措置を講ずる必要があることを認識いたしております。

その上で、現在、庁内におきまして担当課だけでなく、建設課職員、また、建築士の資格を有する職員が入った上で、地元業者にも施設の状況を、目視ではございますけれども、確認をしてもらっているところでございます。

その上で、あずまやに建具を取り付けることにつきましては、荒田議員もおっしゃられるとおり、歴史のある古い建築物でもございますので、施工に当たっては安全性も考慮する必要がありますので、まずは、施設の現状調査が必要であるというふうに考えております。

このため、今後の方針といたしましては、令和8年度において施設の現地調査を行って、その結果を踏まえた上で、令和9年度以降に必要な改修を行っていければというふうに、現在、考えております。

以上でございます。

○仮議長（宮川安明君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） 分かりました。

町としても夏場の暑さについての問題を認識されており、また、それ以外の安全対策についても確認をする必要があるということですので、繰り返しにはなりますが、やな場は多くの方が利用される重要な施設です。しっかりと調査をしていただき、必要な措置を行っていただきたいと思っております。

続きまして、やな場のPR対策についてお尋ねいたします。

繰り返しにはなりますが、やな場は甲佐町の重要な観光資源で、この施設をきっかけに甲佐町を知っていただく方もいらっしゃると思っています。このように、甲佐町を知っていただける重要な施設でございますので、広くPRすることで町への集客も図られると思います。

本来であれば、運営者によりPRが行われていると思いますが、町側も観光施設としてPRをし、甲佐町を知っていただくきっかけをつくっていきたいと思います。

そこでお尋ねいたします。

現在行われているやな場のPR対策について教えていただきたいです。

○仮議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柁田直美君） お答えいたします。

まずは、運営者であります一般社団法人パレットによりまして、専用のSNSにより適時配信をされておりますほか、夏営業が始まる際には新聞広告にも掲載しております。また、そのほかには、年間を通して複数回テレビ取材を受けられておりまして、多様な媒体を活用しましてPRを行っているところです。

次に、町におきましても、九州を中心に発行され専用サイトにもデジタル記事が掲載される観光雑誌に掲載するほか、町のパンフレットに掲載しておりますので、県外のイベントなどで町の魅力の説明と併せて、このパンフレットを配布させていただいております。

そのほか、県の媒体も活用しておりまして、上益城地域振興局が実施しておりますデジタルチラシへの掲載、また、宇城上益城地域観光マップ、さらに熊本県公式観光サイトにも情報を掲載させていただいているところでございます。

今後につきましても、関係機関と連携してPRを強化してまいりたいと考えております。以上です。

○仮議長（宮川安明君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） 運営主体、町、それぞれいろんな媒体を活用しPRされていることですので、今後も継続して実施していただきたいと思いますが、やはり、来られる方はホームページを見て来られる方が多いと思います。

やな場専用のホームページはなく、町のホームページの中にやな場のサイトが掲載されております。本来、運営者により専用のサイトをつくとよいと思われませんが、施設の賃貸契約期間が限定的であるということから、現実的に難しいと思います。

町のホームページの中にやな場のサイトを入れ込む方法でも良いのですが、サイトを見ると、いわゆる行政がつくる事務的なつくりになっているので、観光を意識した目を引くような構成にすると、より、やな場の魅力を伝えられるのではないかと思います。

また、インバウンド対策としての多言語化も必要だと思いますが、サイトの構築についてのお考えや今後の予定などがあれば教えてください。

○仮議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柁田直美君） まず、ホームページにつきましては企画課のほうで担当しておりますけれども、やな場、それから観光の観点がございますので、併せて、私か

ら答弁をさせていただきます。

まず、やな場のサイトの記事といたしましては、営業日、料理の写真、金額、突発的な営業内容の変更などの急ぎお知らせすべき事項などを掲載している状況でございます。

荒田議員がおっしゃりますように、ホームページを見て来られる方も多いと思いますので、サイトの魅力化につきましては進めていく必要があると考えておまして、現在、企画課のほうにおきましてサイト全体のリニューアルをしておまして、来年3月末にはリニューアル後のサイトがオープンする予定でございます。

リニューアルに当たりましては、各担当課の意見も取り入れることもできるということでございますので、荒田議員のご指摘を踏まえた上で、サイト構築業者からの意見ももらいながら、今後、魅力あるサイトづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、多言語化につきましては、現在のサイトにおきましても翻訳機能をつけておまして、英語、中国語の翻訳切替えに対応しておりますので、リニューアル後も引き続き対応できるようにする予定としております。

しかしながら、繁体語には対応できておりませんので、台湾の方にも見ていただけるように、今後、言語化もさらに進めていきたいと考えている状況でございます。

以上です。

○仮議長（宮川安明君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） 是非、甲佐町の重要な観光施設であるやな場を広く知ってもらう手段の一つでもありますので、魅力的なサイトづくりに努めていただきたいと思います。

次に、その他観光事業対策についてお尋ねいたします。

町においては、これまで答弁いただいたやな場における集客に加え、観光協会によるあゆまつりや緑川スポーツフェスタなどの開催など、町外から集客が望めるイベントの実施をされておりますが、観光振興として、今後取り組む予定があればご答弁いただきたいと思っております。

○仮議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） お答えいたします。

観光振興対策といたしましては、荒田新議員がおっしゃられるように、観光施設でありますやな場の管理のほか、自然公園として津志田河川自然公園の管理、また、交流拠点施設であります古民家交流拠点施設や井戸江峡交流拠点施設におきまして、指定管理者との協議を行いながら集客を進めているところでございます。

今年度につきましては、今後のインバウンド対策につながる目的で在日外国人による町内施設の視察、県内大学の留学生のモニターツアーなどを実施いたしまして、甲佐町のインバウンドの可能性などを検証することとしております。

以上です。

○仮議長（宮川安明君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） ただいま、地域振興課長の答弁の中でインバウンドという言葉が出てきましたけれども、2024年観光庁速報値を見ると、熊本県における台湾客が外国人客

の約69%を占めるということで、改めて台湾に関わる可能性を感じているところでございます。

特に、甲佐町は今年10月9日に台南市安南区と友好交流協定を締結しており、その際に、町長は安南区と本町の繁栄と発展を協力して進め、地域振興や人材教育を通じた国際交流の促進を目指すとおっしゃられております。

私もその場に同席しておりましたが、今回の協定は、教育、産業、経済、文化、スポーツ、観光などの様々な分野での交流が促進されると感じました。

その中でも、私はまず、文化の交流を是非進めていただきたいと思っております。

それも、この協定のきっかけとなったのは、平成27年から毎年、国際交流協会で開催してきた土城高級中学と本町学生との相互交流であり、この事業では、子どもたちが異文化に触れることで健全な育成や国際社会に対応できる人材の育成につながると期待されており、募集定員を上回る、非常に魅力ある事業だと聞いております。

また、文化庁において、文化観光という言葉があるように、国内外からの来訪者に地域の文化資源の魅力に触れてもらったり文化への理解を深める機会を提供することから、地域の活性化や持続的な発展にもつながると言われています。

甲佐町には多様で魅力的な文化がありますし、安南区にも甲佐町民が体験すべき貴重な文化がありますので、その部分の交流から始めてはいかがでしょうか。なお、交流は多くの町民に体験していただきたいと思っております。

そのための補助金を新たにつくるなど、必要な支援策も検討いただきたいと思いますが、町長は安南区との友好協定後の町の取組としては、どのようなことを考えているのか教えてください。

○仮議長（宮川安明君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、お答えいたします。

台湾安南区との友好協定後の町の取組についてお答えいたします。

安南区との友好協定は協定の内容にもありましたように、友好な関係を築き、町と安南区の繁栄、発展について協力するものでございまして、その対象といたしましては、行政、住民、民間団体等の様々な主体による交流を促進するとされております。

今回の協定はあくまでも始まりでございまして、様々な可能性を現実にしていく必要がございます。

私も荒田新議員がおっしゃられるように、文化の交流は相互理解が進み、いろいろな対話や協力の機会がつくられ、友好関係を深めるには非常に有効な要素であると考えております。

また、文化以外にも、教育、観光、スポーツといった様々な分野におきましても新たな価値の創造が期待できるところでございまして、今後の安南区との取組につきましては、文化の交流をはじめ、広い視点で考える必要があると考えております。

ただし、そのようなですね、いろんな、町といたしましては構想はございますけれども、町が一方向的に決めることができませんので、令和8年度におきましては庁内関係課におい

ていろいろなアイデアを出していただきながら、安南区とのすり合わせ、調整、協議を行った上で交流事業に係る計画を策定して、そして、令和9年度の予算化に向けて進めてまいりたいと考えております。

このため、具体的な取組は令和9年度以降に実施していければというふうに、現在考えております。

特に、国際交流事業が進んでいる自治体、いろいろ私も話を聞いてみますと、やはり職員間ですね、交流が非常に大切ということで聞いております。したがって、令和8年度におきましては各課の職員を安南区に、極力、行かせまして、そして現状の把握、そしてまた、体感、勉強をしていただいて、まずは職員間の交流を深めることで、互いによりよい交流計画を策定していただきたいと考えております。

また、荒田議員から支援策の検討についてご提案もいただきましたが、今申し上げましたように、来年度に交流計画を策定する予定といたしております。

今後ですね、甲佐町民が広く交流の機会が得られるような支援策についても、前向きに、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仮議長（宮川安明君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） 分かりました。

台南市につきましては、熊本との直行便が就航開始ということで、これまで以上に行き来が容易になります。

町長からは、今後文化の交流を含め関係課からのいろいろな意見を集約し、取組を始めるという前向きな答弁をいただきましたので、大いに期待したいと思っております。

執行部側では、交流計画をつくるに当たっては職員が安南区へ訪問されるとのことでございますので、是非、議会側も、この協定は町の大きなチャンスと思われまますので、執行部と一緒にいろいろな提案ができたらと思います。

そのためにも、現地で開催された調印式には私と議長のみ出席いたしましたので、是非、来年度は、議員全員で安南区に赴き、現地の方々との対話、食事など文化、風習に触れていきたいと私は思います。そのため、令和8年度当初予算の編成が始まっていると思いますが、議会側と協議していただき、議会の旅費等の予算を確保したいと考えております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○仮議長（宮川安明君） これで、6番、荒田博議員の質問は終わりました。

以上をもって、一般質問の通告者全ての質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日16日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後2時23分

12月16日（火曜日）

令和7年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第3号）

1. 招集年月日 令和7年12月12日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 12月16日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会 12月16日 午後2時50分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

7番 宮本修治

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北野太 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	甲斐高士	副町長	三輪孝之
会計管理者	渡邊友美	総務課長	荒田慎一
地域振興課長	羽祢田直美	くらし安全推進室長	山下玄介
税務課長	松野洋幸	環境衛生課長	田上和広
健康推進課長	宮崎貴美代	福祉課長	高原貞典
住民生活課長兼町民センター所長	奥名雄吉	農政課長	上古閑一徳
建設課長	白石亨	会計課長	渡邊友美
企画政策係長	本田幸嗣	広報電算係長	中村聡健
教育長	蔵田勇治	学校教育課長	井上幸介
社会教育課長	内田健司	農業委員会事務局長	上古閑一徳
選挙管理委員会書記長	荒田慎一		

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

10番 宮川安明 11番 本田新

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- | | | |
|-------|-------------------------|--|
| 日程第1 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第2 | 議案第55号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第3 | 議案第56号 | 竜野川防災公園条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第57号 | 甲佐町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第58号 | 甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第59号 | 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第60号 | 甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第61号 | 令和7年8月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第62号 | 西原飲料水供給施設指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第63号 | 井戸江飲料水供給施設指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第64号 | 広瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第65号 | 打出・川平飲料水供給施設指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第66号 | 本坂谷飲料水供給施設指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第67号 | 町道の路線廃止及び認定について |
| 日程第15 | 議案第68号 | 令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第16 | 議案第69号 | 令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第17 | 議案第70号 | 令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第71号 | 令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第19 | 発議第2号 | 甲佐町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について |
| 日程第20 | 各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について | |

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○副議長（荒田 博君） おはようございます。本日、宮本議長より、傷病のため欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項により、私、副議長の荒田が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○副議長（荒田 博君） 日程第1、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） では、諮問第1号についてご説明いたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記。氏名、沼田峰子。

令和7年12月12日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、現委員である同氏が令和8年3月31日で任期満了となるためでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（荒田 博君） 町長の選任理由を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、選任理由についてご説明を申し上げます。

沼田氏は、平成26年4月に人権擁護委員の委嘱を受け、4期12年間、住民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及に努めてこられました。

現在、熊本人権擁護委員協議会の副会長、子ども委員会副委員長として、また同会益城支部では、支部会長としてもご活躍をされておられます。

このほか、民生委員として、平成15年7月から平成19年11月まで活動され、現在も甲佐町社会福祉協議会の第三者委員や、甲佐町立乙女小学校運営協議会委員、上益城食品衛生協会指導員としてご活躍されておられます。

このように、広い知見と豊富な経験をお持ちであり、人格、識見ともに高く、引き続き

人権擁護委員としてご尽力いただける適任者として推薦いたします。

以上でございます。

○副議長（荒田 博君） これより質疑を行います。

何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございますけれども、賛成の立場で討論させていただきます。

候補者の沼田峰子氏は、先ほど町長からの説明もありましたとおり、地域社会において12年間の長きにわたり活躍され、人格、識見ともに高く、人権に対する深い理解と強い使命感を有しておられます。

これまでの経験実績は、人権擁護委員としての職務を遂行する上で十分にその適性を備えているものと評価し、本町における人権施策の推進に大きく寄与するものと考えます。

以上の理由から、本諮問案件につきましては適正であると判断し、賛成いたします。

○副議長（荒田 博君） これで討論を終結します。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、同意することに決定しました。

日程第2 議案第55号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○副議長（荒田 博君） 日程第2、議案第55号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、議案第55号についてご説明申し上げます。

議案第55号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

令和7年12月12日提出、町長名です。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第2、第3条第10号に関する事務の項中、「菊池市、上天草市」を「上天草市」に改める。

附則。施行期日、第1項、この規約は令和8年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による、になっております。

提案理由につきましては、市町村総合事務組合規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表を添付させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（荒田 博君） これより質疑を行います。

何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

議案第55号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございますが、ただいまご説明がありましたとおり、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部の変更ということでございます。

何ら異議なく賛成いたします。

○副議長（荒田 博君） これで討論を終結します。

これから議案第55号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第56号 竜野川防災公園条例の制定について

○副議長（荒田 博君） 議案第56号「竜野川防災公園条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それでは、議案第56号について説明いたします。

議案第56号、竜野川防災公園条例の制定について。

竜野川防災公園条例を次のように制定することとするものです。

令和7年12月12日提出、町長名でございます。

提案理由は、竜野川防災公園の設置及び管理について、必要な事項を定めるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

竜野川防災公園条例。

趣旨、第1条、この条例は地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、竜野川防災公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

設置、第2条、災害時の避難場所及び防災機能を備えた拠点とするとともに、住民の交流の促進及び健康の増進を図るため、防災公園を設置する。

第2項、防災公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、竜野川防災公園。位置、甲佐町大字糸田84番地6。

施設、第3条、防災公園の施設の種別は次に掲げるとおりとする。

第1号、広場、第2号、東屋。

行為の禁止、第4条、防災公園において、次に掲げる行為をしてはならない。

第1号、公の秩序及び善良な風俗を乱すおそれがある行為、第2号、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認める行為、第3号、防災公園の施設及び附属施設を損傷し、又は毀損する行為、第4号、前各号に定めるもののほか、町長が管理上必要と認める行為。

使用の禁止又は制限、第5条、町長は、防災公園の保全のため必要があると認めるときは、その使用を禁止し、又は制限することができる。

損害賠償、第6条、使用者は故意又は過失により防災公園内の施設等を毀損し、又は滅失したときは、直ちに町長に届けるとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が賠償させることが適当でないとしたときは、この限りではない。

雑則、第7条、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

本条例につきましては、災害時の避難場所及び防災機能を備えた拠点とするとともに、住民の交流の促進及び健康の増進を図るため、防災公園を設置及び管理するため、制定するものでございます。

以上で説明終わります。

ご審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

○副議長（荒田 博君） これより質疑を行います。

何か質疑はありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。

第4条の3項の防災公園の施設というのは広場と東屋と分かるんですが、及び附属施設というのがありますけれども、附属施設はどういうものがあるのか教えてください。

○副議長（荒田 博君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 附属施設にはトイレがございまして、それと視線誘導灯のフットライトを設置しておりますので、以上が附属施設となります。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。

お尋ねします。位置ということで甲佐町大字糸田84番地6とありますが、これが地図上で見ましたけど、ちょっとはつきり分からないので、どこ辺りになるのか教えていただきたいということと、施設として広場、東屋とありますが、その施設の広さはどれぐらいになるのか。

それと、この防災公園設置の財源はどこから来るのかということと、もしも関連としてお尋ねしたいところがあるんですが、防災公園として役場横に防災公園ありますが、防災公園としての機能の状況はどうなのかということをお尋ねしたいということです。

○副議長（荒田 博君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○副議長（荒田 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） すいません。

1番目の場所から説明したいと思います。

場所につきましては、竜野川沿いにごさいますて、町民センターから上流に上って行く
と中早川集会所と消防がありますけども、その隣に早川第一団地が、住宅があります。そ
の隣にですね、下流側のほうに早川住宅の跡地がありまして、そこを解体した後に防災公
園として整備しているところでございます。

続きまして、施設の広場の広さと、東屋ということですけども、広さに関しましては、
芝生の公園が芝生として植生しておりますのが665平米、それから通路としてアスファル
ト舗装が112平米、整備しております。

東屋は1か所で、東屋は雨風をしのぐための東屋ですけども、そこに4名から8名程度
座れるベンチを1個準備しております。

それから財源ですけども、財源につきましては過疎債を活用しておりますて、過疎債の
活用になります。

それから最後の機能につきましてですけど、機能につきましては、こちらの役場の横の
防災公園につきましてですけども、こちらは熊本地震の際におきまして、車中泊とか一時
避難、そういったのに利用してもらうための防災公園として機能を有しておりますて、通
常は地域のコミュニティーの広場としてもご利用いただくような形になっております。

早川の防災公園につきましても、同様に、車中泊あるいは一時避難という形での防災機
能を防災としての活用を考えているところでございます。

以上です。

○副議長（荒田 博君） ほかに質疑はございませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） すみません、防災公園は今どれだけ認定されているのか、もし
てまた、これから予定があるのかどうか、そしてこの今回の計画について過疎債というこ
となんですけども、予算はどの程度見込まれているのかお尋ねをします。

○副議長（荒田 博君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○副議長（荒田 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 金額についてですけども、もう既に整備が終わっておりまし
て、整備費としまして、1,655万3,000円でございます。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、防災公園の今後の整備の予定ということでご質問があったと思いますが、それについてお答えさせていただきます。

現在具体的に、防災公園として整備するという具体的な予定というのはございません。

議員もご承知のとおり、今後、緑川の安津橋の、今現在、熊本甲佐総合運動公園ございますけれども、その下流側に子どもの皆様方が安心、安全に遊べる遊具を備えた公園の整備ということで、これについては現在国土交通省と協議をしながら、公園整備について進めているところでございます。

あとは公園についてその防災機能を備えるかどうかということでございますけれども、実際今回の8月豪雨によります災害を検証いたしましても、避難所が甲佐町の場合はまだ不足しているというような状況でございますので、そういった避難の機能を備えたそういった施設については、今後いろいろ計画を立てて整備をしていきたいというふうに考えております。

ただそれが施設なのか、公園なのかは、いろんな可能性があると思いますので、総合的に判断しながら検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（荒田 博君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 議案第56号、竜野川防災公園条例の制定についてでございます。

提案理由にありますように、竜野川防災公園の設置及び管理について必要な事項を定めるためとありますので、何ら異議なく賛成いたします。

○副議長（荒田 博君） これで討論を終結します。

これから議案第56号、竜野川防災公園条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号「竜野川防災公園条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第57号 甲佐町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○副議長（荒田 博君） 日程第 4、議案第57号「甲佐町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは、議案第57号についてご説明申し上げます。

議案第57号、甲佐町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

甲佐町乳児等通園事業支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものでございます。

令和 7 年12月12日提出、町長名です。

提案理由、児童福祉法の一部改正により創設された乳児等通園事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定する必要性が生じたことから、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、以下条例案本文となります。

読み上げますと長くなりますので、一番最後のページのほうに説明資料を添付させていただいております。

こちらの説明資料で説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（高原貞典君） ありがとうございます。

それでは最後のページになります説明書で説明させていただきます。

議案第57号、甲佐町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

まず、1、制定理由でございます。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童福祉法の一部が改正され、同法に乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度に関する規定が新設されました。

新たな通園制度となる乳児等通園支援事業を令和 8 年度から全国の自治体で実施することになります。

事業実施のため、設備や運営に関する基準について国が定める基準をもとに条例を定めることが必要であることから、新たに条例を制定することといたします。

次に、2、乳児等通園就業支援事業の概要になります。

乳児等通園支援事業は、保育所等に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満の子どもが

月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所や幼稚園等を利用することができる制度です。

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため創生されたものとなります。

利用対象者は、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもとその保護者となります。

利用可能時間は月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に利用が可能です。子ども1人当たり月10時間を上限としております。

実施施設は、事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育所、家庭的保育事業所、幼稚園等となります。

実施方法には二つの方法があり、一つ目が一般型で在園児と合同または専用室や独立施設で定員を別に設けて受け入れるものです。

二つ目は、余裕活用型で利用児童数が定員に満たない場合において、利用定員の範囲内で受け入れるものになります。

就労要件のほうは問いません。

表のほうをご覧ください。左下のほうです。

これまで保育所、幼稚園、いずれも対象にもなっていなかった0歳6か月から満3歳未満の子ども及びその保護者への支援となっております。

次のページをお願いします。

次に、3、条例案で定める基準のうち、主なもの及び条例案の構成内容です。

一つ目、条例案で定める基準のうち主なものになります。

まず、設備の基準です。面積要件として、乳児室は乳児または満2歳に満たない幼児1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室は乳児または満2歳に満たない幼児1人につき3.30平方メートル以上、保育室または遊戯室は満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上となります。

次に、職員の配置基準です。

原則、専従職員を2人以上配置であること、半数以上は保育士になっております。従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上となっております。

次に、条例案の構成内容は、第1条の趣旨から第28条の雑則までとなっており、国の基準に沿った内容となっております。

最後に施行期日です。この条例は公布の日から施行するものであります。ただし、第22条の2の規定のみ、国と同様、令和8年4月1日からの施行としております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（荒田 博君） これより質疑を行います。

何か質疑はありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今説明をいただきましたけれども、この制度はいつでもどこでも、所在地に関係なく、全国どこでも市町村の許可を受けた、認可を受けた保育園などの施設の空き情報を、スマホがあれば、それで検索をして、これは国の共通のシステムなんですけれども、それを検索しながら、空きがあれば子どもを預けることができるという利便性をうたい文句にした制度となっております。

しかし、子ども目線で考えますと、知らない子どもたちの中に短時間細切れに預けられる子どもさんたちにしたら、大変なストレスになるのではないかと思いますけれども、また、在園中の子どもさんにしても、知らない子どもたちが細切れに入ってくるのは違和感や不安など落ち着かない状況も生まれるのではないかと、いろいろ様々な懸念や危惧が生まれている制度でもございます。

また、受け入れる側、園にしましても、保育士不足の中、保育士の余裕があればいいのですけれども、子どもの人数で保育士を確保しておられると思いますので、今回の制度運用について、どういう園については、どういう体制で臨まれようとしておられるのかの配置基準なんかも、今説明をいただきましたけれども、そういった体制が果たしてとれるのかどうか、そこら辺、一番心配なところなんですけれども、その点をお聞きしたいのとですね、ちょっとついでにあと2点。

この事業は、利用者と事業者の直接契約なわけですね。役場に申請して、その園につなぐとかそういったわけじゃなくて、アプリを通じて利用者が直接園に申し込むというような形になっておりますので、これではこの利用料が出てないんですけれども、利用料というのが発生すると思うんですけれども、そこら付近はどういうふうを考えておられるのかということですね。

予約する場合、先ほども言いました総合支援システムの導入が求められると思うんですけれども、そこら付近どういうふうになるのかなということと、そのシステム導入について費用などが発生しないのかという点について、幾つもありましたけれども、ちょっとお尋ねをいたします。

○副議長（荒田 博君） 井芹議員、質問の点数を要約して分かりやすい……。

○9番（井芹しま子君） いや、分かれたと思います。大丈夫だと思います。

○副議長（荒田 博君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） すいません。それでは、お答えいたします。

まず、こども誰でも通園制度を事業されるところにおきましては、やはり在園児と違う短時間での預かりとなりますので、在園児中心の従来の保育とは異なり、アレルギーや発達特性の把握、安全確保など、より高度な対応力が求められると思います。

また、議員ご指摘のとおり、現場の保育所の負担が増えることも当然懸念されるところでございます。

こちらのほうにつきましては、町内の5保育園園長のほうに園長会議のほうを実施して

おりまして、その中で町のほうでこの制度のほうの説明をしております。

その際に、来年度の新規入所の希望者数や各施設の入所定員の見直し、また、この制度、こども誰でも通園制度の利用者の受入れについて、各保育園のほうで今検討いただいているような状況になります。

この検討の中には、当然、実施していただくためには、設備の基準とか、先ほど申されました職員の配置、こういったものを満たしていただく必要がございますので、そういった基準や受入れ体制も含めて検討いただいているところになります。

次に、利用料のほうにつきましては、国のほうから、令和8年度のほうの利用料の在り方については、まだちょっと示されていないところになりますけども、令和7年度実施されているところについては、国のほうから標準的に1時間300円程度のほうを設定をしていくというところになっております。

それと、最後のシステム導入費用につきましては国で開発されました総合支援システムになりますけれども、システム利用料につきましては、利用者、保育園、この制度を利用される保育所等につきましては費用負担はございません。国のほうの負担となっております。以上となります。

○副議長（荒田 博君） ほかに質疑はありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） ちょっと関連して、さっきの配置基準があったので、ちょっとお尋ねしたいんですけども、長年、保育士の配置基準は、子どもさんたちの数を少なくするという形で、強い要望があって配置基準が70年ぶりに変えられたというふうに聞いておりますけれども、配置基準が、今、経過措置という形になっていると思うんですよね。ということで、経過措置で今されているのか、新しい配置基準に沿って保育士を配置しておられるのか、甲佐町においてはどのようになっているのか、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

○副議長（荒田 博君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） まず、経過措置のほうにつきましては、国のほうから現在まだ経過措置のほうにつきましては、当分の間、従前の基準による運営を妨げないということになっております。

甲佐町の状況につきましては、この3歳以上のほうにつきましては、今が、25対1とかになっていますけども、4歳、5歳児が25対1、3歳児のほうは15対1となっていますけども、その園児数がそれに満たないということになっている、なっていないところもありますので、その配置基準の経過措置のほうまで至っていないというような状況もございます。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。

制度が新しくできるという予定であります、この制度をちょっと理解するために教え

ていただきたいんですが、預かりの時間が月に10時間というふうに設定されている根拠は何なのかということでお尋ねします。

○副議長（荒田 博君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 利用時間の月10時間につきましては、国のほうで、こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会というのがございまして、この中で利用可能時間について議論がされております。

制度の実施状況とか、全国的な提供体制の確保状況、また、保育人材の確保状況を踏まえたところで月10時間というふうな制度を設定をされているところであります。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） 質疑はほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番。議案第57号、甲佐町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、子ども・子育て支援法の一部改正ということで提案されておりますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○副議長（荒田 博君） これで討論を終結します。

これから議案第57号、甲佐町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号「甲佐町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第58号 甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○副議長（荒田 博君） 日程第5、議案第58号「甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは、議案第58号についてご説明申し上げます。

議案第58号、甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和7年12月12日提出、町長名です。

提案理由、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。

以下、一部改正条例案となりますが、一番最後のページに説明資料を添付させていただいておりますので、こちらの説明資料で説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（高原貞典君） ありがとうございます。

それでは、議案第58号、説明資料により説明をさせていただきます。

議案第58号、甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

まず、1、改正概要です。児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童福祉法が改正され、保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等を創設及び利用乳幼児に対する健康診断の全部または一部を行わないことができる場合を追加する改正が行われました。この改正の施行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の内閣府令についても所要の改正が行われております。

当該基準を踏まえて定めています以下の三つの条例について規定の改正を行う必要が生じております。

関係条例としまして、1、甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、2、甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、3、甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例になります。

次に、改正内容です。二つの改正内容がございます。

一つ目は、引用法令の改正になります。こちらは3つの条例全て改正となっております。児童福祉法第33条の10では、虐待等の行為が定められていますが、新たに児童福祉のほうに、第2項、所管行政庁の定め、及び第3項、審議会等の定めが設けられたため、条例で同条を引用している箇所について、第33条の10各号から第33条の10第1項各号に改正を行うものです。

二つ目は、健康診査が行われた場合の利用乳幼児に対する健康診断の実施に係る基準を緩和する改正になります。こちらは上記の関係条例の甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正になります。

家庭的保育事業等の利用開始において健康診断の全部または一部を行わないことができる場合に、母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合を追加する改正となります。

最後に3、施行期日です。この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（荒田 博君） これより質疑を行います。

何か質疑はありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今回の制定は、保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等を創設するということと、乳幼児の健康診断の全部、または一部を行わないことができるという場合を追加するという改正ですけれども、通報義務ということで、甲佐町ではこういった情報が今まであっているのかどうかということと、義務ということで、この罰則等が発生しないのかということと、それと、乳幼児の健康診断ですけども、こういった健康診断の内容が行われているのか、ちょっとその2点お尋ねをいたします。

○副議長（荒田 博君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） まずは虐待の件数が1点、次に、罰則があるかないか、3が健康診査の項目ということになりますが、すいません、罰則と項目については、後から回答させていただきます。申し訳ございません。

1のこの保育所等のほうのそういった通報に関しましては、令和5年度、6年度についてはございません。令和4年度に、保育所等の不適切保育というところで1件報告が上がっております。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） ほかに何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番、宮川です。

議案第58号、甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これも児童福祉法の一部を改正すること

によって出てきた議案でございます。

内容につきましては、ただいま担当の課長のほうから説明がございましたので、何ら異議なく賛成するものでございます。

○副議長（荒田 博君） これで討論を終結します。

これから議案第58号、甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号「甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第59号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第60号 甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（荒田 博君） 日程第6、議案第59号「甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に完成関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第7、議案第60号「甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、以上2件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、議案第59号についてご説明申し上げます。

議案第59号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和7年12月12日提出、町長名です。

提案理由といたしまして、機能別消防団員の導入に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。改正文になります。

甲佐町消防団員の定員、任免、服務に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町消防団員の定員、任免、服務に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とする。

第15条第1項を次のように改める。

基本消防団員が退職した場合においては、その者、（死亡による退職の場合はその者の

遺族)、に退職報酬金を支給する。

第15条を第16条とし、第4条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

第1号、基本消防団員、当該消防団員の区域内に移住、または区域内の事業所に稼働するもので、年齢18歳以上のもの、第2号、機能別消防団員、当該消防団員の区域内に移住または区域内の事業所で稼働し、年齢18歳以上の者で団員もしくは消防職員の経験を有する者または団員として必要な知識、経験を有すると団長が認めたもの。

第3条を第4条とし、第2項の次に、次の1条を加える。

消防団員の種類、第3条、消防団員の種類は次のとおりとする。

第1号、基本消防団員、次号に規定する団員以外の団員、第2号、機能別消防団員、特定の任務に限って従事する団員。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表を添付させていただいております。

関連がございますので、議案第60号をご説明した後に、改正理由の説明をさせていただきます。

それでは、議案第60号をお願いいたします。

議案第60号についてご説明申し上げます。

議案第60号、甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和7年12月12日提出、町長名です。

甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中、消防団員、年額報酬、団長115,000円、副団長80,500円、分団長61,000円、副分団長45,500円、部長42,000円、班長37,000円、団員36,500円、出動報酬、災害の場合、1時間につき1,000円、上限日額8,000円まで、警戒及び訓練の場合、日額2,000円を、消防団員、年額報酬、団長、115,000円、副団長及び指導員80,500円、分団長61,000円、副分団長45,500円、部長42,000円、班長37,000円、一般団員、36,500円、機能別消防団員5,000円、出動報酬、災害時の場合、1時間につき1,000円、上限は日額8,000円まで、警戒及び訓練の場合に日額2,000円に改めるものでございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由につきましては、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改

正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。新旧対照表を添付させていただいております。

今回の甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例及び甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の減少等の課題に対しまして、その解決策として、消防団員のOBの方で、町内で勤務されている方、平日の昼間に町内におられる方を対象に、機能別消防団員として任命することで、消防団員数を確保するとともに、平日の昼間の火災等の災害に対して対応していただくことで、早期対応ができる体制を確保したいと思っております。

また、機能別消防団員の年額報酬を5,000円と定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（荒田 博君） これより質疑を行います。

何か質疑はありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

まず、2点お尋ねいたします。

現在の甲佐町消防団員の団員数、それから、今回導入を検討されております機能別消防団員の確保したい人数をお尋ねいたします。

質問の理由としましては、先ほど課長のほうから説明がありましたとおり、今、消防団員が減少しておりまして、特に昼間の火災、サラリーマンの団員の増加により、昼間の消防力というのが低下しているように思います。

機能別消防団員、まさに私なんかもそうだと思いますが、昼間、地元で仕事をしておりますので、私なんかもその資格があるのかなというふうに思います。

それで、結構、自分の地域見渡しても、かなりの数の40代、50代のOBがいますので、大体どれくらいを確保したいのかというのをお尋ねいたします。

○副議長（荒田 博君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 今、消防団員数につきましては、令和7年度につきましては、344名になっております。

確保したいということにつきましては、各分団が今4分団になりますけども、各分団で10名を計画しておりますので、全体で40名を考えております。

条例定数が400名ですので、それに基づいたところで団員の確保をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ありがとうございます。

あと1点、活動内容というか、活動の範囲、機能別消防団員のですね。一般の普通の消防団員というのは、災害、火災、それから消防団の出初め式とか、あと通常点検、あと操法大会あるときは操法大会、それから非常講習、そして年末の特別警戒などがありますが、機能別消防団員もそういったのには参加すべきなんではないでしょうか。

○副議長（荒田 博君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 機能別消防団につきましては、活動内容につきましては、先ほどご説明申し上げましたけども、基本的には平日の昼間の火災だったり、そのときの災害時で人命救助だったり、人探しだったり、そういう形で活動を考えております。それで、ふだんの消防団員が出られます出初め式だったり、それについては、参加をされないと出動されないという部分で、そのために年額報酬も若干減らしているところでございます。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） ほかに質疑はありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。

これはちょっとお尋ねになるかと思えます。

消防団については、私も以前、役場職員でございましたけれども、地元の消防団に30歳ぐらいのときから入団をいたしました。何でかという、元は消防団員も多かったんですよ。その定数があって、もう定数には満たしていたんで、役場の職員の方は元は、うちの地域では消防団には入ってなかったです。それで、30歳ぐらいから入って、10年ぐらいはしましたかね。40歳前後で定年を迎えるという、その地域で定年を迎えてOBになりましたけども。

現在の団員さんたち、若い人は18歳以上から入っておられるかもしれませんが、大体上限が何歳までですよというのが取決めがあるのか、そして、もし高齢の方というと失礼ですけど、何歳ぐらいまでが今現役として入っておられるのか、その方たちには定年という年齢は決まっていないのかというのをちょっとお尋ねしたいと思えます。

○副議長（荒田 博君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 消防団員の定年制度という、それについてはございません。

前は条例等で何かうたってあったと思いますが、すいません、自分が定かに覚えておりませんが、あったと思いますが、今段階については、年齢については定めてありませんので、その議員おっしゃるとおりその分の確保人数等で、高齢者というある程度のお年の行かれた方もおられますので、多分自分が今把握しているのといけば50代の前半の方もおられるというふうに認識をしているところでございます。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） ほかにありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） すいません、一つお聞きします。

実際、消防団の分で実際の活動ができない分も幾つもあると聞いておりますが、この制度はこの制度で非常にいいんですが、そういうのを解消になり得るのかな、また、その辺の解消はどうされるつもりなのか、教えてください。

○副議長（荒田 博君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 田中議員おっしゃるとおり、今、各分でやはり団員の確保ができないという分もありますので、そこについては、分団長を含めて本部会議の中でも、今協議をさせていただいているところでございます。分の統合だったりという部分は今後視野に入れていきながら、検討していくべきということで今話を進めているところでございます。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

討論及び採決については、議案ごとに行います。

最初に議案第59号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

議案第59号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

機能別消防団員の導入に伴いまして、とりわけ昼間の災害、火災への消防力の強化のためということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○副議長（荒田 博君） これで討論を終結します。

これから議案第59号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号「甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に議案第60号、甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の制定について、これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。

議案第60号、甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

先ほどの議案第59号、機能別分団員の条例もございましたとおり、やっぱり甲佐町でも抱える消防団員の定数の減少については喫緊の課題という思いは私たちも持っておるところでございます。

それに伴います機能別消防団員の創設による条例の一部を改正するものでございますので、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○副議長（荒田 博君） これで討論を終結します。

これから議案第60号、甲佐町特別職の職員で非常勤のもののほか、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号「甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部は一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○副議長（荒田 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長から、議案第58号の井芹議員からの質問について、答弁の申出があります。これを許します。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 大変時間いただき失礼しました。

まず、通報しない場合の罰則につきましては、罰則規定はないということでございます。次に、健康診査の内容につきましては、町で実施しています乳幼児健診、こちらのほうのようなものになっております。診察とか身体計測、問診、保健指導等のような内容になっております。

以上になります。

日程第 8 議案第 61 号 令和 7 年 8 月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（荒田 博君） 日程第 8、議案第 61 号「令和 7 年 8 月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） では、議案第 61 号についてご説明いたします。

議案第 61 号、令和 7 年 8 月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

令和 7 年 8 月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和 7 年 12 月 12 日提出、町長名です。

令和 7 年 8 月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例。

令和 7 年 8 月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項の表を次のように改めるとしてございます。

改正の内容といたしましては、次のページ新旧対照表のとおりとなります。

次のページをお願いいたします。

この表左側の表が改正前でございますが、これでは、住宅が半壊、中規模半壊、大規模半壊の場合を一くくりとしまして、合計所得金額に応じて、減免する割合を上から 2 分の 1、4 分の 1、8 分の 1 と。

また、前回の場合に減免する割合を全部 2 分の 1、4 分の 1 としてございます。

こちらが 10 月 21 日、臨時議会でご議決をいただいたものとなります。

今回右側の表、改正案では、大規模半壊の区分を真ん中に分けて、減免する割合を 4 分の 3、8 分の 3、16 分の 3 と新たに設けたというものでございます。

この右側の改正案のこの表につきましては、臨時議会においてご議決いただきましたところの個人町民税の、減免または免除する場合の表と同じものになるものです。

今回の提案理由といたしましては、被害を受けられた国保世帯の国民健康保険税についても、町民税と同じ減免区分または免除の割合を適用するに当たって、本条例の一部を改正する必要が生じたためこの議案を提出するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和 7 年 8 月 10 日から適用するとしてございま

す。

ご説明については、以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（荒田 博君） これより質疑を行います。

何か質疑はありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。

この新旧対照表の中で改正で新しく真ん中に住宅の大規模が出てきたんですけど、これを遡及というかな、遡って適用したときに、国民健康保険税で、この対象金額ごとに該当する件数と全体としての金額的には国保税がどのくらい減免になったのかというのは分かりますかね。

○副議長（荒田 博君） 住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） この右側の表では、まず、住宅が半壊または中規模半壊と判定されたときに該当される方が16世帯、117万9,000円ほどですね。

それから、住宅が大規模半壊と判定された場合が1件、21万6,000円ほど。

それから、住宅が全壊と判定された場合に該当されるのが1件、20万5,000円ほど、以上18件、160万1,000円の減免となっております。

以上でございます。

○副議長（荒田 博君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。

議案第61号、令和7年8月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定ということでございます。

一部改正ということでございますけれども、条例の内容とか見てみますと、やっぱり被災者の負担の軽減につながるものでございます。

被災をされた方が、一日でも早く生活再建に向けたほうへ進んでいただきたいという思いがありますので、本条例の一部改正につきましては、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○副議長（荒田 博君） これで討論を終結します。

これから議案第61号、令和7年8月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減

免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号「令和7年8月豪雨による被災者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第62号 西原飲料水供給施設指定管理者の指定について

日程第10 議案第63号 井戸江飲料水供給施設指定管理者の指定について

日程第11 議案第64号 広瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について

日程第12 議案第65号 打出・川平飲料水供給施設指定管理者の指定について

日程第13 議案第66号 本坂谷飲料水供給施設指定管理者の指定について

○副議長（荒田 博君） 日程第9、議案第62号「西原飲料水供給施設指定管理者の指定について」、日程第10、議案第63号「井戸江飲料水供給施設指定管理者の指定について」、日程第11、議案第64号「広瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について」、日程第12、議案第65号「打出・川平飲料水供給施設指定管理者の指定について」、日程第13、議案第66号「本坂谷飲料水供給施設指定管理者の指定について」、以上5件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） それでは、議案第62号から議案第66号までを一括して説明させていただきます。

議案第62号、西原飲料水供給施設指定管理者の指定について、次のように指定管理者の指定をすることといたします。

令和7年12月12日提出、町長名でございます。

1、公の施設の名称、西原飲料水供給施設。2、指定管理候補者、上益城郡甲佐町大字西原。

○副議長（荒田 博君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

○副議長（荒田 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） 指定管理者候補者、西原水道組合、組合長、西坂昭一。

3、指定期間、令和8年1月1日から令和12年12月31日まで。

提案理由は、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第63号をお願いいたします。

議案第63号、井戸江飲料水供給施設指定管理者の指定について、次のように指定管理者の指定をすることといたします。

議案提出日、提出者名指定期間及び提出理由につきましては、議案第62号と同様でありますので、以後、省略させていただきます。

1、公の施設の名称、井戸江飲料水供給施設。2、指定管理候補者、井戸江水道組合、組合長、西村孝生。

続きまして、議案第64号をお願いいたします。

議案第64号、広瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について、次のように指定管理者の指定をすることといたします。

1、公の施設の名称、広瀬飲料水供給施設。2、指定管理候補者、広瀬水道組合、組合長、山村達八。

続きまして、議案第65号をお願いいたします。

議案第65号、打出・川平飲料水供給施設指定管理者の指定について、次のように指定管理者の指定をすることといたします。

1、公の施設の名称、打出・川平飲料水供給施設。2、指定管理候補者、打出・川平水道組合、組合長、木村孝則。

続きまして、議案第66号をお願いいたします。

議案第66号、本坂谷飲料水供給施設指定管理者の指定について、次のように指定管理者の指定をすることといたします。

1、公の施設の名称、本坂谷飲料水供給施設。2、指定管理候補者、本坂谷水道組合、組合長、藤田一郎。

以上、今回、指定管理者の指定を行う五つの施設は全て宮内地区の飲料水供給施設でございます。

また、この五つの施設は、令和3年1月1日から令和7年12月31日までの期間において、町と指定管理者の協定を締結しており、その指定管理者の指定を更新するものでございます。

指定管理候補者選定に当たっては、これら五つの施設は、地域住民や地域住民で組織される組合団体が主に使用する目的で設置されているものでございますので、甲佐町公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例第5条の規定に基づき、非公募で候補者の選定を行わせていただいております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（荒田 博君） これより質疑を行います。

何か質疑はありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 今回、五つの施設の管理者の更新をというような形で提案されておりますけれども、できればその五つの施設の利用者はそれぞれ何名ずつおられて、それと、この五つの施設の状態、施設は老朽化はしてないのか、万全なのかどうなのか、その点について町のほうではどのように見ておられるのかをお聞かせください。

○副議長（荒田 博君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） お答えいたします。

まず、西原飲料水供給施設でございますけれども、施設の建設年度といたしましては、昭和55年、また令和4年度から、現在、中山間地域総合整備事業において配水管等の整備を行っているところでございます。

西原飲料水供給施設につきましては、給水戸数としてこれは令和7年1月1日現在でありますけれども、給水戸数は9戸、給水人口は19名ということになっております。

続きまして、井戸江飲料水供給施設でございますが、建設年度は昭和58年となっております。給水戸数は3戸、給水人口は5名で、ございます。

続きまして、広瀬飲料水供給施設でございます。建設年度は平成16年度、給水戸数といたしましては、4戸、給水人口は12名でございます。

続きまして、打出・川平飲料水供給施設につきましては建設年度が平成17年、給水戸数が7戸、給水人口が10名でございます。

最後に、本坂谷飲料水供給施設でございますけれども、こちらも建設年度、最新の建設年度になりますが、平成18年、給水戸数7戸、給水人口が11戸でございます。

現在町の施設ということで、施設数で大規模な小規模な修繕は指定管理の組合のほうで実施しておりますが、大規模な修繕等があった場合には、町のほうで施設の修繕等の対応をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（荒田 博君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） ただいまの課長の答弁の中で、中山間整備事業で行っているということでございますけれども、この事業、水道の関係はもう来年ぐらいで終わるような状況だったというふうに認識をしております。それがどうなっているかが一つ。それと、そのほかにも中山間整備事業で継続してやらなくてはならない事業があるはずですけど、それが、あとどういう事業が残っているのかと、それはどういう状況になっているのか、この2点について質問したいと思います。

○副議長（荒田 博君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） 中山間総合整備事業での整備ということでございます。

当初は中山間総合整備事業も令和8年度辺りを見込んで計画のほうがされておりましたがけれども、県の予算の配分等で事業としては、着実に進んでおりますけれども、現在、進

行状況としては、ペース的にはちょっとスローペースということでございます。

中山間総合整備事業におきまして、現在、西原地区や柳瀬地区の配水管の整備、それと西原地区の配水地の整備、また、打出・川平の水源地から打出・川平までの配水管の整備、また、中継槽の整備、それと最後に、水源地の周辺における浄水施設、また、ろ過施設の整備ということで全体の計画がなされておりますが、まだ今実際、令和7年度の現時点で、完了として見込めるのが、西原・柳瀬地区の配水管の整備は既に終わっておりますが、現在西原橋周辺の送配水管の整備、それと中継槽を西原配水池の防水、補修工事が行われているところでございます。

今後また、打出・川平から打出地区までの配水管の整備も含めて、浄水施設、また、ろ過施設の整備を含めると、今後また県との調整にはなりますけれども、あと数年ほどちょっとかかるのではないかとということでございます。

現時点で、いつ供用開始になるかというのは未定ということでございます。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

中山間総合整備事業の3期につきましては、先ほど環境衛生課長からありました営農飲雑用水と農業用ため池が5工区、それと圃場整備で3工区、要望しているところです。

農業用ため池につきましては、世持のため池1か所が現在完了しております。

それと圃場整備につきましては、中横田の宮上工区と内田工区が完了し、現在上揚工区の下流部分を施工しております。

県のほうから聞いておる状況では先ほど環境衛生課長も申しましたが、補助金のつき具合が悪いということで、今のところ令和11年度で完了したいというふうに聞いております。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 県の補助金のつきが悪いということでございますけれども、今、担当課長がおっしゃったように、ため池等につきましては、熊本地震の影響で世持の場合は、たしかそうだったと思うんですよ。上はできているけど下はまだできてないということでございます。

予算ということでございますけど、町長、これを事業は益城と御船と甲佐と一緒にやっている事業でございます。大きくしてやったほうが、県からも予算取りやすいんじゃないかというようなことで始まった事業でございますので、是非ですね、お力を発揮していただいて、是非この次は11年ということじゃなくて、特に災害の危険性がございますので、ため池等については、是非、なるべく早くできるようにご尽力願いたいというふうに思いますが、いかがでございますか。

○副議長（荒田 博君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 中山間総合整備事業につきましては、ただいまの宮川議員が言わ

れましたように、広域で取り組む事業ということで甲佐町それから御船町、益城町の3町で取り組んでいる事業でございます、その中で協議会の会長を私が仰せつかっておりますので、私のほうからもしっかりと県のほうには予算要望等を行っていきたいというふうに思っております。

いろんな各種計画しております事業が、円滑に進むように努めてまいりたいと思いますし、ただいまのため池の件も言われましたけど、これ先般の議会でも宮川議員のほうからご意見いただいております。ため池につきましては、農業用水という機能のみならず、いろいろ災害水害時においての、そういったため池といいますか、水をためるような、そういった多面的な機能をため池は有しておりますので、そういった部分もしっかりと私も認識して県のほうにはしっかりと要望を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（荒田 博君） ほかに何かありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。

中山間総合整備事業の話が出ていますので、先ほど農政課長の説明でしたかね、上揚地区の圃場整備、現在進行形ですよ。

以前、一般質問もしたと思いますけれども、隣接して三本松甲佐線、採石場から上揚集落まで、これについては、前課長時代にも、県のほうと協議をしながら圃場整備と併せた改修計画をこちらからも提案をしまして、そういった時期を見て協議しながら、併せて整備ができたらなというお答えもいただいたと記憶を持っておりますけど、圃場整備が今進行形で進んでいく中で、三本松甲佐線の改修については、現在どのようになっていますでしょうか。

○副議長（荒田 博君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） ただいまの上揚地区の三本松甲佐線の改良につきまして、ご質問ありましたけども、これにつきましては、現在先ほど言いましたとおり中山間整備事業で圃場整備のほうされます、その計画の中で併せて県の改良事業として、土木のほうでも一緒になって協議をしているところでありますので、その辺がきちっと固まりましたらまた、地元辺りも説明をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（荒田 博君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

討論及び採決については、議案ごとに行います。

最初に議案第62号、西原飲料水供給施設指定管理者の指定について、これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第62号、西原飲料水供給施設指定管理者の指定についてでありますけれども、これ、5年に1度の改正ということでございます。

しっかりとした施設も安全に造られておると、運用されているということで安心しておりますので、本案に何ら異議なく賛成をいたします。

○副議長（荒田 博君） これで討論を終結します。

これから議案第62号、西原飲料水供給施設指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号「西原飲料水供給施設指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に議案第63号、井戸江飲料水供給施設指定管理者の指定について、これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第63号、井戸江飲料水供給施設指定管理者の指定についてでありますけれども、前の議案第62号の理由と同じくしまして、本案に賛成をいたします。

○副議長（荒田 博君） これで討論を終結します。

これから議案第63号、井戸江飲料水供給施設指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号「井戸江飲料水供給施設指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に議案第64号、広瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について、これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。

議案第64号、広瀬飲料水供給施設指定管理者の指定についてでございますけれども、指定期間の更新ということでございますので、何ら異議なく賛成といたします。

○副議長（荒田 博君） これで討論を終結します。

これから議案第64号、広瀬飲料水供給施設指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号「広瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に議案第65号、打出・川平飲料水供給施設指定管理者の指定について、これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 議案第65号、打出・川平飲料水供給施設指定管理者の指定についてでございます。本案についても指定期間の延長、更新ということでございますので、異議なく賛成をさせていただきます。

○副議長（荒田 博君） これで討論を終結します。

これから議案第65号、打出・川平飲料水供給施設指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号「打出・川平飲料水供給施設指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に議案第66号、本坂谷飲料水供給施設指定管理者の指定について、これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

議案第66号、本坂谷飲料水供給施設指定管理者の指定についてでございます。

先ほど来からの議案同様、指定管理者の更新ということで、何ら異議なく賛成いたしま

す。

○副議長（荒田 博君） これで討論を終結します。

これから議案第66号、本坂谷飲料水供給施設指定管理者の指定についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号「本坂本坂谷飲料水供給施設指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第67号 町道の路線廃止及び認定について

○副議長（荒田 博君） 日程第14、議案第67号「町道の路線廃止及び認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 議案第67号について説明いたします。

議案第67号、町道の路線廃止及び認定について。

道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を廃止及び認定するものであります。

令和7年12月11日提出、町長名でございます。

すいません。訂正します。

令和7年12月12日提出、町長名でございます。

路線廃止路線名は田原線です。

起点が甲佐町大字田口字免ノ上、3942番1地先から終点が甲佐町大字田口字免ノ上3956番4地先までです。

路線認定、路線名は田原線です。

起点が甲佐町大字田口字石仏4314番6地先から終点が甲佐町大字田口字免ノ上3956番4地先までです。

提案理由は、町道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

説明資料1です。

県道今市今吉野甲佐線引継に伴います、町道田原線の廃止及び認定に関する位置図を添付しているところです。

引継期間となる旧道部分の延長は85メートルでございまして、認定路線のうち県道を経由する部分が重用区間というふうになります。

県道のバイパス整備が完了したことに伴いまして、令和7年6月に熊本県から町に譲与

の申出がなされたものであります。

図面で黄色い線で示していますものが、県道今吉野甲佐線で、現在田原集落内の改良工事が行われているところです。

次に、青い線が廃止予定の町道田原線です。延長は303.1メートルです。

次に、赤い線が認定路線の町道田原線になります。延長は475.1メートルです。

県道から引き継がれる区間も重用区間として含みます。

緑の線が認定する路線のうち、県道部分を経由するところが町区間として、県道と町道が併用する重用区間となる部分でございます。

次のページをお願いします。

説明資料に、熊本市との境界図ということで図面を添付しております。

今回認定する路線のうち、県から引き継ぐ区間の一部が熊本市城南町を経由することになります。

図面では赤いピンク色の線で、熊本市の境界線を入れておりますけども、今回県から引き継ぐ区間が黄色の部分でございます。

そして濃い部分の奥濃い黄色の部分、熊本市の区域内を経由する部分というふうになります。

本議案につきましては、ご承認いただきましたこの濃い黄色い部分についても、町道田原線として管理していくこととなりますので、供用開始と併せて熊本市と管理協定を結ぶ予定としております。

本路線は県道や熊本市を結ぶ特定多数の方が利用されておまして、また、生活道路として利用されている重要な路線でありますことから、甲佐町の町道として管理していくことが望ましく、今回町道の認定と旧路線の廃止と併せてお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（荒田 博君） これより質疑を行います。

何か質疑はありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） この町道自体の今回のことではありませんけれども、この県道のこの黄色い線、この地図による黄色い線は、ちょうど一番上のほうのところの交差点から府領のほうにまで引っ張ってある。

だから、この県道自体の路線名は違うかもしれんけども、この交差点から府領のほうに行く路線、これは何か、私の以前議長をしとるときに広域道、私もちょっと当時のことで名称は覚えておりませんが、宇城から来て、この府領のほうに行って、そして秋津線のほうに向かうというような、そういった広域道路の計画があったんですけども、今も現在あるのかどうなのか、そういった期成会も私行ったことが、思いがありますので、ちょっとその点を確認させていただきたいと思っております。

○副議長（荒田 博君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 一応こちらが県道が幾つも交わっておりまして、今言われた路線は、県道小川御船間の期成会の話ではないかというふうに思うんですけども、それにつきましては、現在もありまして、そういった狭小となっている道路の整備とかの要望を行っているところであります。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 分かりました。

私の記憶だと、この御船の田口橋のところに行くのが小川御船、それで、府領に行くのは小川益城か、もう少し大津のほうまで行っとったのか知らんけども、そういったことだったんじゃないかなという私は、そういった期成会で行った記憶がありますけども、この区間の県道の改修というか、そういった要望活動っちゅうのは、町のほうではやっておられるのかどうなのか。

以前は、この区間の広域道の町の要望は田口橋だったんですよ。もう田口橋はできましたので、次に、そういった、小川御船でも構いませんし、小川益城橋ですか、益城かちょっと大津までいっているか知らんけども、それに対する町の要望というのは、どういった要望を今後されていこうと思っておられるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（荒田 博君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） こちらは一応先ほど申しましたけれども、幾つもその路線が重複しておりまして、県道宇土甲佐線というのが田口橋のところにあって、それから甲佐側に行くときに宇土甲佐線という形になって、小川御船のほうもこちらのほうも載っております、こちらの小川御船間の道路整備につきましては、現在要望を来年年明けの1月に県に対し要望活動を行う予定で、田口橋に関しましては、今、災害熊本地震後に、復旧されておりますけども、歩道がまだ狭いということで、歩道の建設の整備についての要望を行っているところであります。

以上でございます。

○副議長（荒田 博君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 町長のほうに、今、歩道のほうという町の一番の要望ということでやっておりますけども、私はまだ、ほかにももう少し頑張って要望されていることがあるんじゃないかなと思うんですけども、どうなんでしょうかね。

田口橋のときでは、あそこは狭いんだと、歩道をつけてくれとか、地震のときでしたから。しかし、地震だったら現況復旧だからできませんとか、当時の町長は非常に苦しくもあり苦しくもない、いろんな地元説明会でも話をされてたんですよ。

そこで、歩道を今回されるのもまたあるけども、もう少し違う方面の要望も考えられてはどうかかなという思いがあったので、その点について町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（荒田 博君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいまご質問の御船小川間道路整備期成会でございます。

甲佐町、御船町、宇城市でそういった期成会をつくってこの御船小川間の道路について要望等を行っているところでございます。

この期成会につきましても、私が会長を務めているところでございます。

現在各市町から、要望等を取りまとめてありますけれども、宇城市のほうから小川区間の要望が出ておりますし、御船は御船のほうで要望されております。

甲佐につきましては、先ほど建設課長が答弁しましたように、田口橋について道路拡幅はできましたけれども、子どもたちの通学路の安全確保を図るために歩道が必要だろうということで、現在町では田口橋の歩道を要望として出しているところでございます。

今後本田議員が言われましたように、いろんな広い観点から、ここも要望していて、なかなか予算の関係がございまして、これも田口橋の歩道についてもずっと要望しておりますけどなかなか一向に進まないというような状況でございまして、一応要望等を行いながら、いろいろ必要な整備が必要な路線等については、また事務局のほうでも洗い出しを行って要望を進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（荒田 博君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 地元のことでございまして、要望というか、私の意見としてお聞きいただきたいんですけど、この町道の認定について直接の関係はないとは思いますが、いろいろ周囲は、グリーンセンターからの道も舗装されて整備されております。

これも整備されておりますけども、そこで出てくるのが、側溝から流れる排水の問題なんです。この流れつく一番最終のところは、私どもの区が管理といいますか、麻生原堰の管理ですけども、維持管理しているのは私どもの集落でございまして、非常に、全てのこの地図に見えている田原地区全ての排水がそこに集まるというか、そういうことになっているんですよ。ですから、そういう排水路に関しては、そこからずっと下流まで土砂が堆積しているというような状況でございまして。

もう、この議会でもいろいろ排水のことが出ていましたけど、そういう状況で農政課には農政課でちゃんとお願いをしてということでやるんですけども、やはりどうしても建設課としてもあそこに何らかの方法で、高低差が非常にないんですよ、あの辺は。だから、県道の下はもう既に半分以上土砂が堆積しております、それが原因でずっと、田口の集落のほうまで災害のときは水が逆流してくるというような状況でございまして、是非その辺の現状を1回見ていただいて、できることならば対応されるように、今後とも、ずっとこう続くわけでございますから、是非1回担当課としてそこを見て判断していただけないかという要望でございまして、いかがでございましてか。

○副議長（荒田 博君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 排水対策につきましては、現状の把握をさせていただきますし

て、状況を確認して対応できるものは対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（荒田 博君） ほかに何か質疑はありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。

今、この平面図を見ているんですけども、丸で囲んである今度の引継区間、県道が今度町道になるというところがございますけれども、おそらく集落がこれだけ住宅がありますので、上水道がおそらく県道か、今度新しくなる道路、町道になる部分ですかね、この辺にひょっとしたらちょうど町水道の本管が入っているんじゃないかという思いがあります。

例えば、町道で管理する場合、県道の下に埋設してある場合は、県のほうに許可を取って費用負担が出てくる可能性があるとは私は思ったんですけども、今回のこの新しく県道から町になった赤の部分について、上水道とかが入っているのか、それと重用区間の緑色ですか、この部分に関しても、町水の上水道の本管が入っているのかをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（荒田 博君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時56分

○副議長（荒田 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） お答えいたします。

こちらにつきましては、県道の改良工事に併せまして、上水道の水道管の敷設替えのほうも同時に行っております。

以上となります。

○副議長（荒田 博君） 何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番、宮川です。

議案第67号、町道の路線廃止及び認定についてでございますけども、県道今吉野甲佐線のバイパス新設によるものでございますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○副議長（荒田 博君） これで討論を終結します。

これから議案第67号、町道の路線廃止及び認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号「町道の路線廃止及び認定について」は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。昼食のため、午後は1時から開会いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○副議長（荒田 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長から、議案第67号の本田議員からの質問について答弁の申出があります。

これを許します。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） お時間をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど本田議員の質問、ご質問に対して間違った答弁をしておりましたので、訂正させていただきますと思います。

本田議員のほうから交差点から城南方面の県道小川嘉島線の整備についてご質問をされておりましたけれども、私のほうは交差点から田口方面の説明をしておりました。申し訳ございませんでした。

県道小川嘉島線の整備につきましては、以前は県道今吉野甲佐線の延長として、府領集落の整備についてということころもありまして、県に協議を行ってございましたけれども、交差点から先はもう県道小川嘉島線ということでありますので、主要地方道小川嘉島線道路整備促進期成会としましては現在五木素麺から御船インターに抜けるような、バイパス案を要望を行っているところでございます。

おわびして訂正させていただきます。

○副議長（荒田 博君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 私も、もう大分前の話だからちょっと覚えてなくて、中途半端な質問をして申し訳なかったと思っております。

いわゆる府領の県道は、やっぱり交差するにもちょっと何かところどころ危険なところもありますので、是非とも、そういった期成会あたりがしているのであれば、是非そこら辺の改良も、今後、町の要望を県のほうに要望していただきたいというふうに思いますの

で、よろしくお願ひしときます。

日程第15 議案第68号 令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）

○副議長（荒田 博君） 日程第15、議案第68号「令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、議案第68号についてご説明申し上げます。

議案第68号、令和7年、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）、次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町の一般会計補正予算（第6号）は次に、定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,813万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億1,168万1,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によります。

債務負担行為の補正、第3条債務負担行為の追加及び変更は第3表、債務負担行為補正によります。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は、第4表、地方債補正によります。

令和7年12月12日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款15国庫支出金から、2億6,923万3,000円を減額し、24億1,756万9,000円としております。

1の国庫負担金から3の委託金までです。

款16県支出金に、3,079万円を追加し、14億5,949万9,000円としております。

1の県負担金、2の県補助金です。

款19繰入金に2億5,136万8,000円を追加し、17億8,854万9,000円としております。1の基金繰入金です。

款21諸収入に、1,442万8,000円を追加し、7,934万6,000円としております。雑入です。

款22町債から、3億2,550万円を減額し、15億1,860万円としております。1の町債です。

歳入合計補正前の額167億981万8,000円から2億9,813万7,000円を減額し、164億1,168万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款2総務費から351万6,000円を減額し、40億5,203万9,000円としております。1の総務管理費から3の戸籍住民登録費までです。

款3民生費に1億2,460万4,000円を追加し、25億2,469万8,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。

款4衛生費から、346万6,000円を減額し、8億151万3,000円としております。1の保健衛生費です。

款5農林水産費に23万3,000円を追加し、10億1,936万4,000円としております。1の農業費です。

款6商工費につきましては、財源内訳変更のため補正はありません。

款7土木費から、6億5,492万9,000円を減額し、8億5,795万4,000円としております。1の土木管理費、2の道路橋梁費、4の住宅費です。

款8消防費に1,699万1,000円を追加し、5億7,324万7,000円としております。1の消防費です。

款9教育費に167万4,000円を追加し、8億9,355万2,000円としております。1の教育総務費、4の社会教育費、5の保健体育費です。

次のページをお願いいたします。

款10災害復旧費に2億2,942万8,000円を追加し、15億2,898万6,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費から4のその他公共施設・公用施設災害復旧費までです。

款11公債費から、915万6,000円を減額し、11億1,969万4,000円としております。1の公債費です。

歳出合計補正前の額167億981万8,000円から2億9,813万7,000円を減額し、164億1,168万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表繰越明許費です。説明は、款、項、事業名、金額の順で行います。

款2総務費、1総務管理費、地籍調査字図復元データ更新事業、463万1,000円。

款7土木費、2道路橋梁費、道路新設改良事業、6億186万4,000円。

款7土木費、4住宅費、耐震改修促進計画改定事業、437万8,000円。

款8消防費、1消防費、浸水対策事業、2億3,848万6,000円。

款9教育費、4社会教育費、生涯学習センター舞台照明設備更新事業、737万円。

款10災害復旧費、2公共土木施設災害復旧費、公共土木災害復旧事業、10億2,510万2,000円。

款10災害復旧費、3文教施設災害復旧費、総合運動公園災害復旧事業、1億9,329万9,000円です。

次のページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正です。1の追加です。説明は事項、期間、限度額の順で行います。

議会会議録筆耕翻訳料、令和8年度、84万7,000円。

コピー用紙A4購入費、令和8年度、300万円。

コピー機使用料、令和8年度から令和12年度まで、1,072万2,000円。

デジタル印刷機使用料、令和8年度から令和12年度まで、562万円。

庁舎等燃料費、令和8年度、1,100万円。

庁舎等の定期、特別清掃及び環境衛生管理委託料、令和8年度、745万円。

庁舎等の植栽樹木維持管理業務委託料、令和8年度、320万円。

広報こうさ印刷製本費、令和8年度、311万2,000円。

広報こうさ編集業務委託料、令和8年度、158万4,000円。

次のページをお願いいたします。

指定金融機関業務委託料、令和8年度、308万円。

口座振替データ伝送委託料、令和8年度、68万4,000円。

支払いデータ伝送手数料、令和8年度、6万6,000円。

口座振替データ伝送サービス利用料、令和8年度、6万6,000円。

避難行動要支援者管理システム保守委託料、令和8年度、30万円。

避難行動要支援者管理システム賃借料、令和8年度から令和12年度まで、479万5,000円。

子育て短期支援事業委託料、令和8年度、5万5,000円。

地域子育て支援、センター事業委託料、令和8年度、300万円。

病児病後児保育事業負担金、令和8年度から令和9年度まで、172万4,000円。

健康管理システム保守委託料、令和8年度、133万6,000円。

健康管理システム賃借料、令和8年度、65万5,000円。

次のページをお願いいたします。

総合保健福祉センターシロアリ対策委託料、令和8年度から令和12年度まで、253万円。

ふるさと納税ポータルサイト利用手数料、令和8年度、3億6,309万9,000円。

ふるさと納税決済システム利用手数料、令和8年度、453万2,000円。

ふるさと納税ワンストップオンライン申請システム手数料、令和8年度、958万4,000円。

甲佐町提案型事業補助金、令和8年度、260万円。

観光協会補助金、令和8年度、1,800万円。

町立小中学校高圧受電設備保安管理委託料、令和8年度、210万円。

学校給食費口座振替データ伝送業務委託料、令和8年度、10万円です。

次のページをお願いいたします。2の変更です。事項が用地取得、物件補償管理システム使用料、変更前の期間が令和8年度から令和11年度まで、変更後の期間が令和8年度から令和12年度まで、変更前の限度額が424万円、変更後の限度額が600万円です。

次のページをお願いいたします。

第4表債地方債補正です。1の追加です。

起債の目的、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業費債、限度額が4,000万円。起債の

方法が証書借入れまたは証券発行。利率年5.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合については債権者と協定をするものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、また、繰上償還もしくは低利債に借換えすることができるものいたします。

2の変更です。説明は起債の目的、補正額、限度額の順で行います。

まず、起債の目的で過疎対策事業債から、4億6,000万円を減額し3億4,670万円としております。

緊急防災・減災事業債に、950万円を追加し、1,290万円としております。

災害復旧債に8,500万円を追加し、7億100万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（荒田 博君） これより質疑を行います。

本予算全部について質疑をお願いいたします。

何か質疑はありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。

債務負担についてお尋ねをします。ページは9ページです。その中の観光協会補助金について質問をいたします。

補助金については、令和6年度で800万、前年の7年度で1,100万、今回債務負担で8年度分として1,800万円計上されてありますけれども、その理由と事業計画案が分かれば、お願いします。

○副議長（荒田 博君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 観光協会補助金についてご説明いたします。

まず、最初に、こちらの金額につきまして、令和7年度から令和8年度にかけて700万円増額になっております。その主な理由といたしましては、大きいところで言いますと、やはり物価高騰というところ、それから人件費、こちらも単価の増額があっております。

それから安全対策といたしまして、警備員を増員、今年もしておりますけれども、さらに来年度も増員する必要があるというところでの増。もう一つについては、渋滞緩和策も行っておりますので、その分の物価高騰による増というものが主なところでございます。

また、事業計画ということでございますけれども、観光協会全体の事業予算としましては、現時点で計算をしたところ約2,800万円を予定をしております。主なところで言いますと、あゆまつり、こちらが大体1,900万、スポーツフェスタが630万、あとは事務的経費と、それから各種補助金というところでございます。以上です。

○副議長（荒田 博君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。

ただいま事業案と説明いただきましたけれども、以前ちょっと質問を関連でお聞きしたいんですけど、よろしいですか。

○副議長（荒田 博君） どうぞ。

○4番（森田精子君） 以前一般質問の中で、町の観光協会の位置という形で質問というか提案したことあるんですけども、今町では組織規則では地域振興課の商工観光係の中に、観光振興及び観光協会に関することというふうにあります。

観光協会の多くは、一般社団法人、任意団体、公益法人など、町とは別人格の団体が通常で、町なのか観光協会なのか不透明で、公的地位を使って寄附を集めていると評価される可能性もありますし、また、職員の今までの様子を見ておきますと、かなりの負担があるみたいな感じではないのかなというふうに思うことから、今後ですな観光振興事業の一環として整理をし、職員は事務局支援に限定すべきではないのかというふうに思うところがあります。このことにつきましては、以前、在り方について検討していきたいというような形で答弁をいただいたと思いますけれども、これについて再度どうのお考えなのかをお聞きしたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○副議長（荒田 博君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 事務局の在り方というところで、前回ご指摘をいただいたところでございますけれども、こちらにつきましては、その後庁内の中でも協議をさせていただきまして、議員がおっしゃるように事務局の負担というところもございまして、あとは観光協会として本来行うべき情報発信だったり、観光振興というところにつきましても推進していく意味で、再編というところも含めたところで、現在協議をさせていただいておるところでございます。以上になります。

○副議長（荒田 博君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、私のほうからも答弁させていただきます。

この観光協会の組織につきましては、いろいろ森田議員のほうが今ご指摘、意見をいただきましたけど、私もその点はもう十分認識しております、そういった観点から、私も町長選に出ますときにマニフェストの中で、観光協会の外部委託ということで目標を掲げさせていただいております。

観光協会業務を外部に出すことによって、職員の負担軽減にもつながりますし、あとはいろいろ民間のノウハウを生かしていただいてさらに盛り上がるような各種イベントを実施していただきたいという思いで外部委託のほうを検討しております。

これにつきましては、担当課のほうにも指示を出しております、担当課のほうも、外部委託をするに当たっての準備等を現在進めているところでございますので、またその辺が固まりましたら議会のほうにご説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○4番（森田精子君） 4番です。

今、町長の答弁で、前向きに検討しているということで、今現在のやっぱり職員さんの負担を考えるとどうしてもやっぱり別にして、別の組織でしたほうがいいのではないかと
いうふうに思います。

あゆ祭りだけではなくて、委員会の社会教育課でイベントをしている部分とかなんかも全部ありますので、そういったところも全体的に考えていただければいいのかなと
いうふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

○副議長（荒田 博君） ほかに何か質疑はありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。

質問いたします。

ページ25の9款教育費の中に目、文化財保護費がありますが、そのことについてちょっとお尋ねします。

今年の8月豪雨で被災した中に文化財があつております。上豊内地区の阿弥陀仏と阿弥陀仏を保存していた建物が土砂崩れで建物が全壊し、また、阿弥陀仏にも大きな損傷を受けています。この文化財について、町として考えられているところがあるのかどうかお尋ねします。

もう1点、ページ26第10款災害復旧費の中で陣ノ内城跡災害復旧工事というのを載せてありますが、陣ノ内城跡の災害復旧の状況についてお尋ねします。

以上2点です。

○副議長（荒田 博君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） まず、上豊内地区の阿弥陀堂についてでございますけども、議員おっしゃるように、この8月の豪雨の土砂崩れにおいて上豊内の阿弥陀堂、また、船碑という板碑、石碑の2点が土砂に埋もれたところでございます。

埋もれた文化財におきましては、社会教育課のほうで、県の教育庁文化課、また土砂災害からの復旧に関連する県、町、あと掘削の事業者と連携し情報共有を行い、この被災文化財の救出というのを行っております。この救出した文化財、阿弥陀仏と板碑に関しましてですけども、阿弥陀仏に関しましては、熊本県の文化財資料室で現在一時保管しております。板碑におきましては、上豊内地区の公民館に移設しているところでございます。特にこの阿弥陀仏に関しましては、県の教育庁文化課のご協力の下、現在、仏像研究者による調査が進められており、仏像の希少価値が今明らかになりつつあるところでございます。

今後におきましては、まず、上豊内地区の意向にもよりますけども、教育委員会として国、県、また、民間が行っている補助事業等を調査し情報共有しながら、地区と共に修復に向けて進めていこうと今考えております。

以上です。

と、もう1点、もう1点が、すいません。失礼しました。

陣ノ内の今回の被害状況についてでございますけども、陣ノ内におきましては、8月の豪雨により、北側の堀、及び東側の堀の表層が崩壊しております。北側の堀に関しましては、50メートル以上にわたり断続的に表層崩壊がしているところでございます。表層崩壊におきましては、今回事業費を上げさせてもらいましたが、修復の方向で進めていこうと考えております。修復の内容といたしましては、文化庁の災害復旧事業補助、補助率70%を充当し、盛土また補強工法、アンカー工や、繊維混入補強土の吹きつけを用いて修復工事を行う計画を立てているところでございます。以上です。

○副議長（荒田 博君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今内田課長のほうからご説明ありました陣ノ内城跡地の災害ですが、念のためお尋ねしますが、そこ1か所だけだったんですかね。

○副議長（荒田 博君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 災害の後に社会教育課のほうで確認しに行きました。あそこの堀の崩壊のところというのを確認しております。以上です。

○副議長（荒田 博君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 私も詳細には見てないんですけど、上豊内側から登っていきますよね。坂道がありますが、そこで何かこう崩れている箇所も見受けられたんじゃないかと思うんですけど、そこは大丈夫だったんでしょうかね。

○副議長（荒田 博君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時27分

再開 午後1時29分

○副議長（荒田 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） すいません、時間取らせました。

上豊内地区の農道に関しましては、国庫補助によります災害復旧事業の申請を行っております。以上になります。

○副議長（荒田 博君） 何か質疑はありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。

歳出のページ18ページの財産管理費の中の委託料で減額の2,970万と、氷蓄熱ユニット分解整備業務委託料でございますけれども、なんかなかなか聞き慣れない言葉で、ちょっと勉強不足なんですけど、これの実際の委託料なんで実施支出額ですね、金額ですね、どこにあってどういう内容のものかというのを一つだけ教えてください。

それと、ページをちょっと先に進ませていただきますけど、24ページに、消防費の中に消耗品で638万円の増額の予算が計上されておりますけど、この消耗品についての説明を

併せてお願いしたいと思います。

○副議長（荒田 博君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） すいません。

氷熱ユニットにつきましては、これについては、全額減額という形を取らせていただいています。減額につきましては、これを過疎債を充当するようにはしておりましたが、過疎債の配分状況で、どうしてもちょっとここには充てれないという部分で、これについては、次年度以降に繰越して再度予算化をしていきたいというふうに考えているところであります。

この施設につきましては、庁舎また、生涯学習センター等の冷暖房関係の機械設備の委託料という形になっているところでございます。

あと消防費の消耗品につきましては、これについては、消防団員の活動に対しまして、編上靴、今、長靴を支給しておりますけれども、災害時に長靴ではちょっと水害等については危険を及ぼすということで消防署からの指導もあっておりますので、今回編上靴ということで団員に配布したいというふうに考えているところの予算になっております。以上になります。

○副議長（荒田 博君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 具体的に説明よく分かりました。

消耗品の消防団員の編上靴の支給ということおっしゃられました。先ほど議案第59号で機能別消防団員の条例が制定をいたしましたけれども、先ほどの総務課長の話では40名程度を新しく機能別分団ということをお聞きしたような気がするんですけども、その方たちも含めたところで、消耗品として編上靴ですか、購入されようと思っておられるんでしょうか。

○副議長（荒田 博君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 今回の補正につきましては、機能別消防団の部分も含めたところでの予算要求をさせていただいております。以上になります。

○副議長（荒田 博君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 27ページの長期債利子償還金について、これを内訳をちょっとお尋ねをしたいのと、それから、15ページですけども、結婚新生活支援事業費補助金ですけども、この補助金というか事業ですけども、対象者と、どういった内容かというのをお尋ねをします。

○副議長（荒田 博君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） この財源内訳のところではよかったですかね。

これについては、一般財源を充てておりましたが、これについては、減債基金を繰入れたところでの支出ということで考えております。

以上になります。

○副議長（荒田 博君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 新婚新生活応援事業のほうについて対象者についてご説明申し上げます。補助金の交付の対象となる世帯につきましては、新婚世帯、または、継続的補助、対象世帯ということで、所得のほうは、夫婦の所得を合算した額が500万未満であることとか、申請日において夫婦の双方の居住費、住居費、また、引っ越しにかかる、住居の所在が本町の住民基本台帳に登録されていることとか、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であることとか、そういったところの対象要件となっております。以上になります。

○副議長（荒田 博君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。

今度は歳入についてお尋ねいたします。

14ページに、土木費国庫補助金のほうでも、社会資本整備総合交付金ですか、3億5,000万円とか、その下の交付金についても、1億1,400万円と、減額ですよ。それとページをまた、17ページにもありますけれども、土木費ややっぱり同じくこれはこれに関係するのでしょうか、過疎債についても4億3,400万円とか減額になっておりますけれども、実際に町が当初に要望して、過疎債がつかなかったんだろなあとという思いはありますけれども、実際には要望したのに対して何%ぐらいがこういった過疎債等がついてきたのかなというのをお尋ねしたいと思います。

○副議長（荒田 博君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時37分

○副議長（荒田 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） お時間いただきまして、ありがとうございます。

道路橋梁費の道路新設改良費につきまして、社会資本整備総合交付金事業を活用しておりますけれども、この配分につきまして当初予算額では、補助額を7億2,600万円程度を予定しておりましたけれども、実際決定しましたのが、2億8,700万円ということで、約40%ほど減額されているというところがありまして、その関連で全体的な事業面において、減額させていただいているというところでもあります。以上です。

○副議長（荒田 博君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） すいません。時間取らせました。

過疎債につきましては、8億円を要望させていただきまして、実際には3億4,670万円が来たところですので、割合としては43.3%になっているところでございます。以上になります。

○副議長（荒田 博君） 何か質疑はありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 本予算というか、昨日の一般質問の中に出ますけど、給食費の無償化についてあっておりましたし、今朝の熊日の朝刊にも公聴会のことが載っております、国のほうで全額負担をする小学校の給食も負担化するというのが載っておりますので、ちょっと給食費のことの無償化のことにについて質問させていただきたいと思いますが、議長よろしいでしょうか。

○副議長（荒田 博君） はい。

○11番（本田 新君） では質問させていただきますが、小学校のほうが無償化がもうほぼ確定して、来年、新年度からはなるということでありました。

そこでやっぱり次なるのが、やっぱり中学校の給食の無償化というのが私は課題として今後上がってくるんじゃないかなと思いますので、もし中学校の無償化ということ考えた場合、大体、予算的にどれくらいの金額が必要なのか、その点について教育委員会のほうから数字を出していただきたいと思います。

○副議長（荒田 博君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは、給食費の無償化に伴う中学校の事業費は幾らぐらいかというところがございますけれども、これにつきましては、令和8年度、来年度でどのくらいになるのかというところで今試算をしているところでございます。

議員ご存じのとおり、米の価格の高騰であったりとか物価がかなり上がっておりますので、そこでの物価上昇率で考えたときに、中学校でいきますと、約生徒分だけで約2,000万円、中学校に関しては2,000万円の財源が必要というところで試算をしているところでございます。以上でございます。

○副議長（荒田 博君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） この2,000万円と、単年度で2,000万円ならいいんでしょうけども、これはほぼ恒久財源化というのが、この給食の無償化というのにはどうしてもついてまわる大切が大事な非常に困難な問題だろうというふうに思っております。

その点が1点と、もう一つ、上益城郡の町長会というか、郡内で足並みをそろえてやろうというようなことが、前の町長のときから非常に言われてきておりました。ただし、ただ、今年の3月のときにもありましたけども、35万円をするという子育て支援策を充実させるということでありました。

そのとき町長はよく言われたのは、平坦4町の中で、甲佐町の置かれている状況、ほかの3町より後れを取っているという表現ではなかったんですけども、また、私は後れを取って、人口増とかそういった点に、また、TSMCの波及効果と、いろんな点で考えると、我が町の置かれている状況というのは非常に支障あると思いますので、これはこの問題について私は積極的に考えるべきじゃないかなと、中学校の無償化ですよ、給食の無償化については、私は進行的に考えるべきじゃないかなという思いがありますので、ひとつ、議長、ちょっとこの時間休憩とっていただいて、私の意見をこの場で述べることも大事で

しょうけども、ひとつ甲佐町議会として、この問題にやっぱりこうある程度意見の統一をするような形で、意見調整を図って執行部に対して意見を述べるのが可能ならば、やりたいなという私は思いますけども、どうでしょう。議長、やっていただけないでしょうか。

○副議長（荒田 博君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時42分

再開 午後 2 時00分

○副議長（荒田 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 先ほどの質問の途中でありますけども、今控室のほうで休憩取っていただいて、控室のほうで各議員各位の中でいろいろ意見の場を持つことができました。

本日2名の欠席者がおられますので、全議員というわけにはいきませんが、多くの議員が、中学校の無償化については非常に賛成をしていただいて前向きな意見をいただいておりますし、あの場で町長に対して是非やってくれというような意見が出ました。

それを含めて、今後、思考のうえどう考えるか、町長がどう考えるのかを、一つお聞かせ願いたいというふうに思います。

○副議長（荒田 博君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、給食費の無償化、中学校の給食費の無償化につきまして、私のほうから答弁させていただきたいというふうに思います。

まずは先ほど、本日は欠席の議員さんおられますので、議会総意というわけではございませんけれども、多くの議員の皆様方から、中学校の給食費の無償化についてのご意見、やるべきじゃないかというようなご意見をいただいたところでございます。

その点につきましては、私のほうも真摯に受け止めさせていただきたいというふうに思います。

これまで、いろいろ給食費の無償化について、一般質問された議員さんもおられますが、改めて私の給食費に対する考え方をこの場でも再度述べさせていただきたいというふうに思います。

令和5年の12月定例会時において佐野議員のほうから、給食費無償化に対します町長の考えはということでご質問がありました。

その際に私の答弁といたしましては、まずはこの給食費の無償化につきまして、一般財源の持ち出しについてありかなしかで考えると、私はありだというふうに考えておりますというふうに答弁をいたしております。

その際に、この給食費の無償化を実施する際は、単発的ではなくて、やはり中長期的な視点に立って、する場合はやっぱり実施していかないと、不公平感が生じますので、するなら中長期的な視点で考えていきたい。そのためには、やはり恒久的な財源が必要となり

ますので、今後においては、恒久的な財源の確保に努めるとともに、その当時は国が給食費の交付金化あたりも検討されていた時期でしたので、国の動向等もしっかりと注視をしていきますということで令和5年12月定例会時において、私が答弁したというふうに記憶いたしております。

そういった中で、今現在立ち返ってみますと、国のほうは小学校の給食費の無償化ということで、本日の熊日新聞でも出ておりましたけれども、もう令和8年度から国のほうが小学校については給食費の無償化を実施されるということでございます。

同じ義務教育で小学校は無償化になるが、中学校はどうするのかという話になります。中学校の分を町がする場合の、まず、財源、恒久的な財源の確保はどうかということでございます。

議員の皆様方もご承知のとおり、現在我が町は非常にふるさと納税のほうで多くの寄附をいただいております。

その当時令和5年12月定例会時に私が答弁しましたが、令和5年度末におきましては、ふるさと納税が約28億円ですかいただいて、昨年度、令和6年度におきましては、ふるさと納税の寄附金が68億円ということでございます。

現在は、本年令和7年度におきましては、歳入予算を当初予算で43億円で見込んでおります。

現在が、約もう43億円程度の寄附金が現在集まっているところでございます。これにつきまして、また、今度補正予算等もお願いすることになるかと思っておりますが、そういったことから言いますと、そういった財源をふるさと納税、給食費の無償化等を実施する際の基金として、きちんと積み立てて、最低例えば10年間、中学校の給食費の無償化を実施する場合の財源としては、先ほど学校教育課長のほうから答弁ありましたけど、約2,000万円程度の財源がかかりますので、最低でも1回始めた10年間は、まず、10年間分の財源は確保したところにするとした場合2億円の財源を確保、というのが今可能かどうかといわれれば、私は可能であるというふうに捉えておりますので、そのような考えの下、今後前向きにまた、検討していきたいというふうに思っております。

その中で、昨日井芹議員からの質問でもありましたように、その際に私も答弁いたしましたが、この給食費の無償化というのは、いろいろ近隣町との絡みがございますので、今後近隣町との調整はしっかりと甲佐町としては前向きな方向で図っていきたいというふうに思っております。

本田議員も言われましたけれども、甲佐町、今後、現在、若い世代の移住定住を図る上で、若い世代に魅力あるまちづくりを展開する上で、この給食費の無償化というのは非常に効果的な事業であるといった中で、例えば上益城の平坦4町と比較いたしますと、御船町、益城町、嘉島町におきまして、若い世代の人口が増えていると。

一方で甲佐町については、まだ人口増の流れが来てないということで、こういった事業を積極的に展開していく必要があるという考えは私も持っております。

ただ一方で、ちょっと俯瞰的な観点で広域的視点で、甲佐町のまちづくりを考えた場合には、やはりそういった広域連携地域との他町との連携、そういったことも必要になってまいりますので、そういった部分を総合的に考えながら、前向きにこの給食費、中学校の無償化については、今後執行部で検討を進めてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○副議長（荒田 博君） 一応4回目なりますけども、一応今の流れで何か関連で聞かれるんですね。

いや、関連で聞かれるんでしょうね。

○11番（本田 新君） 関連です。

○副議長（荒田 博君） 許可をいたします。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 町長ありがとうございました。ありがとうございましたということとは失礼ですけども、考えていただいておりますことに、我が町のふるさと納税もありますけども、ひとつ私がかねてより思っているのは、町の行政執行する予算というのは、片一方を増やし片一方削ると、そういう中でやっていくというのが本来の、私は姿だろうし、また、そこにこそ、行政執行の優先順位をしっかりと見定めるということもあるだろうと思っておりますので、その点について、一つやれと言いながら、私も非常に思いがありますけども、その辺を考えていただきたいというふうに思いますし、（ 392文字削除

）

○副議長（荒田 博君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時10分

○副議長（荒田 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 私も多数の質問をして申し訳なかったと思いますが、非常に

質問の趣旨が明確でありませぬので、今した質問については、是非とも議長にお許しいただいて、取消しをしていただきたいというふうに思います。

また、今後しっかりとした事実に基づいて質問したいと思いますので、その時また、よろしくお願ひします。

○副議長（荒田 博君） 何かほかに質疑はありませんか。

森田議員、4回目ですけれども、どうしても聞きたい質問したいなど。

一応許可します。

○4番（森田精子君） 24ページの土木費の中の住宅費、修繕料が159万7,000円と、かなり多額の金額が計上されておりますけれども、これについては、多分住宅の修理だと思っておりますが、8月豪雨かなんか受けたときの被災によつての修繕なのかどういった内容の修繕なのか教えてください。

○副議長（荒田 博君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） これは豪雨とは関係なく、経年劣化のような形で立岩団地の街路灯の修繕が502万7,000円と、それからサンコーポラスの浄化槽の修繕が100万円ほどかかっております。以上でございます。

○副議長（荒田 博君） 何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。

議案第68号、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）でございます。

今回の補正額といたしましては、2億9,813万7,000円の減額と、歳入では国庫補助金である社会資本総合交付金並びに過疎対策事業債の減額、また、歳出では、8月に発生した豪雨災害に対する復旧費といたしまして、工事費等の増額など、特に災害復旧費の増額分については、速やかな執行に努めていただき一日も早い復旧復興ができますことを切に、願ひ異議なく賛成といたします。

○副議長（荒田 博君） これで討論を終結します。

これから議案第68号、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号「令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）」は原案のとおり可決しました。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） すいません。

それでは、一般会計補正予算のご議決いただきまして、ありがとうございます。

ご議決をいただきました直後でございますけれども、先ほど町長からの話もありましたとおり、ふるさとの甲佐応援寄附金の受入額が、12月に入りまして想定していたよりも受入額が伸びております。

そのことから、ふるさと甲佐応援寄附金事業に関する経費等を計上する必要があるというふうになっておりますので、この後緊急的に補正予算の専決処分をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

日程第16 議案第69号 令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○副議長（荒田博君） 日程第16、議案第69号「令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） では、議案第69号についてご説明いたします。

議案第69号、令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ446万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億436万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるとするものです。

令和7年12月12日提出、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款3国庫支出金に450万6,000円を追加し、450万7,000円としております。項1国庫補助金です。

款4県支出金に、1万9,000円を追加し、10億5,648万9,000円としております。項1県

補助金です。

款 5 財産収入に、3 万円を追加し、6 万7,000円としております。項 1 財産運用収入です。

款 7 繰入金から、9 万1,000円を減額し、1 億2,537万8,000円としております。項 1 一般会計繰入金です。

歳入合計補正前の額、13億9,990万2,000円に、446万4,000円を追加し、14億436万6,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款 1 総務費に441万4,000円を追加し、3,740万4,000円としております。項 1 総務管理費及び項 2 徴税費です。

款 2 保険給付費に2 万円を追加し、10億2,677万6,000円としております。項 2 高額療養費です。

款 6 基金積立金に3 万円を追加し、6 万8,000円としております。項 1 基金積立金です。歳出合計補正前の額13億9,990万2,000円に、446万4,000円を追加し、14億436万6,000円としております。

次のページをお願いします。

第 2 表、債務負担行為です。事項、保健指導訪問用車借上料、期間、令和 8 年度、限度額52万7,000円です。

今回の補正につきましては、主に各医療保険制度の被保険者などにご負担いただくこととされております子ども・子育て支援金制度国のほうで創設されておりますが、これに必要な被保険者の方からの拠出金について、令和 8 年 4 月分以降を町の国民健康被保険者の皆様に対して、子ども・子育て支援金分として、国民研究健康保険税に含めて賦課徴収するための電算システムの改修費用、これを国の補助金を利用して行うため、国庫補助金及び総務管理費について増額補正。

このほか、一部の財政調整基金に定期預金利子が生じたことに伴う、財産運用収入及び基金積立金の増額補正。

徴税費に係る印刷製本費及び通信運搬費の減額に伴いましての一般会計からの繰入金の減額補正などをお願いするものでございます。

ご説明について以上でございます。

どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長（荒田 博君） これより質疑を行います。

本予算全部について質疑をお願いします。

何か質疑はありませんか。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） それこそ子ども・子育てという保険被保険者に対する賦課金で

すけども、それがどのくらいになるのかということ。それから、保険料が、これはちょっとあれですけども、保険料が滞納となっている方への、今対応がどうなっているのかなど。マイナ保険証になっておりますのが多いと思いますので、そのマイナ保険証の、今の登録する率といいますか、その3点ちょっと、お伺いいたします。

○副議長（荒田 博君） 住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 1点目被保険者の方に対しての拠出金の負担がどのくらいだろうかということですが、これはあくまでも国の試算として出されておりますのが、1か月1人当たり250円ほどから始まりまして、令和10年度になったところで400円ですとか450円ですとかということをおくまでも試算をされているところになります。

それから、マイナ保険証の関係と滞納対策といったご質問に関しましては、前に短期の費用減少被保険者証ですとか、資格証明書、10割負担の保険になる、なられるような、そういったペナルティーのことのご質問かと思っておりますけれども、まず、短期保険証というものはもう保険証自体がなくなりましたので、これはもう、今のところ町で滞納対策としてやっております。

それから資格証明書という10割の保険適用になる、その制度はまだ残っておりますけれども、今のところ、今のところといいますか、ここ私が知る限り、かなりの期間、10割負担になられた方は今のところいらっしゃいません。

それから、マイナ保険証の登録率に関しましては、ちょっと確認して後ほど答弁させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。以上でございます。

○副議長（荒田 博君） ほかに何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

議案第69号、令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります、ただいま担当課から説明があり、質疑がございました。

今回、歳入歳出それぞれ446万4,000円を追加されたということで、主立った歳入といたしまして、国庫補助金の増額、それから歳出におきましては、国保回収システムの委託料の増加ということでございます。何ら異議なく賛成いたします。

○副議長（荒田 博君） これで討論を終結します。

これから議案第69号、令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号「令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第70号 令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○副議長（荒田 博君） 日程第17、議案第70号「令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは、議案第70号についてご説明申し上げます。

議案第70号、令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。

令和7年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,086万2,000円としております。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和7年12月12日提出、町長名でございます。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款5国庫支出金に43万1,000円を追加し、4億4,938万3,000円としております。項2国庫補助金です。

款8繰入金に85万円を追加し、2億9,011万9,000円としております。項1、一般会計繰入金です。

歳入合計補正前の額17億8,958万1,000円に、128万1,000円を追加し、17億9,086万2,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款 1 総務費に128万2,000円を追加し、4,666万6,000円としております。項 1 総務管理費、項 3 運営協議会費です。

款 8 予備費から1,000円を減額し、2,443万3,000円としております。項 1 予備費です。

歳出合計補正前の額17億8,958万1,000円に、128万1,000円を追加し、17億9,086万2,000円としております。

今回の補正の主なものは、令和 7 年度税制改正に伴う介護保険システムのシステム改修に係る増額によるものになります。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（荒田 博君） これより質疑を行います。

本予算全部について質疑をお願いします。

何か質疑はありませんか。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） 8 ページですけれども、介護保険システム改修事業委託料ということで、どういった内容のシステム改修なのかお尋ねをいたします。

○副議長（荒田 博君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 介護保険システム改修についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、令和 7 年度税制改正における、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額の引上げが10万円引き上げることになります。これに伴いまして、介護保険制度におきましては、保険料段階を住民税の課税状況や合計所得金額に基づき設定していますので保険料段階が下がる方が生じる影響が出てきます。介護保険につきましては、3 年単位の計画期間、現在のほうは令和 6 年から 8 年度中の保険者の想定しない保険料の収入不足を防ぐ観点から、令和 8 年度の第 1 号保険料に限り、給与所得控除の最低保障比較引上げの影響を遮断し、控除が従前のものとして保険料を算定するということになっております。以上になります。

○副議長（荒田 博君） ほかに何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3 番、鳴瀬議員。

○3 番（鳴瀬美善君） 3 番です。

議案第70号、令和 7 年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

今説明をいただきましたけれども、補正の主なものとしたしましては介護保険システム改修のための委託料の増額補正ということでございます。引き続き、安定した介護保険事業の推進に資するものであると判断いたしますので、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○副議長（荒田 博君） これで討論を終結します。

これから議案第70号、令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号「令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

住民生活課長から議案第60号の井芹議員からの質問、議案第69号の井芹議員からの質問について答弁の申出があります。

これを許します。

住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 先ほどの井芹議員のご質問、マイナ保険証の登録率などについてのご質問でございましたが、令和7年9月の1か月のこれは実績といたしましてのマイナ保険証の登録率ですね、加入者2,051人に対しまして、80.0%が甲佐町になっております。

マイナ保険証の利用率なんですけど、これはもうあくまでも病院にかかった方が、1件1件がマイナ保険証使われたかどうかの計算になりますが、これでいまして、70.9%の利用率ということになっております。

時間取らせましたが、失礼いたしました。以上でございます。

日程第18 議案第71号 令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○副議長（荒田 博君） 日程第18、議案第71号「令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 議案第71号についてご説明いたします。

議案第71号、令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,211万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとするものです。

令和7年12月12日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款4繰入金に231万円を追加し、7,358万3,000円としております。項1一般会計繰入金です。

歳入合計補正前の額2億2,980万4,000円に、231万円を追加し、2億3,211万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

総務費に231万円を追加し、439万5,000円としております。項1総務管理費です。

歳出合計補正前の額、2億2,980万4,000円に、231万円を追加し、2億3,211万4,000円としております。

今回の補正は、各医療保険制度の被保険者などにご負担いただくとされている、子ども・子育て支援金制度の必要な国への拠出金を令和8年4月分以降、町の後期高齢者医療の加入者の皆様に対して、子ども・子育て支援金分として保険料に含めて賦課徴収するための電算システムの改修費用を国の補助金を利用して行うために、歳入歳出それぞれの増額の補正をお願いするものでございます。

ご説明につきまして、以上です。

どうぞご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○副議長（荒田 博君） これより質疑を行います。

本予算全部について質疑をお願いします。

何か質疑はありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 非常に質問もちょっと考えるのは難しいんですけど、国民健康保険と後期高齢者の中で、予算の中で子ども・子育て支援金との絡みが出てきますよね。みんなで子育て支援に応援しましょうという、趣旨で負担金がというか支援金を出さないかと思うんですよ。

ただ、考えてみると子どもさんたちを育てている親御さんたちは、国民健康保険の方もおられますし、後期高齢のお年寄りもおられます。大部分は社会保険を払っている方たちもおられますよね、当然。その方たちも同じような形で、子育て支援金を給料天引きか何かで引かれていくという感じにイメージではなりませんかね。

○副議長（荒田 博君） 住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） ご質問につきましては、鳴瀬議員がお考えのとおりでございまして、4月以降の保険料をから社会保険の方は健康保険料、共済の方は共済というんですか、保険料に子ども・子育て支援金分と加算したところでご負担をいただくような制度になってございますので、そのようになると思っております。以上でございます。

○副議長（荒田 博君） 質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

議案第71号、令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございますが、ただいま説明、それから質疑がございましたとおり今回歳入歳出それぞれ231万円を追加されたということでございます。繰入金の増加によります後期高齢者医療システム改修委託料の増加でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

これで討論を終結します。

これから議案第71号、令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号「令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

日程第19 発議第2号 甲佐町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

○副議長（荒田 博君） 日程第19、発議第2号「甲佐町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（北野 太君） 発議第2号、令和7年12月16日、甲佐町議会議長宮本修治様。

提出者、甲佐町議会議員荒田博同じく本田新。

甲佐町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を地方自治法第112条及び甲佐町議会会議規則第13条の規定により次のとおり提出します。

提案理由につきましては、社会情勢の変化に対応するとともに、住民に開かれた議会の実現を図る観点から、議会傍聴に係る諸規定の見直し及び必要な文言調整を行うため、本規則の一部改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町議会傍聴規則の一部を改正する規則甲佐町議会傍聴規則の一部を次のように改正する。

第2条中、氏名及び年齢性別を及び氏名に改める。

第3条第3項中、氏名及び年齢性別を及び氏名に改め、同条5第5項中、傍聴人がを傍聴人の交付を受けた者が傍聴席にに改め、同条第6項中傍聴人を傍聴券の交付を受けた者に改める。

第5条第1項第1号中、銃器、棒その他人に危害を加え、また、迷惑を及ぼすを銃器、刃物、棒その他他人に危害を加えるに改め、同項第2号を次のように改める。

第2号、ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められるものを携帯し、または着用している者、第5条、第1項中第3号から第6号までを削り、第7号第3号とし、第8号を削り、同項第9号中、議事を妨害するを会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすに改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中傍聴人を会議を傍聴しようとする者に、前項第1号から第5号までを前項第1号及び第2号に、物品を物に改め、同条第4項を削る。

第6条第1号中、表明しないを表明し、または議場に現在する者に対して、示威的行為をしないに改め、同条第2号から第4号までを削り、同条第1号の次に、次の1号を加える。

第2号、携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第6条第5号中、会議中は、を削り、同号を同条第3号とし、同号の次に、次の1号を加える。

第4号、写真の撮影、録音、録画等、（議長に特に議長の許可を得たものを除く）、をしないこと。

第6条第6号、及び第7号を削り、同条第8号中、または議事の妨害を、会議を妨害をし、または他人の迷惑に改め、同号を同条第5号とする。

第7条を削る。

第8条中すべてを全てに改め、同条を第7条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附則、この規則は公布の日から施行する。

以上で朗読を終わります。

○副議長（荒田 博君） 提出者の説明を求めます。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） それでは、提出者の説明をさせていただきます。

今回の発議、甲佐町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定につきましては、社会情勢の変化に対応するとともに、住民に開かれた議会の実現を図る観点から、標準町村議会傍聴規則の一部改正に基づき諸規定の見直し及び必要な文言調整を行うため、本規則の一部改正を行うものであります。

改正の考え方については、主に3点あります。

1つ目は、開かれた議会の実現を図る観点から、傍聴に関する誓約は必要最小限とし、現行よりも厳しい制約は設けないこととします。

2つ目ですが、傍聴に関する誓約については、会議妨害、他者への加害、傍聴妨害の防止を前提とすることになります。

3つ目、最近の社会情勢を踏まえ文言は法制面から適切なものとする。また、住民への分かりやすさを考慮し、平易なものとする。

以上の考え、考え方に基づき改正を行い、傍聴しやすい環境づくりを行うものでございます。どうぞ。議員各位におかれましては、賢明なるご判断を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（荒田 博君） これより質疑を行います。

何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。

発議第2号、甲佐町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について。

開かれた議会の実現を図り、多くの方たちが、議会傍聴を通して町政に積極的に参加できる機会の醸成を推進するための規則の一部改正であることから、何ら異議なく賛成いたします。

○副議長（荒田 博君） これで討論を終結します。

これから発議第2号「甲佐町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○副議長（荒田 博君） 日程第20「各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の2つの常任委員会及び議会運営委員会から閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。

各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒田 博君） 異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、12月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は12月12日から本日までの5日間にわたり、ご提案いたしました案件につきまして、精力的にご審議いただき、いずれも原案どおりご議決いただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たり、ご同慶に存ずるものであります。

ここにご議決いただきました令和7年度一般会計補正予算をはじめ、各議案の成立によりまして、町政全般にわたり、なお一層の政策推進を図り、町民の皆様の福祉の向上に努めてまいります。

今年も残すところあと僅かとなりましたが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただきながら、新たな年をお迎えいただきますよう心から祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（荒田 博君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は12日に開会、本日16日までの5日間にわたり、重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全て議了し、無事閉会の運びとなりましたことは、議員各員とともに、誠に同慶にたえません。

ここに、今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し深く感謝申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。

最後に、皆様にはくれぐれも健康にご留意いただき、輝かしい新年をお迎えいただきますようお願い申し上げます、令和7年第4回甲佐町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後2時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会副議長

甲佐町議会仮議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録

令 和 7 年 第 4 回 定 例 会

令 和 7 年 12 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 宮 本 修 治

編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 北 野 太

作 成 大 和 速 記 情 報 セ ン タ ー 電 話 (092) 475-1361

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上 益 城 郡 甲 佐 町 大 字 豊 内 719-4

電 話 (096) 234-1198